

ものは、食品・飲料であり、とくに収益性基準においてはそれが明らかに現われている。

第五に、収益性基準による分析は、売上高基準によるものより、より上位のクラスが効率性を示す方向にバイアスをもつことが示される。これは前節の分析に対応するものである。

これらの分析は要するに、一部の業種を除いては集中度の高い産業であるか否かを問わず、最上位規模クラスの企業群の残存テストによる非効率性が一般的に現われていることを示している。しかし寡占的産業においては、最上位規模クラスではないにしても、第二位もしくは第三位の比較的上位の規模クラスにおいても、第二位であることがみられる。もし多プラント化が企業規模に比例して行われると仮定することができれば、かかる限定された意味でのみ「企業規模の決定要因は多プラント経営の経済である」ということができるであろう。すなわち、多プラント経営の経済は最大企業に関するペンローズの定理を排除するものではないのである。

ここで一九五六～六六年の期間における残存テストの結果によって算定した大企業の内部での効率の企業規模の推定額を掲げておこう(第五表)。テストは売上高基準によるもので企業のクラス内平均資産規模は一九六六年度の数値によった。これらの検討によって、現存する最上位規模クラスの企業群の平均資産規模は、効率的なクラスの平均規模とくらべて全般的に甚しく過大であることが明白に示されるであろう。

(四) 「ペンローズ効果」の検証

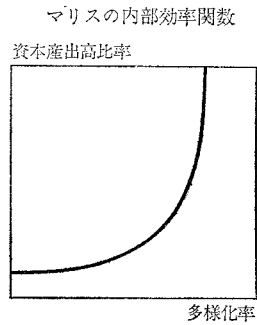
経営者用役の通増による最大企業の相対的非効率性を提起したペ

ンローズの命題は、マリスによって saturation effect と名づけられ、それを資本・産出高比率の上昇によって把握された。すなわち、マリスは企業の内部効率関数を

$$c = c(p) \quad \text{但し } c \text{ は資本・産出高比率}$$

$p$  は diversification rate

の形で考え、資本・産出高比率は多様化率の関数であるとして、その間に図のような関係を想定した。これは内部的制約はもし多様化率が十分に高くなれば、結局不効率性が無限になるというような性質をもっていることを現わしている。その場合にマリスは多様化率を需要の成長率(＝粗資産の成長率)に関連させており、後者は前者の通減的な増加関数であるとしている。しかし資料の検討によると資産の成長率が高い程、資産・販売高比率がより高いとはかならずしもいえないので、右のマリスの仮説を若干変形して、diversification rate は売上高ランクに比例的であると仮定する。そして売上高規模クラスと資産・販売高比率との関係をグラフに示すことにより、企業規模の増大に伴う saturation effect の存在を検出して



てみる。その結果として得られたグラフの形状をいくつかの型に分類することができるが、上位クラスにおいて右下りの部分をもつ型においては saturation effect による大規模の非効率性の存在を検証することができる。このような基準に従った分類の

第六表 業種別資産・販売高比率の型 (Saturation effect)

Saturation effect の存在するもの		Saturation effect の存在しないもの		
右下りまたはL型	V型	水平型	Λ(逆V型)	右上り
1次金属	電気機械('66)	石・ガラス・セメント	加工金属(石油)	自動車
電気機械	非電気機械		紙・同製品('60)	航空機
化学				(食品・飲料)
繊維				紙・同製品('56)
非電気機械('66)				
紙・同製品('66)				
加工金属('66)				

[注] 1) 1956年は逆V型  
2) 1966年は上位に逆V型を示す  
3) 1956年は上位にV型を示す  
カッコ内は弱いもの

第五表 大企業群における効率の企業規模の算定：1966年

	(売上高基準)		(1,000ドル)	
	最上位クラス平均資産規模	効率のクラス規模のレンジ	最大効率クラスの平均資産規模	左のクラス
1次金属	2,401,191	738,219~151,437	151,437	第4位クラス
非電気機械	1,862,453	1,862,453	1,862,453	第1位クラス
電気機械	3,052,831	1,161,411~124,754	1,161,411~294,538	第2~3位クラス
化学	2,073,027	650,133~201,314	650,133	第3位クラス
石油	6,930,704	1,102,065	1,102,065	第3位クラス
食品・飲料	811,123	500,402~111,825	215,054~111,825	第5位~第8位クラス
石・ガラス・セメント	622,995	191,703	191,703	第3位クラス
繊維	797,684	248,415~133,428	133,428	第3位クラス
金属製品	1,346,399	263,448	263,448	第3位クラス
航空機	904,941	904,941	904,941	第1位クラス
紙・同製品	786,546	363,505	363,505	第2位クラス
自動車	5,058,400	(5,058,400)~414,809	414,809	第2位クラス

[注] 分析期間は1956~66年 ランク別クラスは第1~第2位クラスは5社さみ第3位クラス以下は10社さみによるものでランクは売上高によるもの

結果は第六表に要約されている。これによると次のことが明らかになる。

第一に、石油、自動車、航空機を除いて、集中度の高い産業には Saturation effect が作用している。

第二に、集中度の低い産業においても、非電気機械には、同じ効果が現われており、また、加工金属、繊維、紙・同製品には次第に Saturation effect が作用しはじめる傾向をみせている。

このようにして、最上位規模クラスの企業においては、集中度の高い産業を中心に、内部的非効率性を示し、漸次集中度の低い業種にもそれが現われつつあることが分るが、しかし、自動車、航空機は、依然として最上位クラスにおける規模の効率性を示しつつあることがみられる。

(内) 要 約

ここで以上の分析の結果を要約してみよう。

われわれはまず、規模の効率性についてのテストを規模クラス別の成長率の分析によって始めた結果、マリスの非線型成長率曲線についての仮定への支持を見出した。これはペンローズ・マリスの仮説の検証のための企業の規模別効率性に関する一次接近であった。

ついでさらに規模別利潤率を指標としていわゆるボーモルの仮説をテストし、それに対する支持をも見出した。しかしここでこの両者がいかに連繋するかという問題に直面することになり、そこに、後者の最大企業群における高収益率の存在は、それが最大企業群の内部的効率性と結合しうるものか否かの問題が提起されることになった。すなわち大規模企業の収益性の源泉を、規模の経済に求めるこ

とができるかどうかという問題である。われわれは、こうした企業規模の内部的効率性に対する第二次接近を行なうために、さらに Stigler 流の Survivor Technique によるテストと、「ペンローズ効果」の直接的な測定としての Saturation effect によるテストとを並べて行なった。これらの結果は、第七表の総括表に要約されている。

その分析によって次のことが明らかとなった。

まず第一に、最上位規模クラスにおいて、高い成長率を示す局面を有する(分析の第一基準を充たす)産業は、航空機を例外として、集中度の比較的低い産業である。それらは一般に Survivor Test (第三基準)をもみたすが、そのうちいくつかには「ペンローズ効果」が現われており、この第四基準を充たすものは航空機だけに過ぎない。しかもこの成長率基準による大規模の有利性は消滅に向う傾向がある。

第二に、ボーモル流のテスト(第二基準)によって大規模の高収益性を示すものは、一般に集中度の高い産業群であるが、それらの多くは、第三、第四基準のテストに照らして消去され、これらのみならず、集中度の高い産業は一般に最上位クラスにおいてより高い収益性を示すが、それらは第二次の接近によるテストに照らしてみると、かならずしもかかる大規模企業群における高収益性の存在が、規模の経済に帰因する内部的効率性の結果であるとみることができないということが帰結される。すなわち、それらの多くのものに内部的非効率性の存在が明らかに現われており、このようなきざしを示さないものは自動車と航空機のみであった。これらの部門

第七表 総括表

分 析 基 準	最上規模クラスにおいて尚効率性を享受している業種	コ メ ン ト
成 長 率 (= 第 I 基準)	売 上 高	航空機以外は第IV基準をみたさない
	資 産	
	純 収 益	
利 潤 率 (= 第 II 基準)	対 売 上 高	航空機、自動車、非電気機械以外は他の基準をみたさない
	対 資 産	
Survivor Test (= 第 III 基準)	売上高シェア	航空機以外は第IV基準をみたさない
	純 収 益	
Saturation Test (= 第 IV 基準)	自 動 車, 航 空 機	

における生産物の多様化傾向を考慮に入れると、これらの業種の規模の効率性にはとくに、宇宙開発産業と結合した研究開発投資との関連が密接であることが知られるべきである。

- (1) M. A. Adelman; The Measurement of Industrial Concentration, *The Review of Economics and Statistics*, 1951 reprinted in *Reading in Industrial Organization and Public Policy*, 1958.
- (2) R. Marris; *ibid.*, pp. 238~241.
- Do, A Model of The Managerial Enterprise, *The Quarterly Journal of Economics*, May 1963.
- (3) E. T. Penrose; *ibid.*, p. 30 R. Marris, *The Economic Theory of Managerial Capitalism*, p. 119 p. 224.
- (4) R. Marris; *ibid.*, pp. 249~251.
- (5) R. B. Prescott; Law of Growth in Forecasting Demand, *Journal of the American Statistical Association*, Dec. 1922
- S. S. Kuznets; Secular Movements in Production and Prices, 1930.
- A. F. Burns; Production Trends in the United States since 1870, 1934.
- (6) Hall and Weiss; *ibid.*
- (7) Savings; *ibid.* p. 576.
- (8) Savings; *ibid.* p. 584.

IV 若干の総括

ここで本稿の分析から得られたいくつかの結論についての理論的

な総括を行なっておこう。

まず第一に、集中度の高い産業においては、一般に最上位規模クラスの企業グループはより高い収益率を享受しているが、その内容を吟味すると、内部的不効率性による規模の不経済が既に現われており、企業規模が過大であることを示している。但し航空機と自動車とはこの例外であって、なお最上位規模クラスにおいて規模の経済を享受している。

第二に、紙・同製品・石・ガラス・セメント、食品・飲料のような比較的集中度の高くない、かつ平均資産規模の比較的小さい産業においても残存テストによる最上位規模クラスの非効率性は既に現われている。しかしこれらにおいては Saturation effect はそれ程明らかでない。

第三に、加工金属、繊維は、残存テストにおいて、とくに収益性基準によるそれにおいて最上位規模クラスの効率性を示しているが、他方では、Saturation effect が既に現われ始めている。

このように、比較的集中度の低い産業においても、最上位クラスにおける企業群に規模の不経済が現われる傾向にあるが、しかし、集中度の高い産業における程には未だ全面的かつ顕著ではないといふことができる。

第四に、以上のことから、集中度の高い、かつ平均資産規模の大きい産業における最上位規模クラスの企業群の高い収益率は、それらが、他の集中度のより低い産業におけるものにくらべて、よりすぐれた規模の経済を享受していることに帰因するものだということができない。すなわち、それらがより大規模な資本利用に基づくよ

ない。われわれがこの問題を規模の経済の検証の次元で取扱う限り、われわれの採用した手法によるテストに Hall-Weiss の結論は耐えないということが明らかにされたとみられる。

すなわち、われわれの分析結果によれば集中度の高い産業における最上位規模クラスの企業群によって享受される高い収益率の源泉は、そこにおける内部的な規模の経済に帰因するものではなく、大規模資本による絶対的な売上高シェア市場支配力の大きさ(おそらく大規模に帰因する金融力をも含めて)これを求めなければならぬということに結論することができぬ。

(一) Hall and Weiss, *ibid.*, p. 33.

(二) J. S. Duesenberry, *Business Cycles and Economic Growth*, 1958. 「ある程度まで、顧客を敵手から吸引する企業の能力は、現存する販売高の規模に依存する。第一に……自己宣伝力……、第二に、取引業者は大量に取引する限定数の商標のみを取扱うこと……、第三に、部品の利用可能性……によって。」pp. 120-121. これは市場占拠における変化の累積的效果の存在によるものである。相対的な市場占拠率の喪失は、絶対的なその優位の確保を排除するものではない。

【附記】本稿の附属資料については、京都大学デイスカッショングループ KIFER 6908 『米国大企業の成長と収益性——The 500 Largest Industrials の分析』(一九六九年八月刊)を参照された。

質問 一 (関西大学 越後 和典)

り高い効率性の結果であることとは困難である。それゆえに、「大量の資本に対する高収益は社会的機会費用である」として、それらを生産物価格に含ませることが適当であるとする前述の Hall-Weiss の見解は否定されるべきであろう。Hall-Weiss は彼らのモデルを次のように定式化した。すなわち、 $M_i$  を投下資本利潤率、 $A_i$  を資産、 $Q_{i-1}$  を産出高の変化率、 $i$  を企業、 $j$  を産業、 $t$  を年度、 $C_j$  を企業集中度とすると、

$$\begin{aligned} z_{it}/E_{it} &= (a+b_t)(1/\log A_{it}) + b_2 c_{jt} + b_3 Q_{it}/Q_{i-1} + \\ & b_4 \frac{Q_{i-1} + b_5 Q_{i-2} + b_6 Q_{i-3} + b_7 Q_{i-4} + b_8 Q_{i-5} + \dots}{Q_{i-1}} + b_7 Q_{i-1} / \\ & Q_{i-5} + 1/57 \sim 1/62 \text{ の時間 } \sum_{i=1}^n + b_8 E_{it}/A_{it} + e_{it} \end{aligned}$$

において、「参入への『資本必要量』障壁」が、利潤率に対して集中度よりもより大きい影響をもつところから、右の結論を引き出している。しかし、彼のモデルにおいて企業資産規模を表わす項の効果は、Hall-Weiss が考えるように、企業規模の経済において作用するものとみなすためには、なお他の推論による立証が必要であって、むしろ市場占拠率の絶対的大きさがこの項  $(1/\log A)$  と高い相関をもつという意味で、市場支配力を通じて利潤率に作用するものとみなすべきであろう。(2) すなわち、Hall-Weiss は資産規模の絶対的大きさ(=参入障壁の高さ)を直ちに大規模資本の効率性の指標であるかのごとく考えているが、われわれの資産売上高の順位相関係数の算出によって明らかたように、これは市場支配力の絶対的大きさにむしろ結合して考えられねばならず、その場合の資源の Misallocation の存在は、別個のテストによって吟味されねばなら

1 残存テストではシェアを急速に失ないつつある場合はその規模層はサブ・オプチマルといえるが、不変の場合と増大しつつある場合にはどう考えるか。

2 Weiss の場合は社会的コストミニマム最適規模という概念が Sugler 流の最適規模という概念と一致することを示したのと思うがどうか。瀧尾氏の見解と Weiss との主な違いはどこにあるか。この点を否定するものと考えてよいか。

答 1 シェアの喪失が急速である企業規模をサブオプチマルとするものは Sugler、シェアの増大するものをオプチマルの範囲内にあるとするものは Saving で、いずれも規模以外の要因、たとえば経営用役の質の差の影響がいずれかの方向に非対称的であるとみる仮定に基礎をおいている。本報告では後者の効果が対称的に作用するものと仮定して、シェアの増大する規模クラスはオプチマルの範囲内にあり、減少するものはサブオプチマルとみなした。不変の場合は最適規模の下限としてボーダーラインを形成するものとみなしている。

2 Weiss の分析は社会的コストミニマムの立場をとっているとは考えない。私企業にとつてのコストミニマムの視점에立脚している点では Sugler と同じである。Weiss と私の分析の違いは、Weiss においては、残存テストによる技術的最適規模の検出の仕事が、これによるボーモールの仮説の検証の仕事と別個のものとして行われているのに対して、私はこの両者を結びつけることによって、最大規模クラスの企業群の収益性の源泉の問題を内部的効率性との関連でテストしようとしたところにある。

質問二 (東京経済大学 中村金治)

企業や業種の収益性が「小」であったとしても、当該企業や業種の資金率が「大」であれば、それなりにそこにおける社会的・政策的価値を主張しうるのではないか。資金の格差を捨象しているのか。

答 収益性は定義として資金コスト等を超える残余として測りたい。高資金の存在による社会的価値の吟味については、別の視点からする異なった分析が必要である。

質問三 (南日本短期大学 永田数夫)

収益性は、経営学の用語として

$$\frac{\text{売上利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{売上高}} = \frac{\text{利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{売上高}}$$

すなわち

売上利益率 × 売上高比率 = 利益率

で測られるのであるから資本回転率を算出した資料を附加することが必要ではないか。

答 資本回転率は、本報告で用いた資本係数(資本・売上高比率)の逆数であるから、後者の結果からその動向を推定できる。資本回転率の独自の分析は本報告では取扱わなかったが、分析対象として興味があるかも知れない。

寡占体制と産業組織政策

——寡占と中小企業問題を中心に——

一 問題の所在と限定

現在のわが国には、独占禁止政策の厳格な遂行を支援する世論、反独占への国民的コンセンサスがなく、従って、反独占の現実的勢力がきわめて弱いことは事実である。それにたいして、圧倒的に優勢な大資本ないし財界、およびそれと伝統的に密着した政界・官界がますます権力をもちつつあることが、今日の公取委およびわが国の独占禁止政策の現状を規定しているのである。

たしかに一九六八年春の王子系三製紙と、世紀の大合併といわれた八幡・富士製鉄の合併計画発表以来、にわかに産業政策、独禁政策、寡占化とその弊害、「国際競争力」と大型合併、等々をめぐってきわめてはなやかに議論が展開されてきた。

だが、結果的でありようは、きわめてもっともらしい公取委の「ハムレット演技」と、キビシイといわれる「対応策」の「計画」のままに、この製鉄超大型合併が認められていくことである。

しかも現実には、わが国大企業の主体的な「国際化」が急速にしかも激しく展開しつつあり、「七〇年代」のかけ声とともにわが国の産業組織は大音響をひびかせて激動しつつある。ここに於いて、これらの現実をふまえながら、今日のわが国の寡

占体制と産業政策のあり方、ないしはこの問題への取りくみかたが、より広い視野と展望にたつて再度提起されなければならない。

さしあたりつぎの諸点が重要であると思われる。

第一に、いままで展開されてきた独禁政策論議、とくに経済学者の立場から提起されてきた「合併」批判は、どういう意味と役割をもっていたのか。経済政策—産業政策—産業組織政策・独禁政策の間、現実的諸関連への再認識と、従来の批判のあり方自体の自己批判が必要であると思われる。

第二に、このような大型合併が大手をふって現出していく日本経済、産業寡占体制の現段階を、あらためて、どのような視点から、どのような座標軸をもってどう評価したらよいか。独占禁止、産業組織政策は、各国資本主義体制の歴史的特質、および諸経済政策の理念・体系と密接な相互規定関係にある。「ポスト新日鉄」の事態にたいして有効な発言をするためには、いわば単純に、教科書的な「理念型」独禁政策を説くのではなく、体制・政策の国際的視野にたつた、現実のわが国寡占・独占体制自体の再認識が出发点として必要であろう。

第三に、これらの現実再認識にたつて、今後の日本資本主義社会における産業政策、反独占問題にたいして、いかなる現実的課題を

佐藤芳雄

△慶応義塾大学

設定すべきか。——鉄鋼大型合併のモツキのなかで明らかにされてきたことは、財界の側からする「独禁法改正」への強引な傾斜である。いわゆる「産業政策」の名のもとに、本来それへのチェックング・パワーとして明確に両立すべき独禁・産業組織政策を、そのなかに一方的に埋没させようとする財界・政界の動きにたいして、きびしく対決しなければならぬ。バラ色の「高度産業社会」未来学にふりまわされてはならないであろう。

以下の小論においては、以上の視点から、とくには寡占と中小企業問題に焦点をあわせて、主に現実的問題接近の方向を考察したい。すなわち、前段において、寡占問題への有力な理論的フレーム・ワークとして産業組織論の性格の再考察と、その導入における問題点を、後段において、理論導入のあり方とも関連して、寡占と中小企業問題とをきりなしてとりあげがちであった従来の研究への反省を考察の中心とする。

## 二 合併論議と「翻訳経済学」

近代経済学者グループの八幡・富士合併反対論をめぐって、財界・官界からの反批判が行なわれたが、そのばあいの反批判のなかにわが近代経済学自体への批判も含まれていたことは注目される。典型的にはときの大平通産相のつぎの発言があった。

「どうもわが国には大企業性悪説がある。これはわが国経済学が翻訳経済学のため実証に欠けるせいだ。ある前提に立って議論しているが、その前提に欠けるのだ。」(エコノミスト、一九六九年三月一日号「記者の耳」)

経済学を翻訳経済学ときめつけ、経済学的前提自体が間違いだ、とするこの発言は、単に通産相の「放言」にとどまらず、日本の社会にかなり一般にある風潮であり、重要なポイントであると思われる。

さしあたり問題にしなければならぬのは、イデオロギーよりも「実証性」「科学性」を、という旗じるしのもとに、高度経済成長政策に積極的に影響をあたえ、理論や分析用具を提供してきた「近代経済学」が、資本自由化、産業再編成、大型合併といった最近の問題では、ことあるごとに政府・通産・財界との意見の対立をみせてきたこと、しかも結果的に「翻訳経済学」の烙印をおされる状況にいまあることである。

この対立ないし亀裂の背景を、一応ここでは二つの系列からおさえておく必要があると思われる。

第一の系列は、近代経済学におけるマクロとミクロの体系上の分断、とくにそのわが国の現実への適用にあたってのギャップである。

①経済政策イコール経済成長政策として、マクロ的成長理論が現実の高成長日本経済に適用されるかぎりでは、「翻訳経済学」はなんら現実的マツツを起さなかった。マクロの視点からいけばはみだす現象、たとえば「高度成長のヒズミ」といった諸問題は、あくまで付随的、経過的問題としてあつかわれ、本来そのヒズミを起させるわが国経済の構造的・歴史的特質については、いとも楽観的に、強気の成長論に従属させる問題として位置づけられた。

②しかし本来、その経済成長の基本は個別企業の資本蓄積運動である。企業間の競争のありよう、市場構造・寡占体制の実態分析、

そのためのミクロ理論の入念な適用という面については、きわめて原理論的なものか、あるいは複雑な現実的諸関連をぬぎにした単なる計量的精緻化で終わっていた。とくには、市場構造、市場行動、市場成果といった論理構造をもつ産業組織論の日本の現実への適用にしても、かなり形式的なものから脱皮できず、わが国に特有の諸問題を十分くみ入れた現実把握がおくられていた。(さしあたりつぎの諸点をあげておく。金融資本と産業資本の融合、旧財閥的企業集団、「ワンセット主義」、公認カルテル、政府の介入と財・官僚着、下請・系列等の垂直的企業間統合、特有の中小・零細企業問題、多くの業種にみられる公然・暗黙の協調体制等々である。)

③「資本自由化」「産業再編成」「大型合併」がにわかに進展する段階にいたって、巨大企業のいわば独善的行動や、大企業中心の産業政策、産業への政府介入が、経済理論、「競争原理」のタテマエから著しく逸脱するものとしてあらわれたとき、経済学者と官・財界の対立が顕在化した。しかしながら経済学者側の批判の座標軸は、たしかに「競争原理」一般にとどまり、「独占は悪いことだ」「どこるか競争することは悪いことだ」と表現しても過言ではないようなわが国の伝統的・体質的な経済観念の底流をせきとめるものではなかった。

第二の系列として、経済・産業政策の体系における諸政策局面の区別と関連性についての認識が、従来わが国では総じて不明確であったことがあげられる。

端的にいえば、一方における産業発展、成長政策と、他方それを秩序づける政策としての独禁・産業組織政策が共存せず、前者の政

策の独走がつづいたことがあげられよう。そこでは、経済成長政策にほとんど無批判に参加した経済学者の、経済・産業秩序政策にたいする認識のあまき、歴史的・構造的なわが国資本主義構造の特質や、さらには、経済成長政策の階級的性質等々についての本格的な考察が足りなかったことは十分反省されなければならないであろう。

産業秩序ないし産業組織における「民主主義ルール」はきわめて日本的に歪曲されてしか存在しなかった。秩序の原理として、競争のまにに協調があり、成長過程でとくに協調が競争によって破壊されるときには、「産業秩序確立」の名のもとに政府・官僚が介入する。財界もその介入をときには排除しながらも、基本的には大いに活用して「秩序」を守る。問題別・業種別等の各種政府審議機関においても、ほとんどが直接利害関係をもつ産業界・財界の代表者の意向のままに、官庁・事務当局の運営にまかされて、客観的・中立的な専門家の意見は、多くのばあいに少数意見、参考意見としてあつかわれ、本来あるべき姿が全く転倒していたといえる。

以上のような政策の従来あり方ないし体質と、経済学者側の現実分析の実績にもとづくまきかえし努力とのギャップが大きいだけに、ついに「翻訳経済学」なるキマツケが平然と行なわれるにいたったのである。

## 三 実証的研究の不足

従来の合併批判、ないし産業組織のあり方への現実的発言における最大の弱点は、やはり産業における独占問題の実証的解明の蓄積

の不足である。

周知のことではあるが、アメリカにおける産業の実態的解明は、トラス問題への経済理論、とくに価格理論の適用というかたちで発展した。すでに一八九〇年にシャーマン法を成立させながら、「独占すること」の規定があいまいなために、現実に大規模な企業集中運動を黙認したこと、「条理の原則」から「当然違法」へたどりつくまで半世紀余の歳月を要した経験のなから、アメリカではかなり厚い産業の実証的研究が蓄積されてきた。

ここではトラス問題にたいする価格理論の応用・適用としての「産業組織論」が重要な分析用具を提供してきたのである。またニール・デイル以後、政府が積極的に支援して、TNECの膨大な報告書や戦後のさまざまな議会報告書等が蓄積されてきたことも、逆に産業組織論の発展を助けてきた。

わが国でもようやく「産業組織論」という耳なれない経済学の分野が普及しつつあるとはいえ、その理解・解釈や、わが国の実態への適用については未消化の状況にある。別にいえば、わが国の産業組織政策、独禁政策自体が、十分消化した形で産業組織論の導入と、それによる現実的発言を必要とする段階にいたっていないかつたともいえる。従って、独禁政策ないし企業・産業にたいする公共政策に合理的基準を与えるだけの産業組織理論とそれによる産業の実証的解明は全く不足していた。

一例として、現段階の独禁政策の基軸となる「有効競争」概念があげられてきたが、それはまだわが国の産業社会においてなんらの定着をみていない。いたずらにジャーナリティクにもはやさ

れているだけである。また、有効競争の、つまり現実的な競争の実効性を保証する基準として、構造基準と成果基準をことさらに区別し、その優劣を論じたり、わが国への適用の適否を議論している状況である。

もとより両者は二者択一的な基準ではなく、相互補完ないし目的・手段の関係にある性質のものである。ここで「有効競争」概念に深入りするものではないが、独禁政策、競争政策についての基本概念自体が混乱をみせており、なんらのコンセンサスもできていない事実からわれわれは出発しなければならぬ。

#### 四 独占の研究と産業組織論の基本的性格

わが国の独占の実態に関する研究は主にマルクス経済学の立場からなされ、相当に広範な研究が蓄積されてきたことは事実である。だがそれらは、反体制の視点から、もっぱら独占体の支配形態、独占資本と国家との癒着、国家独占資本主義論というかたちで、独占禁止政策とは全く交錯しないところになされてきた。

とくに独占の問題を独占支配形態に限定する傾向から、独占価格、独占利潤の経済理論的な把握や分析がまったく立遅れていたといえる。もちろんこれは、独占問題を独占資本主義「段階」の「現状分析」の課題としておくだけで、独占体の現実的機能様式、行動様式を、独占の経済法則（独占価格、独占利潤）の多様な現象形態として積極的に分析し、理論化する志向を欠く一般的なマルクス経済学の方法論によるものである。「独占禁止政策」は、マル経の立場からすれば、基本的に、体制内の独占擁護にすぎない。

ここでいえることは、体制内の「政策」にたいする評価はともあれ、マル経による独占問題の研究が、さらに独占機能論の視点から、とくに独占価格、独占利潤等について実証的に深められなければならないということである。ここでは、独占禁止政策のための実証分析用具としての産業組織論が役立つはずである。

同時にこのような両者の現実的交流によって、逆に、アメリカの風土に育った産業組織論の、日本の風土のなかへの消化が促進される面が多々ある、と思われる。

ただしこのばあい、「産業組織論」のもつ基本的性格、背景、およびその限界といったものを把握しておくことがきわめて重要となる。

アメリカの「トラス」問題と密着して発展した産業組織論は、一つには、アメリカの伝統的な経済民主主義、ないし自由企業体制の理念・哲学にもとづくという性格があり、同時に「反トラス」のための産業・市場の実証分析方法という、すぐれてプラグマティズムにもとづく性格をもっている。

周知のように産業組織論のフレーム・ワークはつぎの三段展開のものである。第一に、市場における価格決定に影響する市場構造諸要因（市場集中度、参入障壁、製品差別化、需要の成長率と弾力性、短期的原価構成、およびこれらの諸要因の時間変動、等々）。第二に、市場構造によって規定されるとともに構造自体を規定する市場における企業行動（価格政策、製品政策、競争制圧・販売促進・投資等の行動、等々）。第三に、種々の市場構造における種々の市場行動がもたらす市場成果（効率性、進歩性、公正などの面での、潜

在的に可能な最大の成果と対比しての現実の成果の評価）。このような論理展開により、最大限の成果の実現という目的に向かつて、市場構造や市場行動に関与する公共政策がなされるという、政策志向に密着したものである。産業組織論が、こうした諸関連についてのキメのこまかい実証分析を助けるすぐれた理論的フレーム・ワークを提供していることはたしかである。だが、これを日本資本主義経済の現実に適用していくばあい、やはりそのすぐれてアメリカ的な基本性格や、思想的歴史的背景を十分に認識しておく必要がある。産業組織論にもとづく実証研究と現実の独禁政策がプラグマティックにある程度密着するアメリカの現実的諸関連がある。高度の寡占市場構造の定着を背景とするだけに、理論が基本的に静態的な性格にとどまるといふ特色もある。また、個別産業・市場に視点を集中するあまり、一般的・総合的集中度、金融支配、「コングロマリット」のような多角的支配・集中などの問題がはみ出ることも重大な問題点である。

さらに、産業組織論—独禁政策の観点のみでは、現代のアメリカ資本主義を理解・説明しきれないところに、ガルブレイスの「新産業国家」論などが生まれていることも、十分念頭におかなければならないであろう。

これを要するに、これらの産業組織論の性格なり限界なりを深く考慮せず、これを一つの理想型にして、形式的に日本の産業に適用するのであれば、より複雑で歴史的・思想的に異質な諸要素をふくむわが国の経済であるだけに、クレイゴトの実証分析におわり、しよせん、現実的問題の解決について非力な、「翻訳経済学」の域を

脱しえない、また、「反」独占禁止主義者の俗論と同床異夢の、体制擁護論におわる危険がある。

## 五 寡占と中小企業の理論

産業再編成、大型合併、とあいつぐ日本経済の現象は、必然的に寡占体制の硬化ないし高度化という方向をしめしている。このわが国における近時の産業構造の変化は、種々の点でアメリカ独占資本主義発展の諸局面と類似しているといえる。ただ世界資本主義の発展段階、つまり経済の国際化という面ではすでにグローヴァルな同一ディメンジョンに立っている点は決定的に異なる点である。

このわが国の寡占体制の方向、およびそれにたいしてとられるべき産業組織政策のあり方と関連して、とくに「タテ社会」であるわが国では中小企業群の問題をどのように位置づけていくべきかは、きわめて重要な局面である。

通常の寡占理論、ないし産業組織の理論では、問題のウエイトはもっぱら支配的寡占大企業の部分におかれ、中小企業、すなわち非寡占部分については、単に寡占ならざる部分として暗黙のうちに前提にされたり、付随的にふれられるにとどまるばかりが多い。逆に、中小企業の問題を寡占問題（の一部分）として総合的にとらえ、非寡占の部分について綿密な考察を進める研究は、近代経済学の理論ではきわめて少ない。すなわち寡占と中小企業は多くのばあい切りはなされて、一方は寡占ないし独占の問題として、他方はいわゆる小企業問題としてあつかわれる。

この両者を統一的にとらえる産業組織論の視点としては、一応、

まだ不十分であるといえる事実である。

ところが産業組織論——産業組織政策の終局のねらいを、「効率性、進歩性、公正など」の面での、実現可能な最大限の市場成果の達成」という一点におき、きわめて教科書的に解釈するばあい、中小企業群の問題は、もっぱら非効率のセクターの問題として規定されてくる。非効率な、アトミスティックな競争セクターであり、過当競争、過剰設備をかかえ、資本と労働の資源配分のおうえで不適当な存在で、早晩、経済発展のなかで淘汰されるべき問題という設定になる。

ここにプラグマティックな産業組織論が直接政策に関与するばあいに明らかになる、きわめてドラスティックなその性格が中小企業との関連で重要なポイントになってくる。

寡占大企業群における「有効競争」の実現と、一般的競争原理の効率主義をもって中小企業の合理化、整理・淘汰をはかることが、産業組織「政策」として、同一の次元におかれるものであろうか。

## 六 産業組織政策と中小企業政策

わが国の中小企業政策は、昭和三十八年、中小企業基本法、中小企業近代化促進法等の一連の法律を成立させることによって、明確な方針で政策の転換が行なわれた。いわゆる中小企業近代化政策への本格的な転換である。そのポイントは、従来の中小企業対策が、一面で救済的社会的性格が濃厚で、性格的に不徹底であったものを、強引な二重構造解消政策としてドラスティックな産業・企業政策に変えたことにある。転廃業や企業の集中・合併をむしろ促進

部分独占ないし部分寡占の問題としてあつかい、「寡占グループ」と「小企業」非寡占グループとの競争上の差別化、寡占中核 oligo-politic core と競争的周陣 competitive fringe の関係としてとりあげる方向がある。そこでは一方における独占高度化、寡占硬化の事実と、他方での小企業の諸困難・不安定性・脆弱性・総じて「問題性」を分離せず、産業内の企業間競争関係の一点において統一的にとらえようとする視点がみられる。寡占高度化というはらに生じる小企業の高死亡率・回転率、参入への障害、市場機会の分化、グループとして小企業の従属化といった一連のテーマに当然ながら焦点がおかれ、それらは独占段階における市場構造の態様、独占と非独占の対立・併存をめぐる企業行動などの具体的理解に多くの貢献をなすものである。

また別に、異部門間の寡占—中小企業の関連として、(原料等の)寡占価格と独占利潤、あるいは(原料・部品等の)購入寡占の問題がとりあげられ、それぞれそれ相当の理論化と実証分析の実績がないわけではない。

しかしながら総じて寡占理論ないし産業組織論の主要テーマは、もっぱら寡占部分に関するものである。

このような「寡占—中小企業」の研究状況は、現実の産業組織政策、独禁政策がもっぱら寡占の大企業産業の「有効競争」問題に主要関心をおかざるをえないという要請を反映しているものといえよう。

以上の点でとくに指摘しておきたかったのは、アメリカにおける産業組織論自体、寡占—中小企業の統一的な分析・理論の研究がい

しつつ、設備近代化を中心に中小企業のレベル・アップをはかるうとするものである。

近代化を具体的に促進する近代化促進法によってすでに百数十の業種の実態調査と近代化計画が実施されたが、それによってもおお近代化、業界の改善がじゅうぶんの成果をあげないため、さらに昭和四十二年には中小企業振興事業団が設置され、新たに協業組合法によって中小企業のいっそうの協業化、企業集約化がはかられ、また五カ年計画である近促進法の時限が過ぎたあとの措置と関連して、織布業をはじめとする構造改善事業が実施されつつある。

新しい中小企業政策の方向として、①経済合理性のさししめす方向にそって中小企業の「自助努力」とそのもてるヴァイタリティを發揮できるようにし、その質的転換をはかる。②中小企業政策を経済政策一般と均衡のとれたものにし、各種施策も統一的総合的運用をはかりながら、重要緊急な分野に重点的に集中して政策を行なう。③その方法として「構造改善対策」を柱とし、中小企業が環境変化に即応し適応していくために、転廃業をも円滑に行なえるようにする、などがうたがわれている。

このような中小企業政策のあり方が、わが国の産業組織政策全般のなかでどのような位置にあるか、本小論のさきの問題意識からコメントしなければならぬ。

産業組織政策の主要目標が、独占の規制と競争の促進の側面にあることはたしかである。しかし、さきにもみたごとく、本来の問題の根元たる寡占の大企業セクターにたいする組織政策が、新日本製鉄の成立にみるごとく、きわめてルーズなもので、独占の規制も、競

争の促進もきわめて日本的論理をもってあいまいなままに終っており、現実には独占大企業の個別的・集团的な強蓄積が進み、生産の集中が進行している。

このような産業組織政策の主要対象領域の状況にもかかわらず、その主要目標たる「最大限の市場成果実現」という一点を強引に中小企業への政策の領域にもちこみ、もっぱら経済合理性、効率主義という大義名分をもって中小企業の構造を政策的・人為的に変えようとするところに現在の中小企業政策の特色がある。

経済政策一般との均衡のとれた中小企業政策、というばあい、本来、産業組織政策一般との均衡のとれた中小企業近代化政策が前提になるべきであろう。しかしこの後者の「均衡」は現実に保証されていない。

産業組織政策の副次的ないし現実にやむをえない目標として、特定分野にたいする「競争の制限と独占の促進」という側面もあるわけ、農業や小売業、特定の零細企業業種等についての一種の保護政策がアメリカでも行なわれている現実がある。経済学者のこの側面についての評価は一樣にネガティブで、なるべく早く解消されるべきものとされている。わが国の中小企業近代化政策は、このネガティブな評価を積極的にとりいれ、もっぱら「競争の促進」「経済合理性の徹底」としていわば先取りしたかたちで、とくに中小企業にたいしてのキビしい競争政策を適用することになっている。中小企業はあまりに手厚く保護され、その結果、非効率的存在となっているのだ、というきわめて表面的な理解を前提にしているのである。

そこでは、従来の中小企業がどのようなかたちで、どの程度に

「化」政策が展開しているといえる。典型的な局面として、大企業の利用する中小企業への「下請代金遅延防止」政策が（このような政策がとられること自体、日本の産業体制の特色である）まったく実効をとまなっていない事実を指摘できるであろう。その他、大企業同士の企業合併・提携等、いわゆる産業再編成によって、中小企業は重大な影響をうけるのであって、①中小企業が下請関係にあるばあいは、下請再編成・合理化の強制というかたちで、②大企業と競争関係にあるばあいは、合併・提携などによる大企業の優位性によって、③その進展によって中小企業はますます追いつめられるかたちで、④また大企業製品の需要者としては、管理価格、独占価格など、中小企業が取り引き上より弱い立場にたたされるかたちで、影響は深刻化するであろう。

## 七 むすびにかえて

独禁法改正への根強い動きがある。生産の高度集中、寡占高度化することによる弊害は、すでに多くの研究や実態的データでしめされているにもかかわらず、財・官界が諸批判にたいして「企業が大きくなれば競争がなくなるとキメつけている」というかたちで反発をしめしていることは、まさに今日の大資本の圧倒的な市場・産業・社会支配の現実に満ちたる自信をもつからである。

われわれはこのような日本寡占体制の現実から出発すべきであり、独禁政策の問題を、単に法律的適用とか、個別商品・市場の競争制限の問題をこえて、より体制的な展望と、日本特有の矛盾の解明という視点から、広く問題の再提起をしなければならぬ。

「保護」「温存」されてきたのかについての明確な分析・評価がなければならぬであろう。

結論的というならば、政府のさまざまなかたちでの中小企業分野への介入があり、業界の規制が行なわれ、業種によってときには公認カルテルのようなかたちでの「保護」があったことも事実であるが、大多数の中小企業は、激しい競争のもとに、大企業の下請として、あるいは軽工業の輸出の面で、明らかな保護らしい保護はうけずに、はげしい新陳代謝をくりかえしてきたのである。しかもそのような存続を条件づけていたのは圧倒的に大量の労働力、潜在的失業の存在であった。

高度経済成長の過程で、二重構造の解消傾向、労働力不足問題がクローズ・アップし、急激に高まった生産力にみあう中小企業を生育もさまざまなかたちで進展している。しかしながら、現実の展開がすんなりと二重構造の解決にむかうというのは早計であろう。

かりに賃金格差、労働条件の格差などがある程度解消していくとしても、それがすなわち二重構造の解消とはいえないであろう。そこには、それらの格差解消に対応するかたちでの、新しい中小企業問題が続出している。端的には、中小企業の高度化、集約化をはかる政策方向の真只中で、零細・自営業の急激な増加がみられている。その他、従来の系列・下請関係にも種々の変化がある。

これを要するに、わが国では明確な産業組織政策の体系が確立しておらず、「独占禁止」を制度的に遂行する体制がないままに、現実には急速に寡占体制が硬化しつつあるのにたいし、その寡占体制が強化されるのを結果的に支援するかたちで、中小企業の「近代

そのばあい、さきにしめした、寡占問題をそのかぎりに限定することなく、理論的、現実的、および政策論的問題として、寡占——中小企業を統一的にとりあげ、非寡占部分としての中小企業の問題をより精緻に掘り上げていくことは、さきの課題をより具体的に明らかにすることに通じていると考える。本小論は、若干とりあげる対象が多岐にわたり、大雑把なかたちであったが、その方向へ研究を進めるための予備的整理をこころみただけのものである。

## 質問 一（城西大学 鈴木 守）

産業組織論で論旨を一貫させれば、アトミスティックな完全競争を期待するわけではなく、寡占企業の間でも有効な競争が維持されればよいわけで、同様に中小企業に対しても、競争を通じて最小最適規模にまで淘汰されることが望ましいということになると思いますが、先生のいわれる産業構造論では、中小企業政策はどうあるべきなのでしょう。特に競争という問題にしばって御意見をうかがわせていただきたいと思ひます。

答 基本的には中小企業政策も競争政策を中心にした、経済合理性にそったものであるべきだと考える。しかし本論においてふれたごとく、競争政策、効率性・合理性原理といっても、それらが規定される現実の中小企業分野には、それぞれの事情と歴史的・社会的、また地域的な背景があり、一つの基準からすべての中小企業への政策を一樣に想定することはできない。また、官庁が介入する現実の政策には、政策遂行自体の効率性を大いに考えるべき問題が多いことをとくに指摘したい。競争を促進することが、近代化競争のようなかたちで行なわれ、結果的に新たな過当競争を生み、混乱を生ん



でいる事実もあり、「競争」の実態への正確な認識が「競争」政策に先だって要請されていると思われる。

また、「競争を通じて最小最適規模にまで淘汰されることが望ましい」ことはたしかだが、存立条件が多様である中小企業分野では、最小最適規模自体が、とくに技術の急激な変化ということもあるが、おおよそ確定しにくいという事実と、また逆に政策のいかんにかかわらず、一般に考えられている以上に、最小規模の底上げが現実の競争過程を通じて進行している事実とを指摘しておきたい。現実の中小企業はまさに複雑な「異質多元群」である。

#### 質問二 (東洋大学 小川 福次郎)

中小企業については、近來その近代化、協業化等が進められている状況に照らして考えれば、系列化的な下請企業等が若干残存しているにしても、産業構造の面では二重構造の解消傾向も相当強まりつつある。したがって産業組織ないし産業組織政策の問題へのアプローチとしては、中小企業問題を関連させての課題意識はやや低められてもよいような気がするが、このような点についてはどんな意見をお持ちでしょうか。

答 本論でもふれたごとく、今後予想される寡占体制の強化過程では、中小企業群がさまざまなかたちで再編成されていくと考えられるのであって、御質問とは全く逆に、産業組織ないし産業組織政策の問題へのアプローチとしては、まさに中小企業問題を十二分に関連させながら進めていく必要があるというのが本論の趣旨である。寡占と非寡占という理論的設定とともに、「反独占」運動という視点からも、労働者階級とならんで、やはり中小企業者は重要な位置

をしめている。

もし産業組織・政策の焦点を、寡占セクターのみにおくのであれば、本来「反独占政策」たるものの原点が見失われてしまうおそれもある。

#### 質問三 (日本大学 中山 金治)

一 産業組織論的アプローチは、アメリカを中心とする輸入学的性格をもつことはその通りだが、独占と下請系列の関係をみるならば、日本において、よりむしろ、産業内の企業間結合が強いのではないか。そのような現状をふまえた上で、産業組織論的アプローチはわが国でどのように展開されるべきか。日本の下請理論の伝統的遺産は、産業組織論のもっともすぐれた方法の一つといえないだろうか。

二 中小企業の近代化政策が産業政策の一環としてつかまえられるばあい、中小企業は非効率的な存在とみられているという。だが遅れた、といわれる膨大な中小企業を利用することによって、日本資本主義はとくに急速な拡大を果したのではないかと、つまり効率が悪いということ、非合理的な要因に依存した経営が多いということは、資本主義において別個の問題を生んでいるのではないか。非合理的であっても、利用の側面からみて、効率的な役割を果たしてきたとは考えられないか。

答 第一点については、御質問の意向になんら反対ではない。ただ端的にポイントをのべるなら、形式的な産業組織論的アプローチを展開させようというのではなく、従来わが国における独占—中小企業問題の研究を、再度、「産業組織論」の視点から整理してみる

ことによって、現代の資本主義に共通したものとして独占—中小企業問題を位置づけるのに有効ではないかと考えているのである。例えば、中小企業問題がイコール下請問題として限定されがちであったわが国の中小企業問題研究にたいして、なぜ、どのような経済論理にもとづいてこのような企業間関係が可能になっているのかを再確認するといった重要な意義が果たせるのではないか。

第二点については、御質問と全く同じ考えにたっている。要するに「効率性」「経済合理性」といっても、それらはつねに現実の諸条件によって規定されるものであって、おおくのばあい絶対的な、経済的工学的効率性は別個のものであるところに、資本主義的生産関係の基本があることはいうまでもない。しかしそれが政策目標として安易にかかげられるところに、大きい問題がある。

△自由論題▽  
**大学進学率上昇の経済的評価**

一九六八年度には、該当年令層に占める大学生の割合は二二％に及ぶことになる。このような進学率の上昇がさまざまな影響を与えていることは、周知の如くである。

経済的影響として最も直接的で明白なのは、労働市場への影響であろう。該当年令層に占める高等教育機関在学者の割合が、かりに昭和一五年のままの、男女平均三・七％であったとすると、労働市場において中・高卒業者が全体として供給不足となる時期は、他の要因に変化がない限り、現実より少なくとも三年は遅れたことになる。前例のない高度成長を経験し、この時期においてこそ労働需要が飛躍的に増大しただけに、この三年のもつ意味はなみなみならぬものがあると思われる。

在学あるいは進学率の経済的評価の基準としての、進学率の経済的適正値といったものがあるであろうか。それを見るために、まず、諸外国の数値と比較して、わが国の値の相対的位置づけを試みよう。いろいろな指標のうち、興味のあるのは、二〇才から二四才までの年齢層に占める高等教育機関在学者の比率を、一人当り所得で除した値である。該当年令層を二〇才—二四才としたのは、資料の関係である。その一部を表示すれば、下表のごとくである。

表から明らかなように、アジアの、いわゆる低開発国の値は大き

国名	フィン ピン	韓国	台湾	ソ連	日本
22~24才在学率 一人当り所得 × 100	6.9	6.6	5.9	2.7	1.9
国名	合衆国	フランス	イギリス	西独	
20~24才在学率 一人当り所得 × 100	1.4	1.2	0.5	0.4	

(1) 資料 国連世界統計年鑑、同人口統計年鑑 (2) 年 1964~1965  
 An Economic Evaluation of University Enrollment

い。また、ソ連圏の特殊事情を考慮すれば、一人当り所得が五〇〇ドル以上の国の中では、わが国が最上位に位置することになる。

アジア諸国がこのように、いわば無理をして多くの大学生をもっている理由は、第一に、大学の門が広いことが考えられる。西欧諸国の値が小さいのは、反対に門戸が狭いことが最大の原因であろう。けれどもそれだけではなからう。門戸が広くても進学希望者がいなければ進学率は大きくならないから、国民の進学意欲の強弱を無視できないはずである。アジア諸国では人口過剰、偽装失業を背景にして、高等教育を受けなければ人間ら

渡辺 行郎

△愛知教育大学▽

しい生活のできる必要条件が得られないという、一種の社会的脅迫感が働らくものと考えて、間違いないからう。

この数値を、さらに五年前のものと比較すると、わが国の値は下がり、西欧諸国の値は概して上昇し、あまり変化がなかった合衆国の値に近づいていることがわかる。ここにも、発展パターンとの間に何か関係が得られるかもしれない。

なお、一人当り所得と在学率の関係はわれわれのデータにするかぎり無相関といってよい。たとえ相関があっても、それは適正進学率についての論理的根拠を与えるものではない。

二

大学進学率の経済的適正値を、ここで、各学歴層の生涯所得純計の現在値を極大にする値と定義する。このような値は存在するはずであるし、適当な仮定のもとに、試算可能であろう。

一つの試みとして、大学への進学率が高まるにつれて、生得能力からいって大学教育に不適な修学者の割合がふえ、それにとまなつて大卒者の生産への平均的貢献度が低下するであろう、という基本的仮説にもとづいて、主として大卒就業者の供給要因からみた「最適進学率」を考え、現実を評価する手がかりとしたい。適正値を決定するのは、第一に大卒者に対する需要であるが、適格者を充たし得る供給に限界があるとすれば、そのばあいにはその限界が適正値となるはずである。この試算の基本的前提となるのは、賃金が主として各個人の生産効率によって定まり、生産効率は主として個人の学校教育水準によって定まるが、学校教育の水準が生産効率に反映

されるについては、個人の生得能力が左右する、ということである。この前提が無意味であって、賃金が年功序列だけによって決まるとか、学歴差は生産効率の差と無関係であるといったことが実証されれば、われわれの考察は成り立たない。

二つの基礎的情報が必要である。一つは個人の生得能力および学歴と、生涯所得の関係であり、他は生得能力が異なるとどのように進学率が異なるかとの関係である。前者についてはコリヤやウォルフらによって提供されている資料を用いる。後者については、一応、生得能力 $\parallel$ 知能水準の高い者から順次進学するものと仮定する。こうして、進学率の変化—大卒者の知能構成変化—大卒者の平均的生産効率変化の関係を知り、その上で、ある同一年令層について、学歴グループの生涯純所得総計の現在値を極大にする進学率の値を求めらるのである。

このばあいの適正値は、大学教育が経済的に引合うためには、最も知能の劣る大卒者について、大卒のばあいと高卒のばあいの生涯純所得の現在値を少なくとも等しくするものでなければならぬ。その算出は、(a)最も引合わない者についてもどれだけの学歴間賃金格差の存在が必要であるか。(b)それだけの格差を生み出すに足る進学者の知能指数はどれだけか。(c)その最低限の知能指数を保証する進学率はどれだけか、の順序で行なう。

(b)の計算は次の方法による。ウォルフのデータにもとづいて、知能グループ別の知能平均値と、対応する学歴間生産効率格差の間の同帰関係、 $E_i = A + B \times I \cdot Q$  を求める。ただし、 $E_i$  は、知能指数  $i$  の者の大卒生産効率であり、 $A$ 、 $B$  が求める数値である。

(a)の計算は、学歴間格差は年令に関しては一定と仮定し、年令間格差は実際のデータに求めて考える。大卒のためには、大学教育の直接経費の他、その間の放棄所得の負担がある、それをカバーするだけの格差を求めらるのである。

(b)が求められれば、それを知能指数分布表から、進学率に換算するのは容易である。

ただ、データの関係から、現状では計算結果そのものはあまり信頼がおけない。紙数の関係から、誤解をさける意味もあって、計算結果は割愛する。

(1) Wolfe, D., America's Resources of Specialized Talent.

Correa, H. D., The Economics of Human Resources.

(2) 直接経費、放棄所得についてのデータは、わが国については、文部省、学生生活調査報告書。

アメリカについては、I. Shultz, "Capital Formation by

Education", Journal of Political Economy, Dec, 1960, 頁507-517.

亜細亜大学加藤寿延先生のご質問には文中でお答えしました。ご質問有難うございました。

なお、この報告は、昨年の本学会における広島大学長尾信吾との共同報告「進学率上昇についての経済的考察」を基礎とする。昨年の報告の大半は長尾の創意に負う。今回渡辺の単独報告とすることを承認された長尾氏に感謝する。

## 経済政策と人口政策

割当てられた枚数が僅か五枚というのでは何程のことも書けないが、私はこの報告でまず、学問としての人口政策が経済政策よりも早く独立を宣言されながら、遅々として人口政策が進歩せず、経済政策の発展にずっと遅れてしまったことを述べた。

実践としての人口政策は、ずいぶん古い時代から行なわれている。有名な例はローマ時代の諸立法であり、十七世紀後半のヨーロッパはこれを復活させて広汎な規模の人口政策を行なった。二十世紀にいたってさらにそれが芽をふきだしたのはナチの人口政策であった。これらの人口政策はおしなべて人口増加を政策目標としていた。それは無条件でさえあった。一国の人口がどうなっているのに関係なく、国力の増進のために無条件に人口増加が策せられたのである。政策目標が無条件の増加から抑制へと転換のきざしを見せたのはマルサス出現以後のことである。しかし人口政策の長い歴史からいって、マルサスの影響はごく短い期間であった。

ところで、私の歴史的研究によると、過去の人口政策はそのほとんどが失敗している。ローマ時代の諸立法しかり、ヨーロッパの人口政策しかり、そしてナチの人口政策しかりであった。もっともナチの政策は結婚奨励に主力をそそぎ、数年間はその効果をあらわしたことが明らかにされているが、効果はきわめて短期的であった。

## 南亮三郎

（駒沢大学）

ここから私は、経済政策、社会政策ならびに人口政策の政策目標上の相互関係に説き進んだ。経済福祉の上昇を求めなのが経済政策であり、この福祉の平準化を策するのが社会政策である。しかし、このいずれの政策目標にも人口政策が結びつかねばならぬというのが私の主張である。ここでまず明白なことは、

(一)福祉の上昇にとって人口が障害になるという考え方が現在支配的だということ。これを最も簡明にあらわしたのがハロッド・ドマ型の発展方式である。しかもこれが現在の低開発国にも、また日本への過去にもあてはまると考えられている。しかしこの点が、どうも私には納得されない。人口の数が、したがって労働力の数が、たえずマイナスに作用するものであるか。もしそうであるなら、労働力不足の声など起らぬはずであろう。人口増加なしに福祉の高まりはありえないことをヨーロッパ諸国は示している。

(二)次に明白なことは、人口政策という用語が次第に家族政策という用語に代り、内容的に社会政策的色彩が濃厚になってきたことである。これにはスウェーデンのミュールダール夫妻、とくに夫人のアルヴァ・ミュールダールの影響が大きい。一般的には民主主義の発展と呼応するものである。民主主義の社会にあっては個人の福祉を考えこそすれ、わが子を育てて国にささげるなどという考えはな

くなるだろう。結婚することも、子を産み、ないし産まぬことも完全に個人の自由であろう。しかし一方、子供を育てるには特別な費用がかかるので、福祉の平準化をめざすのが社会政策であるなら、出生率を維持する政策は社会政策にほかならないことになる。

こうして見ると人口政策は、過去の人たちが見たほど簡単なものではない。体系的、理論的に、今日ではいくつもの問題点があふまれている。この問題点は次のとおり整理しえられるかと思う。

(Ⅰ) その一つはやはり経済の成長・安定の上に演ずる人口の役割についての歴史的・理論的な立入った検討である。それは言いかえれば経済政策と人口政策とのつながりの問題である。経済の成長と人口の増加とが手をたずさえて進行したのが先進諸国の歴史的経過であったとすれば、人口要因の変動を顧慮しない経済政策は意味をなさないであろう。

(Ⅱ) 第二はやはり社会政策とのつながりである。社会政策が福祉の平準化をめざさざり、子女の育成や老化人口の保護は当然にその社会の負担とならねばならない。現代の社会政策がもしこの点を無視するなら重大な欠陥をあらわすほかないであろう。

(Ⅲ) しかし私は、第三に付け加えたい。人口は生命体なのである。それは生存し、衰亡し、ないしは繁殖し、老化する。生物として人口は存続と発展とを求める。その本来の存続・発展の意欲というものは、時として経済や社会の利害関係をこえるほど強烈である。そうだとすると人口政策はⅡ経済政策、ないしⅡ社会政策と言うことができない。人口政策にはやはり経済政策や社会政策をのりこえた目標が存するのである。

## 関税政策の諸類型

伝統的な関税の効果の分類は、例えば、キンドルバーガーによれば(キンドルバーガー『国際経済学』邦訳一九九頁)、保護効果、消費効果、収入効果、再分配効果、交易条件効果、国際収支効果の七つに並列させることによって行なわれている。しかし、戦後の国際経済の複雑化、経済活動の多様化と理論の進歩を考慮すると、別の観点から効果を分担し、それにもとづいた政策の分類が望ましい。

まず、生産要素の賦存量の変化、技術水準の変化、生産関数のシフトなどを考慮に入れ、あるいは目的にする動態政策と、以上の諸要因を一定として他の目的を追求する動態政策に二大別することが必要である。動態政策と静態政策は理論構造を異にするものであるから両者を混同することは議論を混乱させることになるであろう。

次に両政策に含められるべき主要政策を掲げて、それらが現在の理論水準で達せられている内容と将来達せられることが望ましい内容の概要を述べる。

### 一 静態政策

静態政策は従来最も開拓された分野であるが、最近の理論的成果を新たに付け加えることが必要である。静態政策は大きく分けて経済的目的を追求する政策と非経済的目的を追求する政策に分類できるが、非経済的目的達成政策は現に発展中のものであり、また、発

(付記) 自由論題の報告では質疑応答のスペースも認められていない。当日、貴重な質疑を頂いた方々に申訳けないと思うので、いずれお答えには別の機会を見出したいと思っているが、ここでは、せめてお名前だけでも記憶にとどめておこう。――南山大学の酒井正三郎氏、明治大学の松尾弘氏、そして専修大学の平館利雄氏。

展させられるべきものであるので、経済的目的達成政策の各項目と並列して記することにする。静態政策に含められるべき項目は次ようで十分だと思われる。

### 1 国際収支調整政策

関税が国際収支調整に有効であるための条件を求めものが基礎理論となるであろう。関税政策が採用される背景の差によって、「マシーナル・タイプ」の分析と「ミッド・タイプ」の分析に分類すべきである。前者は価格効果のみに注目するものであり、後者は価格効果に加えて所得効果、さらには、両効果の錯綜を考慮に入れるものである。この政策はすでに計量経済学的研究によってバック・アップさせなければならない段階にある。

### 2 社会厚生最適化政策

この政策には国内市場が完全である場合と、ある市場に歪みが存在する場合に分ける必要がある。

#### (一) 国内市場に歪みがない場合

このケースは最適関税の理論としてほぼ完成されている分析に支えられているものである。最近の長期資本移動の理論の発展を考えると、最適関税の理論は最適対外資本課税の理論によって補強される必要がある。

柴田裕

(名古屋市立大学)

(ii) 国内市場に歪みがある場合  
このケースは歪みがある市場の種類によって細分類することが必要である。

(ii・a) 商品市場に歪みがある場合

外部経済あるいは外部不経済が存在する場合に關稅政策が有効である条件を明らかにするのがこのケースである。

(ii・b) 要素市場に歪みがある場合

労働市場あるいは資本市場に歪みがある場合に關稅政策が有効であるための条件を明らかにするのがこのケースである。

国内市場に歪みがある場合には、歪みそのものを取り去ることが、最適政策であるというのが現在の理論水準の示すところであるが、「セコンド・ベスト」の理論の立場からは關稅政策が有効かどうかについて一義的に言うことはできない。このケースにおける關稅政策を突りあらしめるためには変形関数や社会厚生関数を特定化し、それらの組合せについてスペシャル・ケースを検討することが必要である。

3 非経済的目的達成のための政策

非経済的目的といってもかなりの部分について經濟計算が可能であることが必要である(經濟学者が經濟学的に扱うためである)。具体的には、自給自足度の維持、要素雇用水準の維持、特定産業の産出水準の維持、特定商品の消費水準の維持をあげるだけで十分である。(i)のリストは Bhagwati and Srinivasan の *Review of Economic Studies*, Jan. 1969 誌上の論文によるものである。國際收支調整政策も國際均衡の回復ではなくて對外準備の増加を目的とするな

らばこの項目に入れるべきである。特惠關稅、關稅同盟の理論はこの項目のもとで分析することが突り多い結果を生むであろう。したがって、この項目は極めて将来性に富むものである。

二 動態政策

動態政策には古典的な幼稚産業保護論と近代的な幼稚産業保護論が含まるべきである。

1 古典的幼稚産業保護論

この項目はミル・バスターブル・テストやミッド・ケンプ・テストによってその全貌がほぼ明らかになっている。近代的理論の前提として理論的に整理されることが望ましい。

2 近代的幼稚産業保護論

むしろ産業構造多様化政策と名づけた方が適當であるが、關稅政策のもとでの經濟成長が持つ歪みの分析も加えて現に發展しつつあり、将来充實されるべき項目である。

動態政策も經濟的目的達成政策と非經濟的目的達成政策に分けることができるが靜態政策の場合と異って成長過程における非經濟的目的達成政策は多くの場合經濟分析の射程外に置く方が賢明である。

本報告は分類をすっきりさせることによって研究の進展に必要以上の摩擦を生じさせないことを今一つのねらいとしている。本報告は、柴田「關稅政策の諸類型」(世界經濟評論、一九六九年五月号)と、柴田「關稅政策の諸類型——動態政策」(名古屋市立大学、オイコノミカ、一九六九年六月)にもとづいているが、報告会において名古屋学院大学の金田近二教授、神戸大学の藤井茂教授、南日本短

期大学の永田教夫教授から有益のコメントをいただいた。また、原論文に対し、大阪大学の渡辺太郎教授と関西大学の山本繁紳教授からも私信で有益なコメントをいただいた。本稿が原論文よりも改善されている点があれば、それは以上の諸教授のコメントのおかげである。深く感謝する次第である。

## 商業の本質について

大泉 行雄

△神奈川大学▽

商業の本質は、国民経済の全体関連の上から機能的に把握されねばならない。かかる分析の結果は、商業の本質を「需要・供給の適合」作用として理解せしめる。これによって、いわゆる社会主義商業をも含めて、商業一般に通ずる本質が明らかになる。商業の本質を、このようにはたし、として理解すれば、弘通の産業分類、すなわち産業を第一次、第二次、そして第三次の各産業と分け、これに

それぞれ農業・工業そして商業を該当させようとする方法には、根本的な疑問があるといわねばならない。一次二次三次の分割には、全産業を平板的に境界分けして、それぞれの領域を区画規定する観をあたえるが、商業については、次元を異にした立体構成的な理解が必要である。つまり商業の需給適合というは、たゞきによって、物的・技術的生産過程たる農業・工業が市場体系のなかに位置づけられて、企業としての存立が可能ならしめられるものであり、その意味で商業機能は、国民経済の全体構成者たる任務を遂行するものと見られねばならない。なお商業と営利については、商業弁護の立場から、営利はひとり商業にとどまらず、すべての企業に共通のものであると一般に説かれる。しかし考えられねばならない点は、利潤の作出(剰余価値の作出)の問題は別として、それが客観的貨幣価値として実現されるのは、市場における商業機能によるものである

ことである。そのようなはたし、に注目することが必要である。さらに報告者は、商業を純粋(固有)商業と商業補助業(商業機関業)に分ける方法はこれを探らない。財貨・サービスを通じて、そこに需給適合の機能が実現されるところには、商業の本質的機能が存在するものと認める。

このような見解にたいして、阿部源一教授(東洋大)は、「自由経済における需給調整と社会主義計画経済における生産と消費との調整」とを同質的のものとみるのは、過度の抽象化ないし行きすぎた拡大解釈ではないかとの疑問を提出され、前者では市場の需給調整の比重は絶大であるが、後者では比較的少数の国営企業の生産であるから、需給調整の比重ははるかに低いと見られる。その相違はたんに程度の問題にとどまるといわれようかと問われる。

鈴木安昭教授(青山学院大学)は、報告者が商業の本質を需給の適合機能とするのにたいし、「需給の適合機能をはたすのは社会的流通組織であり、社会的流通組織の機能が、需給適合の機能であると考えたい」といわれ、さらに「工業企業にも商業活動があると考へることは産業分類の混乱をまねく」と評され「産業としての商業は、商品の社会的流通を主要な活動とする企業群」と限定される。そしてこの意味の商業企業は社会主義社会にも存在することを認め

られる。

小川福次郎教授(東洋大学)は、営利が商業機能を通して、はじめて実現せられるという報告者の意図は、商業機能を個別経済的機能と国民経済的機能に分け、後者の「国民経済的機能、すなわち商業の社会的流通機能を前提とする」という意味が含まれているものと考えられ、このように理解するのでなければ、「商業の本質についての論理が一貫しない」ことになる点を指摘せられる。

これらの諸批判については、報告者において今後も十分に再考と省察の機会をもたなければならぬものである。ただ報告者の要旨を再言すれば、自由企業体制と社会主義体制とは、もとよりその基底を異にするものではあるが、しかし社会主義経済の本質を把握する場合にも、たとえば「マルクスのロビンソン物語」が援用されるような意味で、商業本質の理解についても、両者に共通なるものが認められると考えられるのではないか。また需給適合という機能を果すのは、社会的流通組織であるとの観察は、まさしくその通りであるが、その組織の機能は、現実には個別経営体(企業)の活動によって実現されることをかえりみなければならぬと思う。なお、農業工業における「業」という意味が、分業的産業社会では、「商業」の機能を意味するものであるというのが、報告者の特に強調したい着眼であり、したがってまたこの点にきびしい批判を予期するところでもある。

山中篤太郎教授(明治大学)は、「商業に投入される労働量、その商業機能にひきあうコストとしての分析」について報告者の見解を質され、さらに「社会主義社会での需給適合機能」という場合、計

画経済の機関は商業機能に当るものに従って価格にふくまれる商業機能のコストに当るものを含むと見るか」と問われる。

後段の問いについては、国家的計画機関によって、国民経済全体としての需給適合機能が遂行されることを原理とする社会主義経済体制では、中央機関がまさしく需給適合という商業の本質機能を遂行するものと見る。この場合には、自由市場の場合とは異なり、意識的に需給の適合が計画される。そのときにも経済的には、つねに一方における全社会的需要と、他方における全社会的供給が、計画の前提となって、そのあいだの適合が意図されることを必要と思うからである。

前段の、商業におけるコストの分析については、率直にいつて報告者はむしろ質問者の示唆ゆたかな分析研究の成果から、学びとらねばならないという段階にあると申さねばならない。(山中篤太郎著『社会科学の基本問題』昭和四四年、第三「経済展開と商品流通」特に二二六頁以下。)質問者による分析以上をいまここに開陳する用意のないことをのべ今後の考察の課題としたい。ただ報告者としてのひとつの考え方をここに付け加えておきたいと思う。もっとも素朴な物財の取引では、商品流通に関するいっさいの必要な機能―財貨の保管・危険負担・運送そしてまた資金的用意等も、すべて売手と買手の当事者だけのあいだで遂行されねばならないことである。後に商業機能の分化が実現されて、これらの諸機能は専門化されることになったのであるが、このようにみれば、今日、商業の機能といわれるものは、たんに財貨の売手買手だけによって成しとげられるのではなく、このように分業的に特殊化された諸機能の

分担の総合として需要供給の適合が実現されていると観なければならぬものと考えられる。商業機能におけるコストについても、このような視点が必要であらうと思われるのである。

## ソ連と日本の実質消費水準の比較

丹羽 春喜

（関西学院大学）

- (I) 一九六一年のソ連と日本の実質消費水準の比較。
- (II) 一九五五～六五年のソ連および日本の実質消費水準の推移。
- (III) 一九一三～六五年のソ連および日本の実質消費水準の長期的推移。

本研究はソ連と日本の人口一人当りの実質消費水準およびその推移を、できるだけ総合的に比較することを試みたものである。なお本研究では「フロー」の消費だけではなく、各種の「ストック」から生じる便益も考慮しているので、ここで言う「実質消費水準」は「実質生活水準」と同義である。本研究作業のアウトラインを段階的に述べると次のごとくである。

(I) 最初に一九六一年のソ連と日本の実質消費水準の比較を行なった。その結果この年次はソ連と日本の人口一人当り実質消費水準が総合的にみて、ほとんどあい等しい水準にあったことが判明した。(II) 次に、一九五五～六五年までの期間の両国の人口一人当り実質消費水準の推移を比較し、(III) 最後に、もっと長期的に、革命前の一九一三年から一九六五年までの両国の人口一人当り実質消費水準の推移をも比較しようと試みた。しかしながら、この最後の長期時系列データについての比較は、現在のところ、きわめて大まかな

「趨勢」の見つもりにとどめた。

次に本研究の中心である一九六一年のソ連と日本の実質消費水準比較の方法の概要を述べる。

すなわち、消費支出の諸項目を構成するところの財貨・サービスを次のごとく分類し、実物量タイムで消費水準を比較したのである。

食料品……穀類(いも類・豆類を含む)、油脂類(バターを含む)、砂糖、肉類・魚類、ミルク・乳製品(バターを除く)、野菜類・果実類・卵・その他。

非食料品……什器・家具、衣料、身の回り品(靴・時計など)、教養文化用品、理容・衛生用品、たばこ。

サービス……住居、光熱、教育、医療、交通、通信、教養・文化(テレビ・映画など)、その他のサービス(クリーニング・靴修理・衣服修理・その他の個人的サービス)。

言うまでもなく、これら各消費支出項目に含まれる品目は、多数あるが、入手しうる資料が制限されるので約五〇品目の実質消費水準比較にとどまった。日・ソ両国のこれら個別品目についての人口一人当り消費量のデータを編成し、比較したのである。しかし、個別的比較だけではなく、総合的に比較する場合、結局なんらかの

第1表 日本1961年ウエイト

項目別	日本ウエイト(円)	項目別	日本ウエイト(円)
<食料品>		<サービス>	
食料品総合	174,506 (47.7%)	住居	18,681
<非食料品>		光熱	22,914
什器・家具	16,018	教育	11,417
衣料	38,684	医療	5,256
身の回り品 (靴・時計など)	10,711	交通	7,120
教養文化用品	28,639	通信	1,476
理容衛生用品	10,507	教養・文化(テレビ・映画など)	3,418
たばこ	4,820	その他のサービス (クリーニングその他)	12,357
非食料品総合(小計)	109,379 (29.8%)	サービス総合(小計)	82,639 (22.5%)
		家計消費総合(合計)	366,524 (100.0%)

(注) 総理府統計局編『家計調査総合報告書・昭和21~37年』により算定した。

第2表 ソ連1961年ウエイト(%)

食料品	51.3	サービス	14.4
非食料品	34.3	住居	1.4
什器・家具	4.2	光熱	2.1
衣料	17.4	教育	0.6
身の回り品	6.7	医療	1.1
教養文化用品	3.3	交通	3.0
理容衛生用品	1.0	通信	1.8
たばこ	1.7	教養・文化	2.6
		その他サービス	1.8
		合計	100.0

「価格」で評価し、集計しなければならぬことは当然である。本研究では、原則としてこのようなアグリゲーションの各段階において日本価格によって評価・集計した数字、およびソ連価格によって評価・集計した数字をそれぞれ算出し、この両者の集計値の幾何平均値を算出することによって、総合的な、日本とソ連の人口一人当り実質消費水準の値とみなすことにした。

このような価格評価を行なう場合、次の二組の算式(結果は、どちらでも同じことになるが、データ処理の手順はかなり異なる。)をそれぞれに用いて用いた。

$$\begin{aligned}
 \text{直接的な方法} & \left\{ \begin{array}{l} \text{ソ連の消費水準} = \frac{\sum q_i p_i}{\sum q_i p_j} \dots \dots \dots \text{日本価格による評} \\ \text{日本の消費水準} = \frac{\sum q_i p_i}{\sum q_i p_j} \dots \dots \dots \text{価の場合} \\ \text{ソ連の消費水準} = \frac{\sum q_i p_i}{\sum q_i p_j} \dots \dots \dots \text{ソ連価格による評} \\ \text{日本の消費水準} = \frac{\sum q_i p_i}{\sum q_i p_j} \dots \dots \dots \text{価の場合} \end{array} \right. \\
 \text{間接的方法} & \left\{ \begin{array}{l} \text{ソ連の消費水準} = \frac{\sum q_i^s \times q_i^j}{q_i^j} \dots \dots \dots \text{日本価格による} \\ \text{日本の消費水準} = \frac{\sum q_i^s \times q_i^j}{q_i^j} \dots \dots \dots \text{評価の場合} \\ \text{ソ連の消費水準} = \frac{\sum q_i^s \times q_i^j}{q_i^j} \dots \dots \dots \text{ソ連価格による} \\ \text{日本の消費水準} = \frac{\sum q_i^s \times q_i^j}{q_i^j} \dots \dots \dots \text{評価の場合} \end{array} \right.
 \end{aligned}$$

ただし、 $q_i^s$ は各商品の人口一人当り消費量、 $p_i^s$ は各商品の価格、 $q_i^j$ は日本、 $s$ はソ連を示す。

原則として、大分類および中分類の各項目についてアグリゲートする時には、後者の間接的な方法を用い、そのためのウエイトは第1表、第2表に示した。また、前者の直接的方法にはソ連、日本それぞれの一九六一年小売価格を原則的に用いた。

くが、日本で高価なものがソ連では比較的安価かつ多量に供給され、逆に日本では安価なものがソ連では高価かつ稀少であること。総合的には、量的にみた場合、一九六一年における日・ソ両国の実質消費水準はほぼあい等しいことがわかった。しかしながら、両国の消費パターンの相異や特質、さらに財貨の品質やサービスの質が一般的に日本のほうがはるかに良いことを考慮に入れば、実際には、一九六一年における実質消費水準は日本の方が相当高いものであったと判定するのが妥当である。一九五五〜六五年の日本およびソ連の実質消費水準を算出するにあたっての品目別データとしては、ソ連に関してはアメリカ合衆国議会合同経済委員会の一五六六年の報告書、日本に関しては経企庁の昭和四二年版『国民所得統計年報』を用いて、同様にそれぞれについて「ソ連ウエイト」と「日本ウエイト」によってアグリゲートし、両者の幾何平均値をとって総合的な消費水準の指標とみなした。一九六一年日本を一〇〇としてこれを表示したのが第4表および第5表である。

一九一三〜六五年の長期時系列については、本研究作業での算定値に、バークソン、クラーク、篠原の諸教授や経企庁の推計値を採用・リンクしておよその両国実質消費水準のトレンドのみを作図して第1図として示すにとどめておく。

各品目についての両国の物量タムでの一人当りの消費量の実際値、相対価格の差異とそれによる評価にともなう理論的諸問題、諸種の推計値の算定方法などの詳細については、拙論「ソ連と日本の実質消費水準の比較」(本文および補論)、『関西経済研究センター資料』、六九一―四号を参照されたい。



第3表 ソ連と日本の消費水準の総合的比較 (1961年)

項目別	(ソ連/日本) × 100			④ 日本ウエイト 1961年(千円) (第1表参照)	⑤ ソ連ウエイト 1961年(%) (第2表参照)
	① 日本価格 評 価	② ソ連価格 評 価	③ ①②の幾 何平均		
食料品 食料品総合	167.9	141.2	154.0	174.5 (47.7%)	51.3
非食料品 什器・家具	49.0	56.4	52.6	16.0	4.2
衣 料	97.6	70.6	83.0	38.7	17.4
身の回り品 (靴・時計)	148.8	191.1	168.7	10.7	6.7
教養文化用品	22.0	20.9	21.4	28.6	3.3
理容衛生用品 (石鹸)	90.3			10.5	1.0
たばこ	77.5			4.8	1.7
非食料品総合 (ソ連側の在庫変 動未調整)	74.1	62.7	68.2	109.4 (29.8%)	34.3
同上のソ連在庫変 動調整	** 70.8	** 59.9	65.1	—	—
サービス	—			—	—
住 居	57.7			18.7	1.4
光 熱	(72.9)*			22.9	2.1
教 育	82.7			11.4	0.6
医 療	132.6			5.3	1.1
交 通	40.9			7.1	3.0
通 信	(68.4)*			1.5	1.8
教 養・文 化 (テレビ・映画)	(95.8)*			3.4	2.6
その他のサービス (クリーニング其他)	(29.3)*			12.4	1.8
サービス総合	66.2	56.1	61.0	82.6 (22.5%)	14.4
家計消費水準総合	116.1 (日本ウエ イト)	83.9 (ソ連ウエ イト)	98.8	366.5 (100.0%)	100.0

\* .....日本価格評価の値である。

\*\* .....ソ連政府の公式統計データにより

非食料品小売総額 + (非食料品小売総額 + 非食料品在庫増加額) = 0.956を乗じてこの調整を行なった。

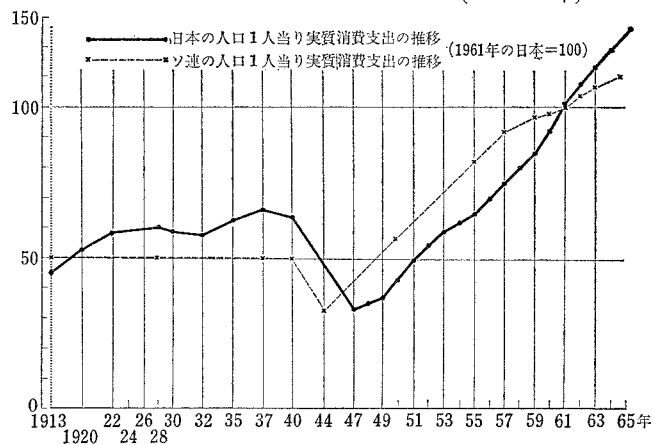
第4表 日本の消費水準とソ連の消費水準の推移 (1955~65年)  
(1961年の日本=100.0)

年次	消費水準		年次
	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の 幾何平均〕	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の 幾何平均〕	
1955	68.9	68.4	1955
1956	73.9	72.9	1956
1957	77.7	76.7	1957
1958	82.1	81.2	1958
1959	86.4	85.7	1959
1960	93.2	92.8	1960
1961	100.0	100.0	1961
1962	108.7	109.2	1962
1963	116.4	117.8	1963
1964	125.8	127.9	1964
1965	131.6	134.4	1965
1955→65 年の消費 水準向上 率	1.91倍	1.96〃	
ソ連	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の 幾何平均〕	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の 幾何平均〕	ソ連
1955	68.1	68.5	1955
1956	71.2	73.5	1956
1957	74.2	77.1	1957
1958	76.8	81.7	1958
1959	79.5	86.1	1959
1960	82.1	92.9	1960
1961	83.9	100.0	1961
1962	86.9	108.9	1962
1963	87.3	117.3	1963
1964	89.0	126.9	1964
1965	93.0	133.0	1965
1955→65 年の消費 水準向上 率	1.37〃	1.94〃	

第5表 ソ連の消費水準の推移 (対日本比率) (1955~65年)  
(各年次の日本=100.0)

年次	消費水準	
	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の幾 何平均〕	ソ連ウエイト 日本ウエイト 総合〔上記二欄の幾 何平均〕
1955	99.0	116.4
1956	96.3	113.8
1957	95.5	112.7
1958	93.5	110.4
1959	92.0	108.7
1960	88.1	103.8
1961	83.9	98.8
1962	79.9	94.0
1963	75.0	88.1
1964	70.7	83.0
1965	70.7	82.8

第1図 日本とソ連の実質消費水準の長期的変動  
(1913~65年)



(注) ここでは図示されていないが、ソ連の場合、1917~21年と1930年代前半の時期に、かなりの実質消費水準の落ちこみが生じたことを忘れてはならない。

畑井義隆(明治学院大学)、阿部源一(東洋大学)、気賀健三(慶応大学)、鈴木守(明治学院大学)、丹野平三郎(金沢工業大学)の諸氏のご質問には、紙幅の関係でお答えできないことをおわびし、あわせて感謝の意を表する次第である。

## 経済成長と積極的労働力政策

積極的労働力政策とは、もっとも広い意味では、「人間知識の加速的な蓄積によって与えられる不可避的挑戦に 대응するような労働力を創出する行動と計画」であるとされている。アメリカにおいては、このような政策の起源は完全雇用の達成を政府の責任であると規定した「一九四六年雇用法」にもとめることができるが、その後「一九六一年地域開発法」、「一九六二年労働力開発訓練法」、「一九六三年職業教育法」、および「一九六四年経済的機会法」などによっていっそう積極的に展開されるにいたっている。このようにアメリカの労働力政策の積極化をもたらしたものは、一九五〇年代にみられたように、国民総生産の一般の上昇期において、ある種の職業や産業では労働力不足が存在するにもかかわらず、他面においては高率の失業が持続するという事態であった。

当初は、労働力の供給増加と急速な技術進歩がその主たる原因であるとされ、その対策として有効需要の拡大による雇用機会の創出が強調された。しかしその後、失業内容の分析が進むにつれて、有効需要拡大策だけでは不十分であることがしだいに認識されてきた。すなわち、一九五〇年代後半以後の失業は、かならずしも一九三〇

稲毛 満春

(名古屋大学)

年代のような全般的失業ばかりではなくて、むしろ階層的失業の面もかなり強く、新規労働力、老年層、不熟練労働者および非白人層のあいだに特に高率の失業が持続していることが明らかとなった。そして労働力需給のアンバランスの解消のためには、たんなる有効需要の拡大だけではなく、同時に労働力の職業適応力を高めていくための諸方策がとられなければならないことが強調されるにいたったのである。

かくして、アメリカの前述した地域開発法や労働力開発訓練法では、職業訓練条項が重要視されて、労働者が雇用されるように適切な技能を備えさせること、およびその労働者が適性を有する雇用機会が創出されることの両者が目標にされている。しかしその後の経験から、職業訓練だけでは不十分であることがわかり、労働力開発訓練法の一九六三年の改正、および一九六四経済的機会法では、職業訓練のほかに基礎教育、カウンセリング、その他必要なサービスの充実が重要視されるようになった。この種の一連の立法は、「アメリカの労働力政策の重点が、たんなる雇用から「雇用可能性」(employability)へ移行してきたことを物語っている。スウェーデンをはじめとするOECD諸国においても、アメリカのように失業問題から出発したのとは異なりむしろ労働力不足問題から出発した

という違いはあっても、同様の考え方の転換が起こりつつあるといってもよいであろう。

## 二

経済成長過程における積極的労働力政策の役割を明らかにするには、いわゆる「構造的失業」概念をいっそう厳密に展開するのがよいと思われる。構造的失業とは経済成長にもなる構造変動によってひきおこされる労働力需給間の質的ギャップである。労働力需給間の質的ギャップは、労働力の供給側における質的構造の硬直性と労働力の需要側における質的構造の硬直性とに依存する。前者は、「労働技能の相対的非転換性」によって、また後者は「技能別労働投入係数の相対的非弾力性」によって起こる。

第1図は、労働を技能労働と単純労働とに分け、構造的失業の発生メカニズムを説明したものである。労働需要側における技能別労働投入係数の固定性の仮定によって、単純労働と技能労働とはつねに一定の割合で生産過程に投入され、したがって生産拡張線は直線OPによって表わされる。技能労働の投入割合が大なるほどOP線は時計の針の回転方向に移動するであろう。また労働力の供給面についても、技能別労働力の非転換性の仮定、すなわち単純労働は簡単に技能労働化しえないという仮定によって、単純労働と技能労働の供給量がそれぞれOMおよびONに固定されているものと考える。したがって、D点は労働力の総供給量のみならず、その構造を表わす点である。

この供給構造を表わすD点の上を、その需要構造を表わすOP線

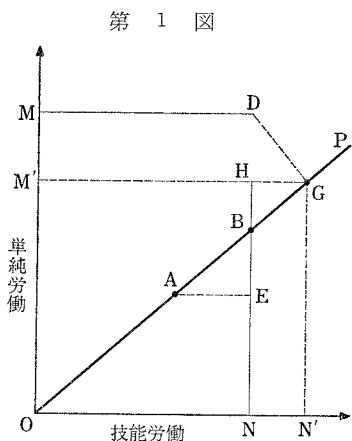
させることではなければならない。ここに、再訓練、再教育、および長期的教育計画の課題がある。しかし、同一の生産量を単純労働をより多く使用しても維持できるような生産ラインの変更の余地は十分ありうるので、OP線のおしもどし政策の役割を決して否定するものではない。もしも過度の再教育・再訓練政策が人間性無視の害をひきおこすような場合は、このような政策を十分考慮しなくてはならないであろう。

単純労働と技能労働との区分による上述の分析は、A地域労働とB地域労働の区分やC産業労働とD産業労働の区分についてもただちに応用できる。そして、技術革新と技能労働使用産業の相対的高成長という前述の要因は、現実には地域経済構造の変化、産業構造の高度化と同時併行的に起こる可能性が強いことを十分考えなければならぬであろう。その場合には、むしろ第1図の単純労働はA地域C産業の単純労働、また技能労働はB地域D産業の技能労働と読みかえるべきであろう。したがって、再訓練、再教育、および長期教育計画も労働力の地域間、産業間移動の促進政策とあわせて具体化されるべきであろう。

また、この種の構造失業問題と積極的労働力政策の役割の経済分析を、さらにいっそう発展させるためには、大会での報告で一つの方向をしめしたような、未充足求人と失業という二つのストック変数を同時に導入した労働市場モデルを展開していかなければならぬ。

## 三

これまで積極的労働力政策は、経済政策理論において必らずしも



第1図

が通過していないことが、まさに構造的失業の発生原因である。すなわち、もし生産物に対する総需要水準が低くて実際の生産点がA点であれば、技能労働の失業はAEであり、単純労働の失業はEDである。総需要が拡大して生産点がB点に移動すると、技能労働の失業は消滅し、単純労働の失業はBDに減少する。総需要がさらに拡大しても、技能労働不足のために、生産点はB点を越えて進めない。したがって、最初のA点における総失業のうち、AEとBEの部分は総需要不足失業であるが、単純労働の失業のうち残りのBD部分はそうでない。BD部分は、D点とOP線とが合致しないために、すなわち労働力需給の質的構造のあいだにギャップが起こるために発生する構造的失業である。

OP線の勾配は技術革新と技能労働使用産業の相対的高成長という経済成長の二大促進要因によって、絶えず右下に回転する傾向を持っている。したがって、OP線をD点までひきもどす政策は経済成長目的に反する。またしたがって、基本的な政策の方向は、D点、すなわち労働力の供給構造を労働力需要構造を表わすOP線に適応

適切な位置づけをされていない。経済政策の目的である物価安定、完全雇用、対外収支のバランス、高成長、分配の平等を達成するためのポリシー・ミックスの諸政策体系は、財政金融政策、産業組織政策および社会保障政策の三者によって伝統的に構成されており、最近では所得政策がこの仲間入りをした。われわれは、これに積極的労働力政策を加えた五つの政策手段体系によって、前述の経済政策目的達成のためのポリシー・ミックスが構成されなければならないと考えている。積極的労働力政策の「積極的」とはむしろこのような全経済政策体系の中に有効に組み入れられた労働力政策であると考へたい。

積極的労働力政策の追加は、伝統的な完全雇用概念の反省を必要とするであろう。完全雇用とは物価・賃金変動と失業率のトレード・オフ論が発展してきた今日では、所与のフィリップス・トリップン・曲線のもとで社会的効用を極大にする物価変動率と失業率のある組合せと定義される場合が多い。しかし積極的労働力政策は、フィリップス・トリップン・曲線自体を原点の方向に移動させることを可能にするのであって、われわれはこの種の政策によって達成されたより少ない失業率をふくむ社会的効用極大点を「構造的完全雇用」点と名づけた。構造的完全雇用点の達成は、より有効な資源利用状態とより望ましい所得分配とを同時にふくむものであって、さらに経済成長の面からみても、前述のような成長ひきもどし政策が過度にとられないかぎり、これを促進する傾向があるのである。

丸尾直美氏(中央大学)のご質問には、私信で回答した。記して感謝の意を表します。

### 最近のわが国における産業再編成論争の一展望

小西唯雄  
△関西学院大学▽

#### 一 はじめに

昭和四十三年四月に合併の意志を発表した八幡製鉄・富士製鉄の大型合併は、昭和四十四年十月三十日に「同意審決」という形で落着をつけた。この合併を契機として、わが国主要産業の多くは、強固な「寡占体制」へと進むかもしれないが、また一方では、本格的な「開放体制への移行」というあらたな課題に直面している。したがって、八幡・富士の合併問題は一応の決着をみたとはいえず、開放体制時代の望ましい産業政策、独占禁止政策のあり方を検討することは（すでに龐大な文献が存在するにもかかわらず）、今日依然として重要な問題たるを失なわない。本稿は、かような問題意識をもって、もっぱら昭和三十七、八年ごろにみられた貿易自由化期以降の諸文献よりながら、産業再編成にかかわるこれまでの論争にひとつのサーヴェイを試みることを課題とする。

なお、ここでの「展望」の方法・態度等についてお断りしておきたい。周知のように、この領域には、まことに龐大な文献が存在する。これらを網羅的にとりあげながら全体を体系的かつ公正無私に展望することは、少なくとも筆者の能力では不可能である。したがって、ここでは、日頃「産業組織論」「独占禁止政策論」にささや

かな関心をもつ一個人としての視角からいささか主観的な展望を試みるほかはない。また、本稿の内容に密接なかかわりをもつ「産業組織論」については、新野幸次郎氏が昨年度の『学会年報』ですこぶる周到なサーヴェイをあたえられている。そこで、ここでは若干視点を変えて（むろん、内容的にある程度重複せざるをえないが）、産業再編成推進論者の議論とこれを疑問視する論者の議論を、(一)貿易自由化期、(二)資本自由化期、(三)八幡・富士等の大型合併期に分けてその論点を展望し、あわせて今後に残された課題をいくつか指摘したいと思う。なお、ここでの関心は、主として論点の内容のサーヴェイにあるから、「文献展望」的局面はきわめて不十分である。これについては、先述の新野氏の「展望」で補っていただきたい。

#### 二 貿易自由化期の論争内容

貿易自由化期の産業再編成論は、昭和三十七、八年ごろ「新産業体制論」という形で展開された。この種の議論は、当時、貿易自由化というあらたらしい事態に対処する処方箋として通産省と産業界が提起したものである。もっとも、通産省の主張と産業界の主張には若干ニュアンスに相違がみられた。まず、当時の通産省側は、フランスの「協調経済体制」に範を求め、政府、産業界、金融界による

「官民協調方式」を提唱した。一方、産業界側は、この方式が事実上、「官僚統制」と同じ効果をもつとみて難色を示し、みずからは民間企業間の自主的な協調ないし共同行為による「自主調整」方式を主張した。かような事情については、たとえば、(一) 東洋経済編『日本経済と新産業体制』（東洋経済新報社、昭和三十七年）、(二) 西角良彦他『産業体制の再編成』（春秋社、昭和三十八年）、(三) 公正取引協会編『国際競争力と独禁法』（日本経済新聞社、昭和三十八年）、等に収められた各界代表の諸論文からも十分にかがえる。

しかしながら、「官民協調方式」にせよ、「自主調整方式」にせよ、現実には企業間の合併や協調の必要性を説く点で、それほど大きな相違はない。加えて、通産省流の議論は、当時「特定産業振興臨時措置法案」に具体化された事情もあるから、ここでは、主としてこれを取りあげておこう。通産省側による「新産業体制論」の内容を筆者流に要約すれば、つぎのようになると思われる。

- (一) 日本産業は、欧米諸国の産業に比べて企業規模が過小であり、「規模の経済性」を十分享受できない。そこで、必要な生産規模を実現し、国際競争にうち勝つために、独占禁止法を緩和して合併による集中化を促進する必要がある。（産業界側の「自主調整論」も、この点ではほとんど相違がない）
- (二) 日本産業には、はなはだしい「過当競争」がみられる。そこで、これを排除して「有効競争秩序」（成果規準）の立場）を形成すべきである。かような有効競争秩序形成の方法論としては、政府、産業界、金融界の三者協調方式、すなわち「官民協調方式」が望ましい。（ここでの産業界側の議論は、「過当競争」排

除の必要性を認める点で通産省と変りはないが、「官民協調方式」にくみせず、「自主調整方式」を主張する）  
この主張は、当時、通産省の両角良彦氏等によって積極的に展開された。同氏には、多くの論文に加えて『競争と独占の話』（日本経済新聞社、昭和三十七年）、『産業政策の理論』（日本経済新聞社、昭和四一年）の編者があるが、かような議論を知るうえで、もっとも便利な論文は、「産業体制論—通産省側の一提案—」（前掲『産業体制の再編成』所収）であると思われる。その内容は、要するに「規模の過小論」と「過当競争論」を軸にして「産業再編成」の必要性を説いたものといえよう。

産業政策担当者側によるかような「新産業体制論」に対して、経済学者、とりわけ近代経済学者が、もっぱらその「過当競争論」に批判を集中した。当時の「規模過小論」があまり問題にされなかったのは、資本自由化期の場合と異なり、一応「適正規模」追求という形をとっていたからだと思われる。というのは、貿易自由化の場合、競争は主としてコスト・品質について行なわれるから、通産省側の議論も、一応「コスト・スケール・カーブ」によって産業ごとに生産の「適正規模」を求め、その結果、「わが国企業の大多数は、『適正規模』よりもいちじるしく過小であり、『規模の経済性』を十分享受できぬので、すみやかに規模を拡大しなければならぬ」という形をとっていた。この主張が本来、プラント・レベルでの「適正規模」追求に主たる関心をはらうものと解するかぎり（実際は、やや不明確なところもみられたが）、原理的に広く意見一致すべき理由がある。加えて、当時の自動車工業、化学工業、石油精製

業等多くの産業の実状は、工場規模において国際レベルとかかりの格差がみられたのであり、この意味で通産省の議論は相当の説得力をもっていたと思われる。「規模過小論」があまり問題にされなかったのは、このような理由によるのである。もっとも、工場規模の拡大は一般に企業規模の拡大をまねくから、これによって強大な市場支配力が出現すれば、たとえ「規模の経済性」によってコスト低下が実現しても、それに応じて価格がひき下げられる保証がない点を懸念する論者もあった。

一方、「過当競争論」については、かなり多くの批判がみられた。すでに述べたように、「新産業体制論」は、日本産業にはなほだし「過当競争」が存在すると主張し、これを排除して「有効競争秩序」を形成しようとする。しかも、「有効競争秩序」形成においては、「官民協調方式」が活用されるべきだと考える。かような議論に対する反論は、大きくばにいて、(一)「過当競争」の概念とその排除論への疑問、(二)「官民協調方式」による「有効競争秩序形成論」への疑問、に分たれるであろう。

まず、「過当競争」概念の批判についてみよう。この代表的展開のひとつは、館竜一郎、小宮隆太郎、新飯田宏の諸氏による議論『日本の物価問題』(『東洋経済新報社、昭和三九年』)第二部。これは、さらに『中央公論』昭和三十七年六月号に発表されたものである。ここでは、まず日本的「過当競争」概念のあいまいさが非難され、これは俗語であって、経済学上の概念ではないと批判される。また、わが国で「過当競争」といわれるものの大部分は、英語のエクセプション・コンペティションとは異なり、実は大企業間のふつうの競争

市場構造の理論』(新評論、昭和四三年)にも、わが国の「過当競争」問題を考えるうえで意義深い議論が展開されている。なお、中村精「過当競争について」(『経済研究』昭和四四年七月号)も、この領域での注目すべき文献である。

しかしながら、これらの諸批判にもかかわらず、産業政策担当者や産業界側では、その後も依然として「過当競争」の存在を強く主張しつづけている。そのなかには、競争当事者としてのたんなる心理的・主観的感情にもとづいた素朴な「過当競争論」もないわけではない。また、かなり徹底した企業本位の立場から「高利潤安定化体制」実現のためにするような議論もあった。それはともかく、かような主張に対し、きわめて多くの経済学者は、「この種の『過当競争排除策』によって、すでにほとんど骨抜きになっている独禁法がまったく無力化される」という疑問を呈した。これに対して、その後、たとえば小島慶三氏(『日本経済には有効競争の基盤がある』、『東洋経済臨増・寡占特集号』昭和四一年二月六日号)や小松勇五郎氏(『外庄に備へ過当競争の排除こそ急務』、『東洋経済臨増』同号)等は、「日本の経済社会には、欧米諸国民にとって想像もできぬほどのきびしい過当競争的体質があるから、これを是正して『寡占化』を実現しても『有効競争』は十分に確保できる」と反論された。一方、近代経済学者の多くは、たとえば建元正弘氏の「さか立ちした有効競争論」(『東洋経済臨増』同号)にみられるように、これによって経済社会の進歩・発展の原動力としての競争機能が損なわれる点を依然として強く懸念する。かくて、「過当競争」論争は、いずれの立場も相手を十分納得させるには至らず、したが

にすぎないと考える。さらに、新産業体制論者は、しばしばこの種の競争をムダや浪費と結びつけるけれど、これこそは戦後の日本経済の高度成長や進歩・発展の原動力にほかならず、国民経済全体にとって好ましいものであると評価されている。したがって、これを排除しようとするのは、近視眼的愚行ということになる。それゆえに、館、小宮氏等は、このような競争は非難されてはならず、むしろ積極的に推進するべきだと考えて、「過当競争礼賛論」を展開する。この主張は、今日、正統的な近代経済学者の典型的な議論だといえよう。また、かれらは総じて、新産業体制論者による「極端な設備投資競争による重複投資やゆきすぎた技術導入競争等を避けるために、協調体制の形成が必要だ」という主張についても、批判的であり、その原因は、むしろ(一)宮崎義一氏のいわゆる「系列ワゴンセット主義」(『過当競争の論理と現実』、『エコノミスト別冊』昭和三十七年十月十日号)。のちに『戦後日本の経済機構』(新評論、昭和四一年、に収録)、(二)日銀貸出しや政府の外貨割当てにみられる「総花主義」、(三)各企業者の「自己責任モラル」の欠除、等のような政府の保護政策、カルテルその他の要因に求むべきであるとみる。したがって、これを排除するために、独占禁止法を緩和して協調体制を形成すべきだという主張は適切でなく、むしろ政府の各種保護・干渉政策をやめ、企業の「自己責任制」を確立するのが本筋であるということになる。熊谷尚夫氏の「過当競争は競争の不足にもとづく」との示唆に富む主張(『過当競争とは何か』熊谷尚夫編『市場構造と経済効率』(有斐閣、昭和四三年)所収)も、これに関連する代表的見解といえよう。また、新野幸次郎氏の労作『現代

って、今後、さらに検討するべき問題を少なからず残していると思われる。新産業体制論についてのいまひとつの批判は、「官民協調方式」による「有効競争秩序形成論」に向けられた。というのは、本来、「有効競争秩序」が「競争原理」にもとづくのに対して、「官民協調方式」は「協調原理」に基礎をおくはずであるから、「有効競争」を目的としながら「官民協調方式」を追求することは、原理的に矛盾すると考えられるからである。具体的にみても、有効競争体制のもとでは、本来、(一)企業の「自己責任制」、(二)「消費者保護」が重視されるべきであるが、一方、「官民協調方式」のもとでは、(一)各企業は、みずからの責任と判断によって事業活動を営むのではなく、競争者、政府、金融界と「協調」しなければならぬのかもしれない、(二)「生産者保護」が重視されるのかもしれない。したがって、「有効競争」を目的としながら「官民協調方式」を追求することは、原理的にも実際のにも問題が多いと思われる。たとえば、拙稿「『有効競争』理論と産業再編論議」(『東洋経済臨増・インフレーション特集号』昭和四一年九月二七日号。のちに熊谷尚夫編『市場構造と経済効率』(有斐閣、昭和四三年)に収録)も、不十分ながらこの点に疑問を呈したものである。

貿易自由化期の産業体制論では、このように「官民協調体制」形成の必要性が強く主張されていたが、その後、この主張はかなり後退し、かような論者も、現体制における「競争原理」の意義を強調することが多くなった。ややオーバーにいえば、これは、上述の論争を経過して「協調」や「統制」を賛美する戦前的発想に多少とも反省がなされた結果によるのかもしれない。また、戦後のわが国

経済における高度成長の実現に対して「競争原理」が果たした役割がしだいに認識されたこともあろう。貿易自由化期の初期の論争では、ときおり競争促進論者・独占禁止論者をアダム・スミスのな「自由放任論者」と同一視したり、独占政策の目的を「完全競争」とみたりするような見解が散見されたことを思えば、ここでの論議が現体制における「競争原理」や独占政策の目的・意義についての一般の理解を深めた点は、相対的に評価されてしかるべきだと思われる。また、この時期に出版された熊谷尚夫『経済政策原理』(岩波書店、昭和三十九年)と館竜一郎、小宮隆太郎『経済政策の理論』(勁草書房、昭和三十九年)の両著が、「経済政策論」の体系に「産業組織論」、「独占政策論」を導入・定着させた意義も忘れてはならぬ業績であらう。

### 三 資本自由化期の論争内容

通産省流の産業再編成論(「新産業体制論」)の主張は、「特定産業振興臨時措置法案」が廃案となり、一時下火になったかにみえたが、その後の不況期にはやくも再燃し、さらに昭和四十一年、二年ごろから「資本自由化対策」との関連でほぼ完全に復活した。もっとも、この間に、現実の日本経済は、通産省・産業界側による深刻な悲観論にもかかわらず、貿易自由化を大過なくのり切っていた。それゆえに、通産省流の主張もこれに対応し、「貿易自由化の場合にはなんとかのり切れたが、資本自由化はそうはいかない」というあらたな悲観的角度から、かなりのモデル・チェンジをほどこした産業再編成論を展開することになる。今回の議論は、「過当競争排除論」

し、つぎに、これにかかわる論点を整理しよう。産業再編成論者によれば、資本自由化は、わが国産業・企業に対して貿易自由化の場合と比較にならぬほど深刻な影響をあたえる。というのは、貿易自由化とは、「外国商品と日本商品の競争の自由化」にはかならず、主として「商品の価格と品質によって競争が行なわれる」のに対して、資本自由化は、外国企業と日本企業との日本市場における競争の自由化を意味するからである。かくて、資本自由化時代の競争は、これまでの「商品の競争」から「企業の競争」に移行したという。そして、この種の競争は、たんに商品のコストや品質をめぐる競争にとどまらず、さらに「労働」、「資本」、「技術」、「マーケティング・流通」、「マネージメント」、「諸関係・総合性」のような「企業力」(「企業競争力」、「企業総合力」といわれることもある。ここでは、「一応」企業競争力)を用いる。ただし、これらの概念にそれぞれ若干ニュアンスを変えて用いる向きもある)を構成する諸要素をめぐって直接行なわれるものであり、この際、競争にうちかつために、大型合併や持株会社によって企業規模を飛躍的に巨大化しなければならぬことになる。しかも、ここでわが国企業の規模が過小であることを訴える手法として、しばしばGMやUSスタイルのような全世界の業界トップ企業と対比される。やや極端には、わが国企業を全世界のトップ企業なみにしなかり、資本自由化をのり切ることはできないといった論調もある。かくて、しばしば指摘されるように、「企業競争力」説では、「企業規模は大きければ大きいほどよい」ということになる。

このことは、たとえば林信太郎氏による見解、すなわち、(一)「企

もさることながら、なによりも「企業の大型化」の推進に力を注ぐ点に大きな特色がある。これとの関連で、ひとところ「持株会社復活論」が主張されたが、いつのまにか立ち消えとなり、その後はしだいに「大型合併推進論」に傾斜していく。しかも、今回は通産省側の主張に変化がみられ、かつて産業界側から「官僚統制」をまねくと批判された「官民協調」的主張が後退したので、以前のように政府、産業界間に意見対立があまりみられない点も、あたらしい現象であらう。そして、通産省側の代表的論者も、両角良彦氏から林信太郎氏にバトン・タッチされた。林氏による論文は、きわめて多い。ここで列挙はしないが、そのひとつが昨年度の『学会年報』に「資本自由化と経済政策」と題して収録されていることを指摘しておく。そこには関連論文である越後和典氏の「資本自由化と産業政策」もみられるから、われわれは、両者をあわせて読むことによって、その論点を汲みとることが可能である。ただし、ここでは、林氏の「産業再編成の必要性と進めかた」(『エコノミスト論壇』昭和四二年四月二〇日号)はじめ「資本自由化の理論と現実」(『エコノミスト』昭和四二年九月一九日号)や、稲葉秀三、板根哲夫編『資本自由化と独占法』(至誠堂、昭和四二年)所収の同氏論文等を参考にしながら資本自由化期の産業再編成論の内容、特色を整理しよう。なお、さきにあげた小島慶三論文、小松勇五郎論文や総合政策研究会「資本自由化・本質と対策」(社会思想社、昭和四二年)、日本経済調査協議会「わが国産業の再編成」(昭和四二年)も、重要な文献である。

そこで、まず、資本自由化期の産業再編成論の内容、特色を概観

業規模が大きくなればなるほど、一般的には資本市場において、より有利に大きな資金調達力を発揮しうるようになる、(二)「不況下において資本力と企業規模を誇る世界企業は格別強力であり、これがため民族系企業にその不況のシワ寄せが集中的に負担させられる」、(三)「外資がその上陸作戦の展開に際し赤字を覚悟の大廉売や巨大な広告支出を行ない、既存のマーケット・シェアを大きく食い破ろうとする」、(四)「国内で直接に外資との企業競争が行なわれる場合には、技術力格差の存在は、そのまま当該企業の劣位を決定的に現わすことになる……きわめて限定された分野のみについて研究開発を行なえば足りるものについてすら、同業の中では中小企業より大企業の方が条件がよいことは当然である」(前掲「資本自由化の理論と現実」一八一—二〇ページ)との主張からも明瞭に汲みとれる。

明らかに、このような「企業規模拡大論」は、貿易自由化期の議論と比べてかなり相違がある。すでにみたように、貿易自由化期の場合は、一応「工場規模」の拡大による「規模の経済性」を主張の根拠としながら、少なくとも理論的には「適正規模」を追求する形をとっていた。しかしながら、資本自由化期になれば、現実には「適正規模」を実現した企業が数多くみられるようになった。この段階において、さらに「企業規模の拡大」を訴えようとする以上、当然その主張の根拠も変らざるをえない。「企業競争力」説は、このあたらしい事態に対応した根拠づけの武器であると思われる。ここでは「適正規模」の理論は、完全に一掃されており(たとえ言及されるにせよ、現実的にはほとんど意義をもたぬ)、「最大の企業

規模こそが最良の規模」という主張に変わっている。そうして、のちにみる八幡・富士両製鉄の大型合併推進論の内容も、本来、この「企業競争力」説に基礎をおいているといえる。

通産省・産業界側によるこの議論に対し、主として近代経済学者の側から反論が提起された。その代表的論者は、小宮隆太郎、建元正弘、館竜一郎、熊谷尚夫、馬場正雄、渡辺太郎、渡部経彦、飯田経夫等の諸氏であろう。これらの論者は、主として通産省、産業界側の「自由化消極論」と「産業再編成推進論」を批判し、逆に「自由化積極論」と「企業間競争促進論」を展開した。これに対して、同じ近代経済学者のなかでも、たとえば篠原三代平氏などは、「産業政策」ないし「産業構造政策」を重視し、ある程度通産省的主張に近いところがある。同氏は、かような立場から小宮氏等の議論を「静態的」だと批判し、また「設備大型化、規模の利益そのものを否定している」(『経済学者の発言』(日本経済新聞社、昭和四二年)一六〇、一六七ページ)と指摘されたが、一方、小宮氏等も「これは誤解にもとづく批判」と反論している。(たとえば、小宮隆太郎「直接投資と産業政策」(新飯田宏、小野旭編『日本の産業組織』(岩波書店、昭和四四年)三五七―八ページ)また、マルクス経済学者のなかには、「巨大化の必然性」と「大規模の利益」をとりわけ評価するところから、産業再編成について通産省側の見解によく合致するような議論を展開する人もみられた。別に、中村秀一郎、杉岡碩夫、竹中一雄、正村公宏の諸氏は、たとえば杉岡編『資本自由化と産業再編成』(徳間書店、昭和四二年)にみられるように、競争促進の立場から通産省の産業再編成論にきわめて批判的である。こ

ために付言すれば、小宮氏等の立場は、J・S・ペインやE・F・ペンローズ等の見解と軌を一にしているのであって、「規模の利益」そのものを否定しているのではない。かような論者は一般に、企業規模について「(一) 長期平均費用曲線は一般にU字型をしており、ある規模までは、規模の拡大に伴って費用が逓減する、(二) 長期平均費用曲線が最低となる点、あるいは範囲、つまり『最適規模』は産業により、国により、また時期によりさまざまである(『前掲小宮隆太郎「直接投資と産業政策」三五七―八ページ)』といった認識をもつ。したがって、「規模の経済性」の役割は十分に評価するのであり、少なくともいわゆる「適正規模」に到達するまで企業規模を拡大することには、積極的に賛成することになる。ただ、「企業競争力」説のように、「企業規模は大きければ大きいほどよい」とは考えず、概して「適正規模」を越える企業規模の拡大に警戒的もしくは批判的であるにすぎない。したがって、ここでの意見の相違は、結局、「企業規模が『適正規模』を越えて無制限に大きくなる」ことが、国民経済的にみて好ましい」とみられるかみないかに帰着するわけである。

むしろ、「企業競争力」説に批判的な論者といえども、「適正規模」以上に企業規模を拡大すれば、なにがしかの利点が生じる事実を無視するわけではない。けれども、かれらは一般に、この種の利点は、主として市場における巨大企業の強大な交渉力によるところが大きく、したがって、当該企業には利益となっても、交渉相手、取引相手や競争企業、一般消費者に犠牲を強いるものと考え、国民経済全体からみてマイナス効果を生じると考える。それゆえに、「企業競

の問題にかかわるこの立場の主張は、先述の近代経済学者の見解と共通するところが多いように思われる。

それはともかく、資本自由化期の産業再編成論を批判する近代経済学者側の文献は非常に多いが、わけても小宮隆太郎「資本自由化の経済学」(『エコノミスト』昭和四二年七月二五―二九日号)は、もっとも包括的で重要な力作であり、建元正弘「資本移動の今日的意義」(『東洋経済臨増・資本自由化特集号』昭和四二年九月二八日号)の特集号には、これ以外にも有益な関連論文が多い、飯田経夫「政策フライオリティ倒錯の産業再編論議」(『東洋経済臨増・寡占特集号』昭和四一年二月六日号)も、論旨すこぶる明快な力作である。拙稿「大型合併支持説にみる没理論性」(『東洋経済臨増・企業合併特集号』昭和四三年七月三日号)も、ほぼ同じラインにそのものといえよう。

そこで、以下、さきに要約した通産省側の産業再編成論に対する近代経済学者側の批判点をいくつかとりあげよう。すでにみたようにこの時期の企業規模拡大論は「大きければ大きいほどよい」と主張したが、反対派の批判のひとつはここに集中する。たとえば、小宮氏は、かような主張が日本的な「規模」に対する迷信にもとづいたものであり、「このことは、たとえば、現実(一) 株式市場で、いわゆる大型株の株価がふるわないこと、(二) 世界最大の企業の一つであるUSスチールをはじめ、日本でもアメリカでも業界のトップ企業がしばしばその業界でもっとも停滞的な企業であり、長年にわたってマーケット・シェアを失いつづけていること、(三) 明らかにわたってマーケット・シェアを失いつづけていること、(四) 明らかにわたってマーケット・シェアを失いつづけていること、(五) 明らかにわたってマーケット・シェアを失いつづけていること」と強調される。ここでありうべき誤解を避ける

争力」説が強調するような、(一) 企業規模の巨大化にともなう資金調達力の巨大化、(二) 不況への抵抗力の強大化、等の賛美論を当該企業本位の主張とみて疑問視することになる。なお、これに関連して、小宮氏は、資金調達面における外資系企業優位説に反論し、それは「比較的限られたもの」にすぎず、政府や関係業界との人的結びつきとか、雇用面など、他の面での外資系企業の不利によって相殺される程度のもの(『前掲「資本自由化の経済学」一七―二〇ページ)』と主張されている。さらに、(三) 巨大な外資の上陸作戦としてのダンピング、差別対価による競争者の排除、過大な広告販売等に対抗しうるために、企業規模を拡大すべきだ、といった主張については、これらはいわゆる「不公正競争」にかかわるものであるから、「独占禁止法を緩和して日本企業もこの種の行動がとれる実力を貯えるべく巨大化する」といった角度から対処するのは筋違いであり、逆に、その強化、整備をもってあたるべきだという反論がある。また、建元正弘氏の主張(『前掲「資本移動の今日的意義」二六―二九ページ)』にもあるように、この立場の人々には、「独占禁止法こそ資本自由化の防波堤」という認識があり、したがって、「これを改正して寡占体制を打ち立てることを資本自由化対策と考える」ことにきわめて批判的である。

いまひとつ、(四) 巨大企業が「技術開発」に圧倒的優位を占める、という主張への反論をみよう。たとえば、小宮氏や建元氏は、企業規模と研究開発の成果との関係にかかわるF・M・シャーラーやD・B・キーンズの研究を引用しながら、「研究開発活動と規模とは無関係であるか、むしろ小規模企業(日本の零細企業の意では

ない)のほうが比率のうえでは開発成果が大きく、したがって、こ  
こでも『企業規模に対する信仰』は迷信にすぎない(「前掲「直接投  
資と産業政策」三五九ページ。前掲「資本移動の今日的意義」二四  
ページ)と指摘されている。また、これに関連して、アメリカの現  
実において、GM、USスチール、アルコア等の業界トップ企業が  
概して技術開発、導入に保守的であり、より小規模な企業によつて  
その有効性が立証されてからはじめて行動を起す傾向がみられた事  
実を根拠に、巨大化にとまらぬ「保守化」を懸念する議論もみられ  
た。したがって、ここでは、(S・T・宇宙開発のような特殊な領  
域は別として)通常の産業の場合、基本的には「適正規模」で十分  
だということになり、あとはゆたかな創意・工夫や開発への積極的  
努力に期待をかけるわけである。

加えて、産業再編成論者は、一般に「寡占化」をもって有効な資  
本自由化対策とみなす傾向があるけれども、小宮氏等はその効果に  
ついて疑問を呈する。というのは、「外国企業による株式の取得  
や企業提携の対象となるのは、むしろ強い企業、つまり潜在的な発  
展の力をもっている企業(「前掲「資本自由化の経済学」二六ペー  
ジ)なのであり、「日本の企業の「国際競争力」が強い弱い、か  
産業の再編成が進んだかいないか、ということとはそれほど重要な条件  
でない(同二五―二六ページ)と考えるからである。さらに、産業再  
編成は、結果的には、「完全自由化後の外資進出をより容易にする  
かもしれない」点もしばしば指摘される。総じて、この立場の論者は、  
「外資が進出しそうな間隙を一つ一つふさいでまわるといふような  
ことは本来不可能でもあるし、また自由化の基本方針とも相容れな

意を表明した通産省、産業界側の見解は、おおむね「資本自由化期  
の産業再編成論」を主張の根拠にしている。すなわち、この立場の  
論者は、この合併こそ資本自由化対策としての産業再編成を實踐す  
るものととらわれて高く評価した。また、ジャーナリズムも、当初は  
「この合併が国際競争力の強化に役だつ」とみて、歓迎ないしは賛  
成の論調が多かったと思われる。とはいえ、一方では、自由化して  
も輸入の急増や外国企業進出のおそれがまずありえぬほど強大な鉄  
鋼業において、一位二位企業が、「国際競争力強化」の必要から  
合併しようとする点に疑問をいだいた人が少なかつた。たとえ  
ば、近代経済学者の場合、はやくからこの合併に批判的な人が多く、  
のちに「独占禁止政策懇談会」に結集して「大型合併についての意  
見書」を発表した。(昭和四三年六月一日)また、一部のマルク  
ス経済学者グループも、時期的にはかなりおくれたが、別個に「意  
見書」を発表した。(昭和四四年三月二四日)ここでは、以下、ま  
ず合併推進側の議論内容を概観し、ついで批判者側の反論を整理・  
展望しよう。

まず、八幡・富士両社側をはじめとする合併推進論者は、この合  
併の一般的根拠を説明するにあたり、もっぱら「資本自由化時代を  
のり切るために『国際競争力』を強化する必要がある」ということ  
を強調した。ここでの「国際競争力」概念は、「通常の経済学でい  
う「比較優位」ではなく、資本自由化期の産業再編成論で主張され  
た「企業競争力」(ないしは「企業の総合力」)説によつて、  
とりわけ注意が肝要である。すでにみたように、かれらは「企業規  
模が大きくなればなるほど『資金調達力』、『資本力』、『技術開発

い」(同二七ページ)と考え、この視角から通産省流の産業再編成論  
を批判したといえよう。この他に、「過当競争」をめぐる論議もあ  
るが、貿易自由化期の論争と内容的にそれほど異なるところはない  
ので、省略する。

資本自由化期の産業再編成論、わけても「企業規模拡大論」に対  
して提起された疑問点の主要内容は、大略以上のごとくであると思  
われる。総じて、近代経済学者側からは「寡占化政策」にとまらぬ  
巨大化が「競争制限」、「市場支配」につながり、わが国経済の成  
長・発展や物価に悪影響をおよぼす点を重視したのに対し、一方、  
産業政策担当者側からは「わが国の現状をみれば、そのような憂い  
はまったくなく、加えて貿易自由化、資本自由化によって海外企業  
との競争が激化するのでは、この批判は的外れである」といった反論  
がなされた。いずれにせよ、「適正規模」以上への企業規模拡大  
の可否をめぐるここでの論争には、今後さらに研究を深め、相互の  
論点をつめねばならぬ点が、理論的にも実際的にも少なからず残  
っているように思われる。

#### 四 「大型合併」期の論争内容

昭和四十三年三月に旧王子系三社、さらに四月には八幡・富士両  
製鉄の合併が発表されてから昭和四十四年十月三十日に「同意審  
決」という形で「新日本製鉄」の成立が認められるまでの一年数ヶ  
月の期間、これらの合併、とりわけ八幡・富士の超大型合併の是非  
をめぐって激しい議論が交された。ここでは、もっぱら鉄鋼合併の  
ケースをとりあげて検討したい。八幡・富士の合併にいち早く賛

力」が強化され、したがって『国際競争力』は強化される」と考える。  
一方、わが国鉄鋼業が、「コスト競争力」において全世界でも抜群  
の実力をそなえていることは周知の事実である。このことは、たと  
えば、日本経済調査評議会『わが国産業界の再編成(昭和四二年)』な  
ども、「その国際競争力は既に世界の最高水準にあり、資本自由化  
を目前に控えて、とくに早急に競争力強化を要する」といったさし迫  
った事情はない(三一―三二ページ)と高く評価していたほどであり、合  
併推進論者の多くも十分に認めているところである。したがって、  
換言すれば、通常の経済学でいう「国際競争力」は、すでに十二分  
であることになる。けれども、「企業競争力」説的立場にたつ合併  
推進論者は、資本自由化のもとでの競争にうちかつたためには「コス  
ト競争力」だけでは不十分であり、企業規模の大型化にともなう企  
業の総合的な「国際競争力」を高めねばならぬと強調する。(たと  
えば、「八幡・富士両社の合併趣旨」(昭和四三年五月))この視点か  
らみれば、「八幡・富士といえども、USスチールのたかだか四分  
の一度の規模にすぎず、加えて設備、技術も大半が海外からの借  
物であり、また自己資本比率も低く、金利負担が過重なこともあつ  
て、企業体質はすこぶる劣弱であるから、『国際競争力』はまだま  
だ十分でない」ことになる。とはいえ、現実には、資本自由化によつ  
てわが国鉄鋼業に外国企業が進出し、八幡・富士両社を打倒するこ  
とを真剣に憂慮していたかどうかは必ずしも明らかでない。それは  
ともかく、かような「国際競争力」概念に対する近代経済学者側の  
典型的反論は、たとえば『東洋経済臨増・企業合併特集号』(昭和四  
三年七月三日号)三〇―三二ページにみられる。このように、「国際



競争力」という重要な概念の内容自体が、合併推進論者とのあいだで大きく食い違っている点、まず十分に注意されなければならない。

このように、大型合併推進論者の主張は、もっぱら資本自由化期の「企業競争力」説に論拠を求めているといえるが、鉄鋼業における合併ということで具体的に若干の補足的説明がなされる。たとえば、「技術開発力」との関連で従来からの主張の他に「欧米、ソ連等の鉄鋼業の動きに対処するためには、直接製鋼法、原子力製鋼法、リムド鋼の連続鑄造法の開発に力を注がねばならず、そのためにこの合併が必要だ」としばしば主張された。また、「合併によって両社間の重複投資を回避し、適正な設備投資を重点的、集約的に実施することにより、投資効率の向上がはかれる」ということも強調された。さらに、これに関連して、合併発表当時、「鉄鋼需要は、国内外とも頭打ちであるのに、多数企業がいたずらに競争して大型設備の重複投資を行なうことは、国民経済上、大きな浪費をまねくので、両社の合併が必要だ」という主張がよくなされた。ただし、この主張は、そこにももたれている内容自体が競争制限に通じるものであり、独禁法第一五条違反になる点が配慮されたためか、その後微妙な変化をみせ、しだいに「鉄鋼需要はまだ大きく伸びるから、両社が合併しても競争は制限されない」といった論調に変わっていく。合併推進論者が掲げたその他の合併メリットとしては、(一) 交錯輸送の排除、(二) 生産品種、規格の調整、(三) 販売部門の統合強化、等がある。(八幡製鉄株式会社・富士製鉄株式会社「合併について」昭和四三年八月) このように、大型合併推進論者によれば、八幡・富士両製鉄のもたらす利益はすこぶる豊富であるが、にもかかわら

ず「競争制限」を生じる心配はまったくなくない。というのは、たとえ両社が合併しても、国内には日本鋼管、住友金属、川崎製鉄といった「有力な競争者」が存在しているし、加えて、これから本格的な開放体制に突入すれば、外国企業と激しく競争せざるをえないとみるからである。また、「万」競争制限の事態が生じるとしても、(一) 「監視機構」を強化し、(二) 関税をひき下げて輸入を増加し、(三) 海外の優良企業を導入する、等の施策を講じればよく、したがって弊害が生じる余地はない」とも強調された。合併推進側の主張は、ほぼ以上のように要約しようと思われる。つきに、批判者側の反論状況とその主要見解を概観しよう。

このような鉄鋼合併推進論に対していちばやく体系的批判を試みたのは、竹中一雄「容認できぬ市場支配型合併」(『東洋経済』昭和四三年五月四日号)であろう。ついで、内田忠夫、建元正弘、渡部経彦、小宮隆太郎氏等を代表とする「独占禁止政策懇談会」に結集した近代経済学者グループの学者が『東洋経済臨増・企業合併特集号』(昭和四三年七月三日号)誌上で本格的な批判を展開した。わけでも、建元正弘「競争制限は統制への危険な道」は、この立場の代表的な展開であり、馬場正雄「大型合併反対の経済学的意味―歴史と理論―」は、合併の経済理論にかかわる注目すべき先駆的労作といえよう。このグループは、その後も『東洋経済臨増・産業政策と八幡・富士合併特集号』(昭和四三年一月一日号)に参加し、たとえばシンポジウム「再び八幡・富士合併に反対する」において、鉄鋼合併の総合的批判を行なっている。この近代経済学者グループ以外では、前田靖幸、中村秀一郎、杉岡領夫、正村公宏、越後和典

御園生等、大橋周治、市川弘勝、野口雄一郎等の諸氏が、それぞれ合併批判論を活発に展開された。なお、これに関連して、「独占の対抗力のない手として公企業をフルに活用すべきだ」という加藤寛、赤沢昭三、五井一雄、原豊、松浦保、丸尾直美氏等の主張(その代表的展開は、たとえば加藤寛「二〇世紀の限界」『ダイヤモンド』昭和四三年)や、これとニュアンスは異なるが力石定一氏の主張も、大型合併論議との関連で注目すべき見解であると思われる。このように、八幡・富士の合併論争にかかわる文献は、まことに歴大であり、枚挙にいとまがない。そこで、ここでは、主として近代経済学者グループの論者による反論をとりあげながら、その論点をいくつか展望しよう。ただし、これらの批判には同一主旨の内容も多いので、とくに文献名をいちいち列挙はしない。ただ、先掲の『東洋経済臨増』二冊は、その典型的な主張を手短かに把握するうえでもっとも便利であることを付言しておく。

まず第一に、合併推進論者のよりどころである「企業競争力」説の批判論であるが、その内容は、資本自由化期になされたものとはとんと異なるので、ここではくり返さない。ただし、これに関連して「直接製鋼法、原子力製鋼法等のまったくあたらしい技術開発のために両社の合併が必要だ」という会社側の主張について、「この種の技術の研究は、両社合併後の規模をもってしても不可能なほど莫大な研究開発資金と組織が必要であり、むしろ国家的事業として遂行すべきものであるから、これを今回の合併の根拠にするのは不適切である。また、従来の間接製鋼法は、今日ほぼ完成の域

に到達しており、大幅な革新はあまり期待できない。したがって、小規模企業でも十分な開発のチャンスをもっている。このことも両社が合併すべき理由はない」といった角度から反論があった。さらに、合併のメリットとして強調された、(一) 交錯輸送の排除、(二) 生産品種・規格の調整、(三) 販売部門の統合・強化、等は、「八幡・富士のように『適正規模』をはるかに越える超マンモス企業が合併する場合、全体としてとるに足りない」と評価されている。また、「これらの利益などは、両社が合併に要する費用だけで確実にケシ飛ぶだろう」と皮肉った向きさえみられた。

ついで、近代経済学者側の批判は、「産業政策の矛盾」に向けられた。以下、その内容を概観しよう。すなわち、合併推進論者がいうように、「資本自由化をのり切るために、両社がますます合併して『国際競争力』を強化しないと、たいへんなことになる」のが事実だとすれば(近代経済学者側は、この認識自体を適切と認めないが)、論理的には、八幡・富士よりも小規模な企業の運命は、まさしく風前の灯ということになる。したがって、産業政策担当者側としては、当然まずこれらの企業がこの緊急事態をのり切るための政策的配慮をあたえねばならぬはずである。ところが、現実には、「企業競争力」まことに弱小なはずの川鉄、住金などがもっぱら「有力な競争者」とか「優良企業」と賞賛されるのみで、まったく放置され、業界第一位・二位企業の合併が支援されている。近代経済学者側は、これを「産業政策の矛盾」とみた。そうして、かれらのこのような批判の根底には、もともと「今回の合併は、『技術開発力』や『国際競争力』の強化といった前向きなものではなく、後発メー

カーに迫り上げられた両社の経営難をのり切るといふ後向きのものであり、合併によって業界のリーダーの地位を回復し、価格つり上げによる『高利潤安定化体制』を形成しようとするものだ」という根強い不信感があつたことは明らかである。

また、かれらは、今回の合併が鉄鋼業の市場構造を従来の「どんぐりの背比べ型寡占」から「大勢の小人たちに囲まれたガリバー型寡占」に変える可能性が大きいことを懸念する。すなわち、かれらによれば、一般に、前者では多分に競争の可能性が残されているといえるが、後者はブライス・リーダーシップによる協調体制が形成される可能性が大きい。八幡・富士の合併は、「新日鉄」というガリバーを生み、鉄鋼業にこれを中心とした安定的体制が現出するかもしれない。長期的には、アメリカ鉄鋼業の場合と同様に、鉄鋼価格の上昇、国際競争力の低下に進むであろうと主張される。以上が「市場構造の変化」に着目したかれらの批判の要点である。また、この他にも、『企業競争力』説や『合併による重複投資回避』説の論理をおし進めれば、究極には、一産業一社の産業体制がベストということにならざるをえないが、通産省や業界側は、ここまで考えているのか？と疑問を呈する論者もみられた。

さらに、近代経済学者側は、この合併が独禁政策、とりわけ合併規制におよぼす影響を重視し、批判論を展開した。たとえば『大型合併』についての意見書にも明らかなように、かれらは一般に、企業間競争がわが国経済社会の健全かつ民主的な発展にはたす役割をとりわけ高く評価する。ここから独禁政策が堅持されねばならぬことになるわけである。ところで、もしも、(一) 当該企業の規模が

すでに全世界のトップレベルにあり、(二) 「コスト競争力」、輸出货量ともにズバ抜けて世界一であり、しかも、なお成長産業と目される業種において、業界第一位、第二位の企業間合併を認めれば、事実上、合併はフリー・パスとなり、独禁法は完全に骨抜きになるといふ。かれらによれば、このような事態のもとでは、「現在、競争が有効に働いている多くの分野に、安易な合併と競争制限の機運を誘発し、ひいては日本経済の成長原動力を損い、将来の日本の社会の発展に重大な支障を来すことが懸念される。」(『大型合併』についての意見書) かれらの多くが、この合併に批判的であった最大の理由のひとつはここにあると思われる。また、これに関連して、「この合併が成立すれば、合併は事実上フリー・パスとなるから、将来、外資が日本のトップ企業等有力企業を吸収合併する場合に、独禁法によってこれを規制することはできなくなる」と指摘する論者が多い。

なお、合併推進論者が「合併の弊害が生じたときの対策」として掲げた、(一) 「監視機構」の強化、(二) 関税引き下げによる輸入増加、(三) 海外の優良企業の導入、にも多くの批判がみられる。まず、「監視機構」強化については、「現実には『公益事業』の規制の経験から推測しても、きわめて多くの困難をともなう(事実、アメリカ等ではこの事情を指摘した文献が多い) ことが明らかであるのに対し、この種の議論では、かような疑問を解消させるような確固たる有効な対策が具体的に示されていない」点が批判された。要するに、有効・適切な対策の具体的ビジョンがないのに、「まず合併を認めよ」というのは本末転倒だというわけである。また、これに関連し

てこの種の議論が「通産省による監視」を考えているのであれば、まったくナンセンスである、と強調する論者が多かった。また、関税引き下げによる輸入増加、海外の優良企業導入策については、「貿易自由化、資本自由化に対する通産省や業界側の態度・実績からみて、これらが現実に行なわれるとは思えない」というところが、批判側の一般の評価であろう。このように、近代経済学者側は、合併推進論者の掲げた弊害対策にことごとく批判的であったといえる。かくて、鉄鋼大型合併に対する合併推進論者側の見解と批判者側の見解は、まさに対照的であり、まったく平行線をたどっている。両者の見解にかくも相違が生じたことには、多くの理由が考えられるが、決定的に重要なものは、現代経済社会における競争機能の評価が大きく異なっている点であろう。このことは、たとえば、合併推進側が競争者から「対応策」上の協力をえたのをまったく当然のこととしているのに対し、一方、批判者側はこれを不当として反発していることから、その一端がうかがえる。むしろ、通産省や業界側も、企業間競争の意義をけつて否定はしないけれど、正統的な近代経済学者に比べて格段に評価が低いことは確実であり、「現行独禁政策は厳格にすぎない」とつねづね非難している。一方、近代経済学者側は、「競争原理」の役割をきわめて重視するから、競争的な市場構造を損う効果があるとみれば、たとえ下位企業間の合併といえども認めないほどに、独禁政策上きわめて厳格な立場をとる。

(これは、現今のアメリカにおける反トラスト政策の基本態度に通じる) これに対して、通産省・業界側は、わが国経済社会の「過当競争」的体質を強調し、その激烈さは、たとえ業界一位・二位企

業が合併しても、けつして「競争制限」とはならないと主張する。加えて、これからの開放体制時代では、外国企業との競争が激化するから、全体としてますます競争は活発化するとみる。一方、近代経済学者側は、「自由化で輸入が激増したり外国企業が進出したりする可能性の大きい産業は別として、わが国鉄鋼業のように世界最高の『国際競争力』をもつ産業では、自由化による『外国企業との競争激化』は期待できない」と反論する。このように、両者の見解はうまくかみ合わず、平行線をたどっている。端的にいって、ここでは、政策目標としての「競争体制」のあり方や望ましい産業組織のあり方にかかわるビジョンが大きく食い違っているといえよう。

## 五 結 語

以上のサーヴェイでも明らかなように、貿易自由化期、資本自由化期の産業再編成論争や「大型合併」論争は、たとえ明確な結論が出なかったにせよ、われわれに多くの教訓・示唆を残したことは疑いない。とりわけ痛感させられたことは、さきに指摘したように、現代経済社会における企業間競争の意義をめぐる評価が論者の立場によって大きく異なっている点であり、これが一般的な意見の一致を困難にした事情である。また、「国際競争力」をはじめとするいくつかの重要な概念が、論者によって別個の内容をこめて用いられる傾向があり、ここから少なからぬ混乱をまねいたことも印象的であった。さらに、わが国では、独禁政策の経験がきわめて乏しく、また、これに有用な産業の実証研究やケース・スタディのたぐいもまことにわずかであり、このために、八幡・富士のような超大型合

併事件に対して適切かつ迅速（本来、この要素は、過大に重視されてはならぬと思われるが）に対処することが、すこぶる困難であった点も考えさせられる。この意味で、今後とくに、新飯田宏、小野旭編『日本の産業組織』（岩波書店、昭和四四年）のような研究が、つみ重ねられねばならぬであろう。また、長 守善編『寡占と有効競争』（中央大学出版部、昭和四二年）、熊谷尚夫編『市場構造と経済効率』（有斐閣、昭和四三年）、馬場正雄、新野幸次郎編『寡占の経済学』（日本経済新聞社、昭和四四年）等にもみられる諸論稿も、今後の研究を進めるうえで、有意義な基礎を提供すると思われる。なお、この他にもあがるべき重要文献は多いが、これについては昨年度の『学会年報』の新野氏による「展望」にゆずりたい。

今後、わが国が本格的な開放体制に入るにあたり、すみやかにあたらしい時代にふさわしい産業政策、独禁政策の原理が追求されてしかるべきである。この段階では、もはや「日本企業については独禁法緩和、外国企業に対しては強化」といった虫のよい考えは通用しないであろう。また一方、八幡・富士の合併を契機として、わが国の主要産業でも、漸次アメリカ型の強固な寡占体制が形成され、管理価格その他の弊害が表面化するかもしれない。したがって、今日、外国企業の進出後もあわせ考慮した、あらたな産業政策、独禁政策の原理を確立することが急務であろう。その際、ここでとりあげた貿易自由化期以降の論争は、きわめて有益な示唆を豊富に提供すると思われる。

評 書

G. C. アレン

『日本の貿易構造』

藍原豊作

〈静岡大学〉

G. C. Allen: "Japan as a Market and Source of Supply" p. p. 140, Pergamon Press, London ; 1967.

目的となっている。そして、そのような作業の必要性は、日本経済の急速な対外的発展—国際貿易上の地位の向上—によって一層促進されている。

本書をよむ上で、この点はまず確認しておかなければならない。われわれが日本経済を考える場合には、その対外的発展にしても、国内的発展にしても、その発展のもつ様々の矛盾、例えば、物価なり、公害なり、格差の問題をさけて通るわけにはゆかない。例えば、政府の経済計画などにおいても、それは、私的企業発展の誘導政策が主柱になっている。一方では、絶えず過去の発展の「ひずみ」を問題にしないわけにはゆかない。

しかしながら、アレン教授の分析には、この点の指摘がきわめて少ないように思われる。この点は、著者の学問的姿勢にかかわる問題であるかも知れないが、同時に、イギリスという国の立場で、国際経済と、日本の対外的発展とのかかわり合いを問題にするという本書の意図にかかわるかも知れない。

本書の意図が、そのような点にあるという確認とともに、それ故に、日本経済を日本人の立場からみるわれわれには、読み終って多少の問題点がある。ともあれ、その分析は、きわめて実証的であり、日本経済の見通しなどについても、多面的な諸要因を考慮してきわめて慎重である。以下、内容について若干の紹介を試みたい。

第一章 一九四五年—六五年の間の経済成長

第二章 日本経済の構造

第三章 戦前、戦後の貿易の発展過程

第四章 貿易政策

著者は、ロンドン大学の教授で、すでに日本経済については、『A Short Economic History of Modern Japan』及び、『Japan's Economic Expansion』などの著書をもっている。本書は、戦後の日本経済の急速な発展について、その内部的な諸要因の分析から始めて、さらに、その発展が貿易構造をどのように変えてきているか、すなわち、輸出入構造の変化に及び、さらに、そのような貿易構造の変化と、諸外国—トレーディングパートナー—との関連に及んでいる。そこには、当然、イギリス人としての日本への関心が前提となっている。著者が、その序文で述べているように、イギリスにおける日本研究者、実務家、政治家など、日本に関心あるには関係をもつ多くの人々に、日本経済の現状と若干の展望を示すことが本書の

## 第五章 市場としての日本—輸入構造—

### 第六章 供給国としての日本—輸出構造—

### 第七章 日本の主要交易国

### 第八章 最近における経済動向の分析

### 第九章 まとめ—若干の見通し

著者は、第一章において、一九四五年—六五年にいたる期間の日本経済の急速な成長にふれ、高度な技術と大規模な生産、重工業を主柱とする一流の工業国になった日本経済を紹介し、この急速な経済成長の主導的要因は何かをまず問題にする。アレン教授のこの点についての分析は、きわめて実証的であり、その諸要因を戦後の具体的な過程から検出する。そして、その諸要因とは、まず第一に、占領軍であったアメリカの援助、さらに、朝鮮戦争にともなう特需が、この時期の日本経済に莫大な利益をもたらした。さらに、一九五一年の平和条約は、日本の軍勢力を制限することによって、国氏所得にしろめる日本の軍事費をきわめて低い水準においた。第二に、それ以降の発展を支えた要因は、積極的な海外技術の導入と、生産部門への高い割合の投資、さらに、一九五二年以降の財閥の復活と大企業グループの抬頭、これらの要因によって生産能力は急激に増大した。第三に、これが最も大きい要因であるが、豊富な労働力の供給が可能であったということ、その労働力は、中小企業、農業、新規卒業者を給源として、新しい産業分野に流入し、経済の急速な拡大を支える大きな要因をなした。アレン教授は、この要因が、インフレを回避しながら成長を可能にしたものであるとみてゐる。第四に、金融政策の成功が指摘される。すなわち、産業拡大の大きな

部分が日銀—市中銀行を通ずる融資によっておこなわれ、そのことが企業活動と、景気変動、国際収支などを調節する上で効果的に作用した。以上の諸要因を指摘した上、戦後しばらくの間は、輸出は成長の第二的要因をなしていたにすぎない。それが大きな影響をもってくるのは一九五九年以降であると指摘する。

ついで、第二章においては、上でみた急速な経済成長が産業構造をどのように変えたかを展望する。そこでは、日本経済の古いイメージとしての農業、中小企業—二重構造—の変貌がえがかれている。農業人口の減少、兼業化、機械化の進展による農村生活の変容が説明されている。次いで、在来の中小企業分野も、大企業における求人拡大から労働市場の需給関係が変化し賃金格差にみられるいわゆる二重構造が、解消にむかうような変化が現れてきた。そして、労働市場を支配していたさまざまな壁も大企業の労働需要によってとりさられ、同時に、自営業主、家族労働者の多くが賃金労働者になっていった。

さらに、本章では、大企業の発展が、同時に、化学、金属、機械などの産業分野の拡大としてなされていること、さらに、その発展は、地域的には、大都市への産業集中としておこなわれてきた。そして、このことは新しい地域開発の問題を政策的に提起している。さらに、経済発展が、流通部門、消費生活にも影響をあたえ、消費者の趣好の西欧化がすすんでいることを指摘する。

さらに、急速な経済成長との関係では、大企業相互の競争が著しかった事情にふれる。そして、大企業のシェアー獲得競争が、高いテンポの設備投資をもたらした大きな要因であり、さらに、生産部

門の多角化をもたらした背景をなしている。さらに、自由化が、この部門の合理化を一層促進するだろう。

なお、本章では、経済構造の特徴として、日本における、企業と金融機関との深い関係や、財政の経済にもつて機能のべられる。そして、金融機関が、戦後の経済発展に非常に大きな役割をなした事情は、他の個所でもふれられており、経済発展を考える上で本書はそこに大きなウエイトをおいている。

第三章の貿易の発展過程では、戦前、戦後の貿易構造の特徴がべられ、戦後については、国際収支、商社機能の役割などについてふれている。戦前についての貿易構造面での大きな転回点は、一九二九年恐慌であったこと、すなわち、それ以前の貿易構造が、いわゆるように、生糸、絹織物に傾斜していたこと、その構造が、一九三〇年を通して、他の生産物に転換してゆく過程が指摘される。この過程は、しかしながら、一方では、一九三一年のイギリスの金本位制離脱などに始まり、国際経済が次第にブロック経済に移行してゆく過程である。日本についていえば、円ブロックの形成過程である。そして、その過程における日本の対外的進出は、いわゆるソーシャルダンピングとしてすでに通説となっている。しかし、それは一面では企業合理化の進展をも表現しているものである。

戦後については、著者は、日本の戦後の経済成長が、比較的輸出貿易への依存の小さい中ではたされた点を重視し、その解明を試みている。そして、この点の解明を、朝鮮戦争以降の特需や、外部経済の偶発的な諸要因への適応の中であきらかにしようとしている。さらに、経済成長が比較的輸入貿易に依存しないで果された事情に

ついで、経済構造の内部的变化の要因を重視してあきらかにしようとしている。例えば、合成繊維の開発による繊維原料の輸入の減少にみられるように、従来の海外原料依存の産業構造の変化が、輸入原料から国産原料への転換をおしすすめている。

さらに、著者は、国際収支に関連して、貿易外収支の戦前における赤字と、戦後における赤字が、この面での特徴であると指摘し、その要因は、戦前における運賃収支、海外投資のプラスと、戦後における運賃収入、技術導入、ロイヤリティ送金など、貿易外収支の赤字要因を指摘し、戦後における国際収支面での特徴づけをおこなっている。

第四章は、戦後の貿易政策の回顧であり、それは時期的に、占領下及びそれに続く時期の厳格な貿易為替制限の時期と、一九五三年のガット加盟、一九六〇年の自由化発足などの時期に段階的に区分される。一九五〇年代を通して、日本は、外国為替や外国貿易の制限をきびしく行なった。輸入許可制や外貨の使用制限、割当制度、リンク制など、さまざまな形の貿易制限がおこなわれた。ここでは、特に、リンク制にみられるように輸出促進のために特定商品、原料の輸入が認められたり、又、基礎生産部門の充実のために輸入が認められるなど、この各種の貿易管理政策は、日本の輸出を促進させる上で、又、国内の重点的な産業復興をはかる上で、きわめて大きな役割をはたした。特に、輸入制限管理の諸制度が、輸出産業の振興と密接にむすびついていたこと、すなわち、輸出振興に貿易政策全般が規定されていた諸事情がそこでは語られている。このために、さらに、財政、金融面からもさまざまな援助や便宜がはかられた。

このような保護政策は、反面では、国際競争面で、若干の問題も将来にもちこすことになった。

戦後の日本の貿易発展の過程は、このような段階を経て、さらに、一九五三年のガット加盟、一九六〇年の自由化によって対外的な面で、新たな環境に入ることになり、そこでは、ガット三五条をめぐる諸外国との問題、韓国、中国、東南アジアとの政治的、経済的な諸関係の新しい展開などが問題になってくる。この段階では、特に自由化問題が論議される。ここでのアレン教授の見解は、一言でいえば自由化促進論者であり、この視点からみると、日本の自由化実施のテンポにはかなり批判的である。先進工業国間における自由化の流れ、その中で、アメリカ、ガット、IMFからの対日自由化要求の前に、日本の自由化は輸出入貿易、為替関係、資本取引、さらには直接投資にいたるまで徐々にすすめられてきた。しかし、その歩みは緩やかであり、さらに、その過程においても、食品、自動車、重電気機械など、かなり多くの分野で非自由化品目がのこされており、又、高関税などによって、国内産業の保護政策がつづけられている。ガット三五条の撤廃にみられるように、西欧各国の対日輸入制限がとりのぞかれてきつつある現状で、日本の取引制限がつづいていることには承服できない。自由化に対するアレン教授の見解は、およそこのような見地から展開されている。

第五章の日本の輸入構造の分析、第六章の日本の輸出構造の分析は、統計資料を使用して、日本の輸出入の品目別分析と、国別分析がなされている。この点の概要的变化は、すでに常識であり、戦後の貿易構造が製品面からも、取引相手国の面からみても、アメリカ

との関係が、きわめて密接になったということ、また製品輸出、原料輸入の重化学工業化が、戦前の貿易構造との対比の中で明らかにされている。これらの点の論証が統計資料とともになされている。

第七章は、日本の主要な交易国とのむすびつきの内容の紹介であり、項目別には、(一)イギリス (二)アメリカ (三)オセアニア (四)共産圏 (五)それらの国々との間にある問題点となっている。ここでは、当然アメリカとの貿易資本取引面における密接なつながりが戦後日本の貿易の一つの大きな特徴としてのべられている。さらに、日本の貿易環境を構成する面での若干の問題として、共産圏諸国との貿易における政治的要因—ここでは、特にアメリカと日本との関係が、日本の対共産圏諸国との貿易に一定のむすかしい状況を生みだしている点が指摘され、又、西ヨーロッパにみられるような特惠的ブロック経済圏の形成が日本の輸出にあたる影響の問題、さらに、日本と後進地域との間の貿易にみられる問題として、それらの地域の政治的、経済的不安定からくるさまざまな問題点が指摘されている。そして、そのような種類の問題として最も大きな問題は、対米輸出と、アメリカの対日輸入制限にかかわる問題がある。この点の見通しを決める要因は、アメリカの経済的繁栄にかかっているというのがアレン教授の見解である。

第八章は、最近の経済動向—特に、一九六四年—六年に至る景気後退をはさんでの期間の分析や、構造的变化を取扱っている。

この期間における構造変化を考える上で、考慮しなければならぬ要因は、賃金の上昇と労働市場をめぐる側面、この面での再編成がすすめられなければならないという指摘、又、所得倍増計画にみ

られるように、政府の経済政策がはっきり成長政策として特徴づけられるようになってきたこと、さらに、外国投資家の参入がなされてきていること、又、輸出が国内成長にとってきわめて大きな役割をもつようになってきていること。これらの要因が一九六〇年代の日本経済を考える上での新しい要素となっており、又、一九五〇年代の経済構造とは異った構造を形成しつつあると指摘している。

一九六〇年以降の経済構造の変化は、単に国内経済構造の変化であるばかりでなく、それは又、輸出構造の変化とも関連しており、そして、輸出構造は、国際経済の流れとも密接にむすびついている。たとえば、先進工業国むけ輸出と低開発国むけ輸出の動向の問題は、国内経済の構造変化とも関連しており、特に、労働集約的商品、資本集約的商品の国際競争力の問題、輸出価格をめぐる問題と密接である。これらをめぐる論議とその動向分析が本章の内容をなしている。

第九章は、まとめと日本経済についての若干の見通しであり、今まで論議されてきた内容の要約がのべられている。そして、アレン教授がこの点で関心をもっている問題は、日本が国際貿易上益々大きな地位をしめてくるであろうということ、その場合の日本の輸出国としての特徴と輸入国としての特徴がどのようなものであるかということ、これが本章のまとめであるとともに、本書全体の問題意識でもある。そして、この点の見通しでは、国際貿易の発展上に予想される多くの不確定要因が考慮されなければならないとしながらも、なお概して楽観的な見通しをもって本書のむすびとされている。以上、できるだけ、内容をそって本書の概要を紹介してきた。そ

の分析は、きわめて多面的であるとともに実証的であり、その意味で、当初に意図した著書の目的は果されているものとみることができ。ただ、一言付言すれば、戦後の日本の経済的発展は、国内的にも、さまざまな矛盾を生み落し、対外的には、国際経済の流れのみならず、国際政治の動向ともきわめて密接である。この問題が一九七〇年代の一つの大きな問題点を形成するものである。

## A. エチオーニ

### 『能動的社會』

松山昌司

Amitai Etzioni: The Active Society:  
A Theory of Societal and Political  
Progress. Free Press, 1968, xxv +  
698 p. p.

本書は社会学的組織論や国際関係論の分野における業績によって我が国にも名を知られているコロンビア大学教授A・エチオーニの最近八年にわたる努力の集大成ともいえる力作である。それは一種の社会体制論であり社会の行動理論であり久しく閑却されてきたマクロ社会学再建の一つの雄大な試みである。七〇〇頁におよぶ膨大な内容を、与えられた紙面で紹介しつくすことは不可能にちかく、

以下はその構想の大筋の一つの自己流な整理たるをでない。なお彼自身による要約的解説には“Toward a Theory of Societal Guidance”, in: The American Journal of Sociology, Vol. 73, No. 2 による“Toward a Keynesian Theory of Societal Process”, in: Readings on Modern Organizations, 1969 がある。

本書を一貫して指導するものは能動性 *activeness* の概念である。それは行為の自発性と活動水準の高さを綜合するものである。エチオーニは、かかる能動性の望ましさを前提しつつ、他方、人間存在の社会性のゆえにかかる能動性は社会的レヴェルで実現されてこそはじめて完全なものとなるであろうことを想定して、全体社会レヴェルにおける能動性の条件を研究の主題とする。これほど社会工学的発想法が一般化しているにもかかわらず事実においてわれわれはなお余りに多くの社会問題を未解決のままにかかえており社会変動を望ましい方向へ誘導する術を知らない。社会の能動性の研究は社会的指導 *social guidance* の研究であり、どのような社会的・政治的条件下で人は歴史の奴隷ではなく歴史を形成する主人となることのできるかの研究である。(第一章)

かかる研究はエチオーニにしたがえば人間社会に対する二つの伝統的なアプローチを綜合するものでなければならぬ。それは一方で社会学的・集合体論的立場が主張するように人間社会はいわば生成したものであり成員に与えられたものであり固有の存在と構造をもつものであることを認める。しかし他方で政治学的・主意主義的立場が注目するようにそれは成員によって形成されたものであり形成されうべきものであることを忘れない。二つの立場を体系的に結

合するということはエチオーニにとり具体的には組織体 *complex organization* についての社会学的研究方法をマクロ社会体の研究に適用することを意味する。

社会体 *social unit* は二つの分析的部分からなりたつ。成員の凝集関係の総体または凝集体 *cohesive unit* と管理統制機構 *control network* である。二つの部分は相互に二様の仕方では結びつく。管理統制機構は一面において二つの上部機構 *overlay* であり凝集体はその統制の対象となる下部機構 *underlayer* である。他面ではしかし管理統制機構は行為の究極的な主体たる凝集体の器官 *organ* であるにすぎない。エチオーニは結びつきはこの二重性から行為体としての社会体の動的な在り方を描こうとする。

本書の主たる関心事は全体社会レヴェルにおける社会体すなわちマクロ社会体の能動性にある。かかるマクロ社会体は直接にはその下位社会体から成る重層的立体的なかたちで捉えられる。上述の社会体の二つの構成部分は全体社会レヴェルでは社会と国家、下位単位レヴェルでは集合体と組織である。レヴェル相互の垂直的な相互作用の連関はエチオーニが議論を展開する軸の一つとなる。(以上、第二章・第五章)

つぎに社会体の能動性の規定因として彼は、社会体のサイバネティックな能力、その勢力構造、コンセンサス形成能力の三つの要因に注目する。そしてこれら要因のそれぞれについて構成要素と内的構造、その社会体の各部分各レヴェルにわたる社会的編成の在り方が検討され能動性の条件が析出される。本書の大部分はこのような作業からなっている。

サイバネティックな能力の名の下に扱われるものは必要な規範的シンボルや事実に関する知識を蒐集、処理、利用し適切な意思決定を行って下部へ指令を伝達する社会体の能力である。ここではまず知識について、その経験的妥当度、体系化の程度、規範的要素と事実認識の要素の結合の様態、知識の範囲と部門別構成などについていくつかの可能な型が区別される。つぎに知識の質・量を制約し保障する制度的仕組や知識の社会的生産と分配の問題がとりあげられ、また、社会的意識と意志決定戦略の主要な型が考察され、更に知識生産部門と意志決定部門を結合する過程仕組とが論じられる。そして様々の型につき社会体の能動性との関連におけるその効果が吟味される。この種の研究が従来の社会学的・政治学的研究で比較的に軽視されてきている点をエチオーニは批判している。(以上、第六章・第十二章)

社会体の意志決定中枢から発せられた指令は成員間に社会体の価値・目標などに関する完全な意見の一致のある稀な場合をのぞき何らかの勢力 *power* の裏づけなしには実現されえない。また意見の一致した問題のみに行為を限るならば社会体の活動はどうしても低い水準にとどまる。かくて勢力の所有は社会体が高度の活動水準を保つための必要条件である。エチオーニは勢力を勢力の基礎たる資産 *assets* とこれを勢力に変換する能力とに解析する。そしてこの資産を、強制的、経済的、説得的 *persuasive* の三種に分つ。この分別は勢力行使によって達せられる目的と勢力行使によって惹起される従服者側での疎外度が勢力基礎の如何によってかなり左右されるといふ点からみて意義づけられる。勢力構造の問題はまずこれら三種

の資産が社会体の上部機構と下部機構の間に、また各下位凝集体相互間に、どのような割合で分配されているかに関している。かかる分配状態によって、社会体の下向的統制力、社会体成員の上向的な意志形成と貫徹の相対的可能性が知られるのである。しかし資産量は短期的には硬直的で変化しにくい。現実の相対的勢力量を規定するうえで重要な役割を果すものはむしろ不活性な資産を実際に社会目的に利用しうる活性的資産へ動員 *mobilize* する能力、資産を勢力へ適切に変換する能力である。この点もまた従来の研究においては比較的閑却されてきたところであるが、エチオーニは社会体活動水準の向上と社会変革の戦略要点としてこの問題を重視する。(以上、第十三章・第十五章)

相対的勢力量所与とすれば社会体の能動性は、価値・目的・手段等に関する各成員のパスベクティヴが相互に一致する程度即ちコンセンサスの大なる程度に応じて増大する。あるいは同一水準の活動に達するに必要とされる勢力量は減少し活動の自発度は高まるであろう。即ち、コンセンサス形成能力は社会体の能動性を規定する第三の要因である。社会体には資産の不平等な分布に基礎づけられてディセンサスへ向う内在的傾向が備っているとエチオーニは考える。しかし或る程度のコンセンサスの実現は不可能事ではない。重要なことはコンセンサスがディセンサスへの傾きを不断に克服して形成さるべきものとして存在する点の確認である。かくて人は社会体がもつコンセンサス形成の能力、即ち共通の利害を確定し新しい欲求を定式化する能力を問うことになる。分析的にはここでは統制機構と凝集体のそれにおけるコンセンサス形成の過程と仕組、及び

一方が他方に影響を与える仕組と影響の程度などが問題となりうる。エチオニアは社会・集合体の側におけるコンセンサス形成の過程と、これに対する国家・組織側での反応の感度を中心に論をすすめる。この際、制度に関しては特にコンセンサス形成の過程で上位単位と下位単位のいずれが主導的な役割を演ずるか、統制機構側での過程（政治的過程）と擬集体側での過程（社会的過程）が融合しているか分離されているか、社会的過程を政治的過程に変換する政治的教political skillの構造と役割などが視野にとりいれられ、またコンセンサスの真正さ（成員の真の欲求を代表しているか否か）との関連であらためて勢力の役割が考察される。

以上のような統制能力（サイバネティックな能力と勢力の両者を含む）とコンセンサス形成能力を二つの属性次元としてエチオニアは社会の四つの理想型を導きだす。そして、二つの能力が共に高い社会を「能動的」active、共に低い社会を「受動的」passive、その中間にあるところの統制能力が高いがコンセンサス形成能力の低い社会を「管理過剰」overmanaged、コンセンサス形成能力が高いが統制能力の低い社会を「漂流的」driftingと特徴づける。（以上、第十六章（第十八章））

エチオニアは人間社会が「受動的」なものから「能動的」な方向にむかう歴史的な発展の傾向をもつことを認める。この発展は同時に社会体系の境界の拡大、社会単位を統合する上位単位の生成のプロセスでもある。社会体内的構造と外的境界とは密接な関係にあり、一方を変えらることなしに他方を変えることはできないからである。かくて彼は人類史のうちに部族主義から人類共同体への発

展の趨勢を認める。この意味で彼は自ら公言するように一個の社会進化論者である。勿論、彼の場合、この発展は必然ではなく或る方向への選択枝が生じてくるというにとどまる。「能動的」社会は現代社会を分析する手段として役立つ一つの発見的 heuristic 目的のための、そしてその実現が今や一つの可能な選択枝となったところの未来体系 future system である。（以上、第十九章、第二十章）

現代欧米社会がおかれている状況は「漂流的」社会から「能動的」社会への移行の途上にあるものとして理解されよう。エチオニアはかかる段階の特徴を inauthenticity（客観的には疎外的条件の下にあるにも拘らず成員はそのことの意味をもたない状態）に求め、かかる状態からの脱出可能性を、個人的、集合的、社会的各レベルにおけるプロジェクトのうちに期待して本書をとじる。（第二十章）

できないであろう。勿論この場合エチオニアの現状把握と将来への見通しは余りに楽観的すぎはしないか（E. Z. Friedenberg）、その採用した構造論的接近法や、社会とコンピュータ・システムとの類比的な把握が適切であるかどうか（D. Bell, E. Z. Friedenberg）、引証された科学的命題なるものが果たしてどの程度まで「科学的」であるのか、単なる知的イメージや社会批評が余りに安易に証明ずみの科学的命題であるかの如くに扱われる傾きがありはしないか（A. Rapoport）などの点は十分に吟味批判されなければならない。進化論的といってもそれは変動の動因や方向の原因の分析にまで深く立ちいっているわけではない。経済というセクターの占める位置と役割についても今一つの説明がほしい。しかし、ともかく Nisbet の謂う「終末論的」eschatological 社会科学者にとっては本書はたしかに一読に値する力作である。また、経済体制の問題に関心をもち者も、この社会学の側から提供された巨視的社会体制論への試みから新たな思惟への多くの刺激をうることができるであろう。

他方、如何なる反対者といえども認めざるをえないことはその引証例や文献が豊富で多方面にわたっている点である。かくて Rapoport は、もし本書の目的が社会科学における現代の諸思潮を統合することにあったのだとすればこの試みは成功している、と評している。もとより統合する視点への異論はあるにしても、本書はかくて最近における社会科学の文献への展望を供する一つの手引書として読まれることができる。

展の趨勢を認める。この意味で彼は自ら公言するように一個の社会進化論者である。勿論、彼の場合、この発展は必然ではなく或る方向への選択枝が生じてくるというにとどまる。「能動的」社会は現代社会を分析する手段として役立つ一つの発見的 heuristic 目的のための、そしてその実現が今や一つの可能な選択枝となったところの未来体系 future system である。（以上、第十九章、第二十章）

現代欧米社会がおかれている状況は「漂流的」社会から「能動的」社会への移行の途上にあるものとして理解されよう。エチオニアはかかる段階の特徴を inauthenticity（客観的には疎外的条件の下にあるにも拘らず成員はそのことの意味をもたない状態）に求め、かかる状態からの脱出可能性を、個人的、集合的、社会的各レベルにおけるプロジェクトのうちに期待して本書をとじる。（第二十章）

本書に対する欧米での反響は今までのところ余り香しいとはいえないようである。R. A. Nisbet はこれをコント、マルクスの伝統を継ぐ終末論的・千年王国論的社会学の現代における復活であると評し、そこにはアウグスティヌス以来の終末論一般にみられる凡ての特徴が備わっていると皮肉っている。しかしコント、マルクスの問題意識に支えられているということそのことは直ちに本書の意義を全面否定する理由にはなりにくいであろう。歴史の必然と自由、人間疎外といった問題意識は或る意味ではむしろ現代において一層深刻化し尖鋭化していることを否定しえない。かかる意識からする社会批判を現代の社会科学が開発した様々の分析方法と結びつけて体系的に展開せんとする試みを、少くとも政策論者は無視することが

G. フロム, P. ヤーブマン

### 『計量モデルの 政策シミュレーション』

呼子 徹  
〈福岡大学〉

G. Fromm, P. Jaubman ; Policy  
Simulation with an Econometric Model.  
North-Holland Publishing Company,  
1968. xiv + p. 179.

経済企画庁が計量モデルを用いた試算の結果から、昭和四五〇年〇年の日本経済についてそのパターンのシミュレーションを試みたのは最近のことである。それは将来の予想される経済の姿を一般国民に概略的に示し、政府が行う政策を国民に選択させる機会を与えようとするものであった。我国においてもこのように現実の予測や政策に應用されるまでになった計量モデルを、政策理論の立場からみて一層精密化し詳細に展開したが、ここで紹介するブルッキングズ・I S S R C の計量モデルである。米國経済を詳細に分析するこのモデルは、私達の複雑多岐な経済社会のなかで生起するもろもろ

の経済現象を、より科学的な手法で研究している。その政策モデルは、先駆者としてのティンバーゲンをはじめ、クライン、ゴールドバーク、デューゼンベリ、エクスタイン、フロム、その他のポスト・ケインジアンモデルに多く影響を受けている。ブルッキングズ・SSRCモデルは一九六一〜六五年に構築され、現代の複雑な現実経済の体系をモデル化し、諸経済変数間の関係を量的に明細化したものである。特徴として、①方程式の数が三五九個から成る大規模の四半期モデルである。②各部門に分割する分析からディスマグリゲイトし、それらを全体的に斉合性をもたせるよう体系づけている。③とくに金融部門が重要視され、ほぼ三〇個の方程式が金融関係を表示するために構成されている。④投入産出分析からの係数導入を併せて試みられている。⑤主要な役割として景気循環・安定政策の分析を目ざしている。⑥電子計算機による莫大な方程式の演算をIBMに特注という形で専門的に行っている。⑦他の研究者に役立つように、データと多数の記号による詳しい類別化や分析手法の明確化が行われている、などが指摘される。

このブルッキングズ・SSRCモデルは、米国の経済の構造・その解法と政策シミュレーション・将来の予測を行う研究シリーズとして、三巻の書物から構成されている。本稿では紙数の制約から、第二巻の国内消費税を主体とした政府政策の各種シミュレーションの考察を中心に紹介することにしよう。

モデルに表現されたシステムにおいて、衝撃が加えられたとき、どのような反応が現われるかを分析することに各種のシミュレーションの意義がある。したがって、これらはシミュレーションによる

経済政策の方向、またその政策の諸手段や方法を机上的に考えることの重要性の増加とも考えられよう。今日、国民所得統計と関連する統計指標を用いた四半期単位の計量モデルの研究が活発になされているだけに、このブルッキングズ・SSRCモデルにおける政策シミュレーションは、重要な政府政策の方向を考えさせる労作であると思われる。

本書の概要を述べるまえにまず目次によってその構成を紹介しよう。

### 1 モデルの構造

- (1) 序、(2) 部門の類別化、(3) 細分化、(4) 価格と産出量の変化

- 2 完全な体系の解とシミュレーション

- (1) 体系の特徴、(2) 解の方法、(3) 真偽の解の結果、(4) 衝撃乗数、(5) 体系のシミュレーション

- 3 国内消費税変化の分析

- (1) 政策手段としての国内消費税、(2) 国内消費税変化と可処分所得、(3) 価格変化における消費税減少の解釈、(4) 非線型式の考察

- 4 国内消費税減少：シミュレーションの解

- (1) 投入量、(2) 結果、(3) 要約

- 5 択一的政策の評価

- (1) 実質投入乗数の誘導、(2) 分配に関する実質投入乗数、(3) 財政乗数、(4) 感応方向の考察、(5) 乗数の結果、(6) 他の政策を序列化する基準、(7) 択一的政策の効用評価、(8) 結論

以下、この順序にしたがって、この書の内容を概観しよう。

## II

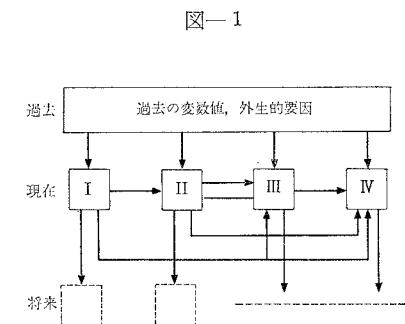
### 第一章「モデルの構造」(Structure of The Model) では、ブルッキングズ・SSRCモデルの体系を大きく、①物価・生産物・雇用・労働力、②金融、③所得分配、④資本ストック、⑤需要行動関数、⑥GNP構成の各ブロックに分割し、それぞれのブロックについて、さらに詳細な部門別を試みている。そして、この部門別モデルの累積プロセスをつうじて全体の総合的なマクロモデルの体系が最終段階に行なわれている。このように部門別とマクロとの綿密な相関的把握によって十分な体系の前後関係の範囲で補助的部門を実験しえるようなモデルが与えられているのである。

計量モデルでの変数は次のような型に分類されている。図一で、変数Iは他の変数の過去の値によって大部分決定され、変数IIとIIIは現時点で大部分が同時に決定される。変数IVはその期間に先決された諸変数に依存している。いま、外生変数をZ、内生変数をXとして、この体系は次の線型マトリックスで表現される。

$$A + BX_1 + \sum_j C_j \times X_{j-1} + DZ = 0$$

ここでAは定数項のベクターであり、B、C<sub>j</sub>およびDは不変係数マトリックスで逐次決定モデルとして考えられている。

このような分析で経済諸変数を把握したのにつづいて、次に(1)与えられた諸部門の層詳細な分析を試み、(2)生産部門のさらに詳細な細分化と、(3)GNPを構成する需要諸要因を産業の産出量に変換すること、および産業の諸製品価格をGNP構成因の価格に変換することなど、三つの範囲から経済現象を現実を示しうる計量モデル



の展開が行なわれていく。セクター分割では、消費、住宅建設、在庫、受注高、投資、投資意図、外国部門、政府の歳入歳出、生産関数と要素所得支払、賃金と物価、農業、労働力、貨幣部門、自動車産業などが主なセクターとして取り上げられる。

ている。とくに、生産部門の細分化は生産構造の性格を分析しようとするとき、およびGNPを構成する需要諸要因が変化するとき重要な意味をもってくる。この細分化から生ずる重要な問題は集計化(aggregation)の水準をどの程度に押えるかという点について、適切な基準を設けることである。ここでは生産部門の八つの細分化がさらに三部門まで拡大するように計画されている。また、支出面からみたGNPの構成因と産業産出量との間の関係が単純でないことから、①価格とGNP構成因の価格との間の関係が単純でないことから、①投入産出表の使用、②産業の産出量をGNPを構成する支出のセツトに直接関係づけること、③択一的方法などの技法がとられている。

第二章「完全な体系の解とシミュレーション」(Complete System Solutions and Simulations) では、第一章で構成されたモデルのオパ



レーションを試みる。まず操作されるモデルは二一六個の式で、一九六一～六二年の八つの四半期の予測が一九四八～六〇年から推定された一七七個の方程式によってなされている。そして、より長期的な予測（一九五三年～六二年）は一九五三年以後のパラメータの構造変化を所与として、一九五三～六〇年に適する方程式から得られている。ここでは、短期予測としての前者が分析され、とくに政府の政策についてシミュレーションがとられている。その体系の解は、モデルのブロック逐次構造 (Modular block recursive) の使用によって得られる。たとえば、はじめ投資、資本ストックなどのラック付内生変数あるいは外生変数に依存している変数が解かれ、次にその先決変数と前期の物価から消費、輸出入、在庫投資、受注高、産出量、雇用、GNP、租税、所得項目などの量的ブロックが解かれる。そして、連立方程式の解は先決変数と量的ブロックからの初期値を使用することで、物価、貸金率、利子率、要求払い預金と定期預金などの価格ブロックが解かれる。さらに、その価格と量が相互に依存していることから、その価格ブロックの解はその量ブロックに対する新投入物として使用される。さいごに、在庫、住宅保有量、生産部門の所得分配の変数が逐次的に解決されるのである。このような手順は、全体系の四半期の解を導くように行なわれる。その全体として示された一九六一年第一四半期から一九六二年第四四半期までの予測値はかなり正確に導きだされている。それは、また景気回復からの上昇過程が一九六一年第一四半期から一九六二年第四四半期まで、その予測値と実値との誤差がごく小さいことからも知ることができる。しかも、当時の米国内経済が実際に経験した景

気のリセッションを正確に反映しているのである。一九六一年第一四半期の景気後退は一九六〇年、第三四半期と第四四半期にわたって実質産出高のわずかな減少と成長率の明らかな低下として、予測されていたのである。また、その経済が非常に小さい景気後退を経験しているのを知るばかりでなく、その若干の構造変化もみることができ

るので、これらのモデルの結果を目安として各種のシミュレーションが行なわれる。たとえば、租税、移転支払い、貨幣率、歳出などの政策パラメータの変更シミュレーションが、ここでは重要な問題とされている。この政策的実験に対する関心は、衝撃乗数や動学乗数、政策変更の純政府費用、インフレーションの上昇率、フィリップス曲線に集中している。これらの試みがなされるなかで、動学乗数の収束いかんによって安定的政策を意図することができ

析の実践的成果と政策的提案を論じている。そこで、第三章～第五章は以下まとめて概述しよう。

国内消費税の変化は、政府のとする経済政策の変更がのぞまれる場合、重要な手段として考えられるものである。これは一九六五年六月の国内消費税を変更する法案が設定されたことから、興味ある実際の問題としての意味をもっていたのである。その変更は次の二つの主要な動機からなされたものである。①その国内消費税法がいくらか不合理性をもち、誤った資源の配分を行っていたこと、②国内消費税がそのときの好況を持続させるよう擁護されていたことなどから、それらを改善するためのものであった。

租税の変更は一般的に短期安定化目的として、政府支出の変更より効率的に作用する。ここでの国内消費税変更は特有用な分析として、その係数のシフトがブルッキングズ・SSRCモデルで、一九六五年の国内消費税減少を刺激するように望まれていた。そのシミュレーションは、一九六〇～六二年の変化が同じようになされるものとして、考えられていたのである。

ここでは国内消費税変化に対する可処分所得の動き、および価格とその構造的変化による国内消費税変化の解釈が論議されている。後者は、とくに価格方程式にマークアップ決定の方法を使用していることから、租税との関係を次のように考える。

$$P = (1+K) + (C+T)$$

ここで、Pが価格、Kがマークアップ要因、Cが単位当り租税外

の費用、Tがその費用を考慮した単位当りの租税の総計を示している。その最終財の物価における基本的効果は、その租税が各々の段

階でマークアップされるために、そこで課せられる租税とその生産段階に依存しているのである。ブルッキングズ・SSRCモデルは、行動的あるいは構造的意味でその物価を決めるように、マークアップの方程式を使用している。これらの関数における独立変数は、六つの産業（耐久財製造業、卸売業など）の製品価格に付加される価値とされている。

いま、価格にともなう租税についてその方程式が次のようになる

$$PV_{it} = (1+r_t)(a_i + b_i w_{it} + c_i Y_{it}) + u_i \dots \dots (1)$$

ここでは、 $PV_{it}$ はi番目財の価格を加えた値、 $r_t$ は税率、 $w_{it}$ は番目財の単位当り労働費、 $Y_{it}$ はi番目財以外の価格決定要素、 $u_i$ は最小二乗法の要求をみたす誤差項、 $a \cdot b \cdot c$ は定数項で、 $t$ は時間を表わしている。ここでは、その租税切下げが価格下落にそって十分に行なわれるのでなければ、(1)の方程式は適当なものといえないことを示している。

さらに、企業がm%の租税負担をしているとき、(1)の方程式がどのように租税切下げに反応するかを考えると、国内消費税率 $r_t$ は $r_t$ に減少し、物価は次のようになる。

$$P_t = 1 - m \left[ \frac{(r_t - r_{t-1})}{(1 - r_t)} \right] \dots \dots (2)$$

ある調整の可能性は、次の(3)式で前述した方程式(1)の各々の係数を乗することで示される。

$$1 + r_t + (1 - m) \frac{(r_t - r_{t-1})}{(1 + r_t)} \dots \dots (3)$$

この方法は、すべての係数に比例して調整され増加した利潤分配に原因し、マークアップ要因 $b_i$ の増加に等しいものとして考えられているのである。また、それぞれの商品の組合せにおいて同じ率で課税がなされなかったことから、国内消費税の絶対的税率の評価が必要とされ、それを次のように考える。

$$R_{jt} = \frac{\sum_i TX_{ikt}}{\sum_i X_{ikt}}$$

ここで、 $R_{jt}$ は税徴収の合計を分割することによって得られるj番目の部門に対する絶対額での比率、 $TX$ は現在ドル粗産物生産の総額によって得られるK補助部門からの税徴収の合計、 $X_{ikt}$ は同じ補助部門における税徴収の合計である。その絶対比率はK補助部門の各々について計算され、それらは財政の一九六〇年相対的産物生産の加重として結合されている。その補助部門の税率の変化は、一九六五年の税法で制定されたものに適応していたのである。

この消費税構造の変化のシミュレーション結果は、一九六〇年の中頃から一九六二年を通じた期間になされたもので、どれくらい税制変化が価格変化で最初示されるかがみられる。それは、租税切下げを二つの型にわけ、それぞれが一〇〇%、八〇%、五〇%行なわれるケースを仮定し、その経済の多様な状況についてのシミュレーションがなされる。租税切下げの初期値は、一般的な解・すなわち、それが一九六〇～六二年の中頃に存在するような国内消費税法としてその期間に適用される解とその税率の適切な変化によって一九六〇年第3四半期に関連した租税の各々に乗じられる解とで決定される。

それぞれのブロック間で逐次決定型となるように分割され、各々のブロック内の方程式体系も逐次的に決定されるように関連づけられている。その一国経済についての計量モデルは、個々の経済現象を示す方程式、経済変数間の関係として量的に明細化されたもので、それらはまた、体系として斉合性をもつように集計化されるものでなければならないであろう。

上に述べられたブロックリカーシブモデルは、逐次決定モデルの因果序列関係を明確に知る利点を大型モデルに導いたものと考えられ、政府政策や経済予測に対してサブモデルをそれらの目的に合せ、各ブロックの因果関係から容易に作成することができるのである。

また、政策主体がその効果を逐次的に追うことができることから、政策モデルの型として適している。そして、このモデルの細分化によってその個別化された段階でモデルの修正・改良・比較・検討が可能となり、そのより良い分析結果からすぐれたマクロモデルを作成することができる。とくに、金融部門の明細化はモデルにあらわされる国内の有効需要のみならず、資本ストックの流れやその影響を分析するのに役立つし、また生産部門の詳細な分割はその構造の性質が分析されるときやGNP構成需要の成分が変化するとき重要な役割を果たすことになる。また、従来外生変数と考えられていた政府部門の一部(租税・移転支払)を内生化する事によって、消費税、財政収支などの変化の効果をより一般化された姿でとらえることができるようにしたのである。このモデルにおける個々の部門の明細化が種々の問題に解を与えるばかりでなく、その完全な体系の安定性は、各々のシミュレーションによってテストされる。そこで注目

これらのシミュレーションによって得られる乗数から、財政政策の有効性を評価することができる。その乗数の絶対的大きさについて、国内消費税減少は企業の供給関数と消費者の需要関数に直接影響する。その結果、それらは政府の租税政策あるいはその一方にのみ影響を与える支出政策よりも以上に効果的である。それらの影響は、さらに詳しく消費、所得、賃金率、投資、物価、財政、雇用から分析される。そして、最後に政府支出、所得税、国内消費税、金融政策などについて、その択一的政策効果が詳細に考察されているのである。ここでは、財政政策と貨幣政策の分析に色々な手法を、たとえば大規模なモデルにおける補助部門の活用から、それぞれの政策を分析するような手法を加える試みが非常に興味深く論じられている。また、それぞれの政策の投入乗数、政策の感応方向、政策の順序づけなどの問題が、今後の課題として上げられている。

#### 四

以上、この書の特徴の一端を紹介したが、さいごにその意義と限界について一言触れておきたい。本書は年々大型化される計量モデルにおいて、より実地的な政策のシミュレーションを提示したものである。このブルッキングズSRCEモデルは、各部門別に専門的学者が協力メンバーとして研究した結果から総合的に構築されたもので、米国内経済を現わす大規模なモデルとしてよく知られたものである。このように、大規模なモデルになるほどその構造方程式の増加と共に、内生変数の推定と方程式の係数の関連が決定できなくなることから、ここでは内生変数を数個のブロックにわけ、そ

に値いすることは政策の決定に対していくつかの問題点をなげかけていることである。その政策を評価するために使用された①線型、②コブ・ダグラス型、③CES型の三つの効用関数のそれぞれに対して、各シミュレーションが考察され比較検討がなされていることは興味深い。また、政策の順序づけはその正確性や妥当性はもちろんであるけれども、その乗数や効用関数以外のもの、例えば政府干渉の程度、圧力グループ、地域的不平等、長期的資源の配分、量化的困難な利潤や社会費用などの問題がたえず表裏一体をなしていることに注意が払われなければならない。

モデルの大型化による体系の複雑さは、モデル構成に長期間を費し、短期的政策に適用できない面をもっている。また、その予測が一九六一～六二年あるいは一九五三～六二年と事後的予測とその結果しか得られていないことは、実践的政策または予測の用具として実効性をもつかどうか疑問が残る。政策シミュレーションは構造変化を考慮する段階まで行なわれ、新しい情報を次々と導入することによって、臨機応変な政策をみいだしていかなければならない。今日のような構造変化のおこりやすいときに、比較的長期を対象とするモデルビルディングにおいては、環境条件やノウハウの予測の精度が十分吟味されねばならないが、この点について、この書の方法はややメカニカルにすぎる嫌いがある。さらに望望のことはあるが、モデルの大型化にもなると必要となる連立方程式の評価、モデルの解法などに有効な計算機プログラム(SLURP=Harvard University, ECON=Pennsylvania University, TSP=R. E. Hall)の解説を補記すれば、この書の読者の知識開発に一層役立つであろう。

モデルをデイスアグリゲートする各々の段階で多くの専門スタッフを用いた手法は、今後の経済政策の実際的プログラムに、あるいは広く社会科学全般に用いられるものと思われる。それから結果する有効なサブモデルの使用によって、政府政策のあらゆる場合のシミュレーションが可能となるばかりでなく、必要に応じ景気循環、安定的政策、経済予測のシミュレーションを吟味することができる。とくに、この書の第二巻は政策的な立場からのシミュレーションをサブモデルの体系として作成していくもので、短期経済予測としての政策シミュレーションを実証的に試みようとするものにとっては有益である。大型モデルの良し悪しは別としてもこのようなモデルによるより実践的政策の必要性から種々の、シミュレーションの活用が期待されているのである。

フィリップ・エルゾ

## 『経済予測と国民経済計算』

夫 貞 訪 誠  
〈早稲田大学〉

Philippe Herzog, Prévision Economiques et Comptabilité Nationale, Presses Universitaires de France, Paris, 1968, p. p. 351.

本書は、著者のパリ大学法経学部に出した博士論文を基礎として著され、これに、その後の国立経済統計研究所の行政官 administrateur à l'I.N.S.E.E.としての経験を附加して公にしたものである。

本書の標題は、その内容の主要な二つの部分をかなり適確に表現している。すなわち、「経済予測」とは主に短期経済予測 prévision économique à court terme を意味しており、短期予測のための理論的モデルの構成及び批判的検討を内容としている。他方、もう一つの「国民経済計算」とは云うまでもなく、国民所得統計のうちの国民経済計算 des budgets économiques を意味しその作成の手法を中心に一九六五年、六六年、六七年のフランスの経済予測を中心に詳細な説明がなされている。

全体の構成は序論としての基本的選択 Les choix fondamentaux の問題、第一部フランス経済予測の形成 L'élaboration des budgets économiques français 第二部短期予測の諸モデルの主要な諸側面 第三部経済予測の短期と中期への拡張、の三部から成り立っている。

序論においては、短期予測の用具としての国民経済計算が、五次にわたる戦後のフランス経済計画において如何に重要な役割を占めているかが説明せられている。すなわち、一九三〇年代にフランス経済をも襲った大きな永続的不況の再生を回避し、完全雇用、生産能力一杯の生産を持続的に維持しようとする計画目的のために国民経済計算が極めて重要な地位を占めている事情が具体的に述べら

れている。例えば、国民所得統計に出て来る統計項目は基本的取引全体の統計的集計値に基礎を置いているものではない例として、農業経営者所得としての農業所得を挙げ、農業所得が農業経営者として所得を総計しても得られず間接的な方法で推計しなければならぬと云っている。従って、経済理論によって正当化せられている集計量を得る為に多くの推計が為されねばならないと説明されている。国民経済計算に基づく短期経済予測を行う場合、経済予測の作成の理論的基礎として考えられているのは、比較静学と動学モデルであるが著者はこの点に関して M・メイエル M. Mayer の単純な表を引用して次の様に論じている。比較静学は、直接的情報の体系的利用、詳細な項目の枠、地方分権的作業、優れた行政組織を含む、ゆっくりとした方法である近接した期間についての予測に極めて有効、と云う特徴を持っている。これに対して動学モデルは次のような性格を有している。すなわち、多数の行動の各種の関係、総体的、又はこれに準じた枠、中央集権的作業、優れた統計的基礎を含む、早い結果、遠隔の期間の予測に極めて有効、と云う性格を持っている。

以上の如く、序論では、フランスの経済計画、経済予測は、経済予算及び理論モデルの二つの重要な分析用具となっているが、両者は相互に密接な関連を持っていて、事が強調せられている。

### 二

第一部フランス経済予測の作成では、一九六五年のフランスの経済

部門が使用した予測の各種の方法を、相異った景気政策との関連、及び、第五次社会経済発展計画で確定せられている諸目的と景気政策との整合性と云う観点から検討している。具体的には経済予測は三つの異ったタイプ、探究的予算 les budgets exploratoires、財政法予算 les budgets de finances、予測予算 les budgets prévisionnels に分類せられるが、その分類の基準は、各タイプの経済予測が適用せられる期間の隔り l'éloignement de la période である。探究的予算の最も新しい例は、一九六七年度の探究的予算であるが、その基礎になる考え方は次の如くである。我々が一九六五年十月にあるとすると、一九六五年と一九六六年の予測的均衡から出発して、一九六七年の経済的フロウの予測はどのようにしてなされなければならないかと云う事である。換言するならば(n)年を予測年とすると(ロー)年(ロー)年の六月以前には(n)年に関する利用可能な経済的情報は殆んど零である。財政法も未だ作成されて居らず、民間投資計画も公共投資計画も未だ識ることは出来ない。中期の発展計画も、その各年における経路は確定されていないし、多年度にわたる予算も存在して居ない。従って、(n)年に関する各種の目的は先決せられていないし、(ロー)年それ自身さえも完全には知られていない。この様な場合如何にして予測が行われるであろうかと云うのが探究的予算の作成の基礎にある問題である。故にこの探究的予算の為に、予測モデルを用いなければならないが、これは当然の事ながら、直接的情報の諸要素の欠除のため過去の時系列の研究に基礎づけられなければならない、従って計量経済学モデルの研究が必要となる。このモデルによって推定される主要なる項目は、政府需要、輸出、賃

金報酬、貸金利潤の相対的分け前、企業投資、家計貯蓄率等であり、この推定値に第五次計画の予測平均増加率を考慮して決定せられる。例えば、一九六七年の家計消費需要は、中期計画の予測値よりも下まわると計算されたが、これは貯蓄率の年変動を説明することが問題とされたので、これは計量経済学モデルの助によって可能となる。斯くして、一九六七年の探究的予算は一九六五年の第4四半期に作成せられたが、その主要なる特徴は、中期計画に考えられているうちの4経路のうちの拡張の局面に属すると考えられ、価格は適度に安定し、その上昇率は一九六六年の3%になるであろうと予測された上昇率に比較して若干緩慢化する可能性も考えられている。企業経営者は依然として緩和せられた労働市場にあって、賃金をば一九六五—一九六六年の水準よりはより急速に上昇せしめない。所得分配の構造は、かなり急速な拡大の場合には企業にとって有利である。すなわち間接税のP・I・B・比率は政府が均衡予算政策を追求する時は、景気の下降期には増加する。これに対して、景気の上昇期にあっては、政府支出が景気下降期よりもより急速に増えないならば、間接税収入が増加しなくなっても均衡予算は維持せられる。賃金に関しては、高い成長は高い生産性の上昇を伴い、特に景気の後復期においてはそれが著しい。又生産性上昇の余地は景気の後復期に形成せられ、加速的賃金上昇はありえないと考えられる。これらの仮説の上に、一九六七年の経済予算では、成長率が高い場合には企業利潤もなく、利潤差益が小さければ、投資ブームは殆どあり得ない。前者は第一経路であり、後者は第二経路である。賃金上昇率が緩慢化する場合には、探究的予算は第三経路と一致する。以上

点は予測予算の外生変数とパラメーターを表示すればすぐわかる事である。外生的与件、又は、前期の変数にのみしか依存していない変数としては、独立需要の構成要素の数量指数(四項目の投資、輸出、サービス利用の残高、行政消費)財、用役の均衡要素総ての価格指数、金融機関の完全な勘定、政府支出、外国との分配活動、若干の他の分配活動、時間賃金率の変化指数、労働生産性の変化指数、である。

フロウの整合性を確保する為の主要パラメーターとしては、粗賃金に対する雇用者社会保障分担金の弾力性、非農産物消費量及び、その他投資として定義される課税総額に対する取引高税の弾力性、実質粗国民生産物P・I・B. en volume に対する実質輸入量の弾力性、家計可処分所得に対する家計消費の弾力性、P・I・B.の変化に対する在庫の変化率、である。

以上の外生変数とパラメーターを基礎にして予測予算は作成せられるのである。その他、経済予算による予測の説明としては、外生的与件の変化等による予測値の変化を考慮する為のバリエーションの計算 Les calculs de variantes と金融活動表の予測技術が説明せられる。

三

第二部、短期予測モデルの主要諸側面においては、フランスの経済予算の作成技術の大きな進歩に比較して、理論モデルの計量的定式化が現在の段階では余り発展して居らず、この事が、オペレーティングナルで或る価値を有つ若干の理論的結果の利用を自分から燃らす

の如く著者は探究的予算を一九六七年を中心にして具体的に示しているのであるが、その他に一九六五年の探究的予算、一九六六年の予算に關しても相当詳細に説明している。

財政法経済予算 Les budgets économiques «loi de finances» 及び、次年度の政府予算に關しての政府決定を基礎とし、当該年度の四月と九月に構成されるものである。従って、探究的予算の作成に伴った活発な議論と云うものは無く、反復の作業と出版の準備とが財政法経済予算作成の仕事の重要な側面となり、基本的数値の選択は夏休み以前に為されなければならない。従って、その作業は、財政法の詳細な仮説を考慮し、六月の会計年度会計の大項目の詳細な振分けが主要なものとなる。この大項目の細かい振分けの為に、産業運表等を使用しての最終需要の詳細な推定、同じく連表による財と用役の統合、人口予測、行政機関、金融機関、外国勘定の詳細な計算、企業会計とその総合、等の作業が必要である。

予測予算 Les budgets previsionnels とは、経済予算の通常の領域に属するもので、予測期間と予測期間との間隔は約十五ヶ月しか離れていず、しかも、政府勘定と云う貴重な情報を持っている。統計的情報の総合と云う事が主要な技術問題であり、集計量間の経済関係を使用するよりも寧ろ、景気の指標を持つ経済変数の発展を外挿法により求めようとする。これは、期間の隔りが短く、国家予算が識られていると云う点を考慮に入れば当然の事であり、この結果、探究的予算の予測モデルにおいては、内生変数であったものが、予測予算にては外生的に決定せられる。従って、予測予算は探究的予算よりも、遙により詳細であるが理論的にはより単純である。この

に至らしめている事情が説明せられている。しかしながら、この状態は将来は変化せられようであろうと著者は云い、現在においても、フランスと諸外国のモデルの構造及び性質の研究は増々盛んに行われつつあり、その短期予測への応用がいろいろ企てられつつあるとして、企業の投資行動の短期予測としての投資関数、価格水準の決定のモデル、賃金率の決定モデル、金融活動の統合のモデル等が、フランスを中心に、アメリカ、オランダ等の研究結果が吟味検討せられている。投資関数に關しては、有名なクライン・ゴールドバーク・モデルがまず問題にされている。すなわち、

$$I_t = \beta_0 + \beta_1 (P + A + D - T)_{t-1} + \beta_2 (P + A + D - T)_{t-2} + \beta_3 (i)_{t-1} + \beta_4 K_{t-1} + \beta_5 (L_2)_{t-1} + u_{1t}$$

P + A は非賃金所得、D は減価償却準備金、T は直接税、K<sub>t</sub> は資金ストック、L<sub>2</sub> は長期利率 (L<sub>2</sub>)<sub>t-1</sub> は前期末の企業の流動性

そうして、現在期間の可処分賃金所得は消去されなければならない、しかし一期遅れた同じ変数は大きな役割を果していることを説明し、利率率は今期に關しても前期に關しても殆んど意義のある係数を持っていない事を述べている。そうして、この投資関数が、現実の資本ストックと均衡資本のストックの水準と相異した場合、純投資のフロウが如何なるリズムで実現せられるかを推定する事は不可能であり、何等か重要な補完の為の説明が伴わなければならない投資関数は得られないと結論している。その他には、一九六三年のオランダのモデルの投資関数

$$I = 0.71 (Z_{t-1} - T_{t-1}) + 0.68C + 0.63P - 9.054\omega_1 (Z_{t-1} - T_{t-1})$$

は一期遅れた可処分非賃金所得、C は期首の流動性 (Δω<sub>1</sub>) 失

業率の変化

も検討せられているが、これも投資行動をよくは説明し得ないとしている。

次に、一九六二年に公にされた、フランク・デ・ルウ (Frank De Leeuw) の研究が吟味され、

$$D_{t+1} = a + b_1 C_t + b_2 F_t + b_3 R_t + U_t$$

$D_t$  は期末の資本ストックへの予想付加分、 $C_t$  は必要資本量、

$F_t$  は自己資金、 $R_t$  は外部資金変数、 $U_t$  は確率残差

又、 $t$  期の  $D$  に付加せられる新計画値を  $N_t$ 、実現された計画値を  $I_t$  とする、

$$N_t = (D_{t+1} - D_t) + I_t = \Delta D_{t+1} + I_t$$

$$I_t = \sum_{i=1}^n k_i N_{t-i} - \lambda_t \Delta I_{t-1}$$

$$I_t - \sum_{i=1}^n k_i I_{t-i} = \sum_{i=1}^n k_i (b_1 \Delta C_{t-i} + b_2 \Delta F_{t-i} + b_3 \Delta R_{t-i} + \Delta U_{t-i})$$

著者は、このフランク・デ・ルウの投資関数は、投資家の行動の合理的説明において、現代投資理論によって明確にせられた殆んど総ての重要な要素が如何に作用するかを極めて明確に示していると主張し、四半期の優れた投資関数を形成していると云っている。又、この投資関数は、現実の資本ストックと希望する資本ストックが、主に予想の誤りによってどのように相違しうるかを示していると著者は結論している。最後に著者は、フランスの投資関数の分析について言及し、国民所得統計が年時系列しかととっていないから、投資需要を精巧に説明する事は出来ないだろうと云っている。

価格と賃金率の決定モデルに関しては、貨幣数量説による物価騰貴の説明、賃金率上昇によるコストプッシュ、 $O \cdot C \cdot D \cdot E$  の専門家達が指摘した五つの要素 1 規制価格の再調整 2 間接税及び関税の増大 3 気候等の偶然的要因 4 外国事情の変化による、輸出入価格の変化、5 品質の変化の非補正による価格上昇、の五つを挙げ説明している。そうして、この  $O \cdot C \cdot D \cdot E$  の「価格上昇の問題」Le problème des hausses de prix における基本的な思想を利用する事によって、著者達のグループが、フランスに関する探究的予算モデルの定式化を目的として、若干の回帰分析を行っている。すなわち、

$$P_t = -1.37 + 0.205P_{t-1} + 1.12 (TXH - PRM_t) + 0.275(P)_{t-1}$$

$$R^2 = 0.984$$

$$TXH_t = 7.85 + 0.534PC_t + 0.335(PC)_{t-1} - 0.137(DENS/PA)_t$$

$$R^2 = 0.98$$

である。詳細な説明は、ここでは省くが、その他、クライン・ゴールドバーガー・モデル、オランダ・モデル等も検討せられている。

四

最後に、経済予算の極めて短期と中期への拡張の問題が論じられているが、著者は、経済予算は、国民経済全体のビジョンを、その内部構成と、その動きのうちに補正する為の技術であり、各種の理論的な計量的モデルも著者の説明する、多くの経済予算作成の為の重要な用具として大きな意味を持つのであり、予測の為の国民経済

計算に使うためのものとして本書では論じられているのである。

ベラ・ルッツ  
『市場経済のための  
中央計画』

野間俊威  
<同志社大学>

Vera Lutz, Central Planning for the  
Market Economy: An Analysis of the  
French Theory and Experience, Lond-  
on, 1969, xv + p. 194.

一九六〇年代初期にフランスの経済企画庁長官、ピエール・マッセを中心に打ちだされた「指示的計画」とよばれる計画方式は、分権的意思決定・競争・企業と消費選択の自由といった「市場経済」の長所を損うことなく、経済活動のよりよい秩序化を実現しうる「新しい型の計画方式」として西側世界の注視を浴びた。

フランスの経済計画を扱った書物は今日では決して少なくないが、ベラ・ルッツ女史の近著『市場経済のための中央計画——フランスの理論と経験の分析』(一九六九年)は、新自由主義の立場から「指示的計画」の理論を真向うから批判し、市場経済と中央計画との「共存」の可能性を否定したユニークな労作であり、混合経済秩序のもとでの計画化の意義と可能性を積極的に評価する者にも無視

することのできない論理性をもっている。

本書の構成は、

- 第一部 計画化の新方式
  - 第二部 諸計画の記録
  - 第三部 市場経済のための計画化の理論——批判
  - 第四部 フランス型計画の将来性
- の四部からなるが、著者自身も序文で述べているように、本書の目的は単にフランスにおける計画化の変遷を辿ることや、計画の実効化のための一連の外部的手段 (exogenous instrument) の分析にあるのではなく、市場経済を補完するものとしての計画の「論理」自体の検討と批判にある。
- この意味で最も重要なのは、第三部における批判の部分であるが、本書で批判の対象とされるフランスの計画方式の特徴と、その理論的背景を著書の議論のコンテキストで理解するためには、まず第一部の第三章及び第六章での考察を要約しておく必要がある。

一

著者は、フランスの計画方式にはつぎの三つの特徴があると云う。

第一に、第二次計画 (一九五四—五七年) 以降、計画当局は一貫して 'integral planning' の完成に向けて進んだ。しかも、プロジェクトンが集計的レベルに限らずに、産業部門及び小部門にまで及んだ点に特徴があり、その意味で、すなわち 'coordinating plans' としての性質をもっていた。

第二の特徴は、'liberal planning' を志向した点に見出せる。マラ

ンス経済が干渉主義の伝統で知られていることを想起するとき、これは興味深い事柄である。もちろん、計画目標の達成を保証するために最少限の外生的手段を利用することは避けられなかったにせよ、計画が次第に「integral」な性質を強くしていくにしたがって、反って干渉主義から離脱していった点が興味深い。フランスの計画者たちは、計画化は不可避免的に「normative」たらしめるをえないという通念に対して、その方式の「新しさ」を誇示したわけであるが、著者はこの点に基本的な疑問を投げかける。すなわち、「計画経済の哲学と経済的自由主義の哲学の共存は果たして可能か?……また、liberal planning がたとえ存立しえたとしても、それは中央計画の目的を十分に満しうるか?」(一九頁)これが本書を貫く主題となっている。

第三の特徴は、フランスの計画が純粋に予測のみからなる狭義の「指示的計画」でも、また目標達成にインペラティブな実効計画でもなく、いわばその中間の「soft planning」であった点である。とくに、本書で主たる考察対象となる第三次―第四次計画においては、明確な計画目標を定められていた成長率や公営部門を除けば、計画の目標と予測との区別が極めて曖昧であった。

このような当時のフランスの計画理論の特質は、一九五九年から六三年にかかかってピエール・マッセの影響下に形成された。そこで著者は、まずマッセにおける「指示的計画」の論理を検討する。

## 二

マッセにおいても、「計画は市場経済と対立するものではなく、

レベルだけではなく、究極的には個別企業や生産物のレベルから積み上げていく必要がある。このようにして予測の連関性が達成されれば、計画のうちにある論理的要素が、「計画」(The Plan)に各自の個別計画(plans)を適合させることが、各経済主体にとり合理的たることを説得するのである。

## 三

では、集会的予測としての計画の実績はどのようなものであったか。著者は第二部でこの問題を扱い、各次計画の目標(予測)と実績の比較を行なっている。

集計的レベルにおいては、輸出・入の項目を除けば概してよい成績を挙げているが、産業部門及び小部門のレベルでは予想と実績の開きがかなり大きく、二桁のポイントの乖離のある部門も少なくない。しかもこのような傾向は、coordinating plan をめざした第三・四次計画において特に顕著であり、全体としての成長率(目標)のなかに各部門のプロジェクトを整合化するという計画の目的に明らかに失敗したことを示している。

その結果は、著者も第五部でその経緯を分析しているように、第五次計画案において従来のフランス型計画の「理論構造を覆す」ほどの根本的改訂が行なわれ、coordinating plan は放棄されることになった。すなわち、まず従来不明瞭であった計画の目標と予測とが区別され、目標の設定は成長率や総消費・総投資などの集計量のみに限られるとともに、個別の部門では予測のみ——しかも小部門や生産物レベルでは全くプロジェクトの性質をもたぬ単なる

これを補完するもの(五五頁)であるが、彼の場合、この命題の核心にあるものは、単に市場が効果的にその機能を果たしえない領域において計画の役割がある(「部分計画」の論理)ということにとどまらず、より根本的に、市場経済は計画(予測)の秩借を借りずしては作動しえない、という主張にある。

企業家による生産と投資の決意を左右するのは将来の市場に対する期待であるが、技術進歩の結果、今日では多くの産業部門で投資の懐妊期間と償却期間が長くなり、投下資本のリスクを大きくしたため、投資決意に際しては長い見通しをもった確かな市場予測を必要とするようになった。これが個別計画(予測)である。ところが、個別計画(予測)は互いに incoherent に陥る危険性があり、調整される必要がある。個別予測の相互調整のための実現可能な方式こそ、各個別予測をその中に integrate できるような全国的市場調査にもとづく National Plan にほかならない。

このような意味で、マッセにおいては計画とは「集会的予測」(collective forecasting)の体系にほかならず、これが効果的に行なわれるかぎり、それ自体、自己完結的なものである。

集会的予測に期待されることは、第一に、発展を志向する諸々の経済機関の知識や意図を蒐集し、これを公表することによって経済に「透視性」(transparency)を付与することであり、第二には、個別予測を将来の発展に関する「共通の見解」に導き、これを一貫性ある全体のなかに融合させることによって、経済活動に「連関性」(coherence)をもたせることである。この場合、集会的予測に十分な調停的・整合的機能を与えるためには、個別予測は単に部門別の

見積り——が行なわれることになったのである。かくして、経済発展における部門間の「連関性」を強調した「集会的予測」の体系としてのフランスの計画方式は挫折のやむなきに至ったのである。

## 四

では、この短命に終わった「集会的予測」の体系としての「指示的計画」には成功の可能性があったのか? また、挫折すべき必然性があったとすればそれは何であったか? さらに、この種の経済計画は競争的自由企業制としての市場経済の原理と両立しうるのか? 著者はこれらの根本問題へマッセの計画の「論理」の旨点を鋭くつ

くことを通じて迫っていく。最初の問題については、まず、個別産業部門内で未端の個別企業の予測を的確に集計し、代表した、連関性をもった画一的かつ固定的な「部門プロジェクト」が可能か? そしてまた、このようなプロジェクトに個別企業を適合させるべく説得することが果たして可能か? という現実の難問がある。しかし、これらの技術的難問が如何に処理されようとも、真の問題はより根本的なところにある。

第一に、経済が不確実性と競争の条件のもとにあるかぎり、各部門において、不確実な将来の市場見込みに関する異った期待が、「共通の見解」に達する可能性は全くない。したがって、将来の不確実性の故に相異なるブルラリスティックな見解を中央で調停しようとするれば、プロジェクトの連関的体系は極めて人為的なものにならざるをえず、計画の整合化機能は期待できない。

第二に、集会的予測の手順は競争システムを前提としているにもかかわらず、部門内の個別企業の market share の問題を看過（或は固定）している。'coordinating plan' において企業レベルにまで下ろされぬ部門計画が無意味であるとすれば、market share の問題の欠落はまさしくこの理論の 'missing link' である。前述の問題と関連していえば、もし一部の全企業が将来の市場規模に関して「共通の見解」を採用すべく説得させられたとすれば、各企業は事前に決定された market share を押しつけられることになる。

以上の議論によって、著者の第二の設問への解答は明らかである。すなわち、「期待」が画一的で、market share が固定化されるような条件は、もはや自由な市場経済ではありえない。したがって、集会的予測としての計画は統一的中央計画の一形態ではありえても「市場経済のための計画」ではありえないのである。

競争的自由企業制は、不確実な将来に関する個別経済主体の「期待」の非画一性に離れがたく結びついているのであり、極言すれば、市場の究極のフリクションたる「不確実性」こそこの分権的体制を成り立たせているものである。このことは、分権的市場経済において予測技術の改善や情報の拡散を否定するものでは決してない。将来に関する見解の交換は必要であり、競争システムのもとではじめて、交換されるべき異なった見解が存在しうるのである。否定されるべきは、それが「共通の見解」に導かれる可能性である。

要するに、分権的予測と集権的予測は二つの異種の経済秩序——競争的市場経済とカルテル化されたコーポラティビズムに属するのである。

以上のように、著者は新自由主義の立場から、統一的計画としての「指示的計画」を市場の抱ってたつ基盤を破壊するものとして攻撃するわけであるが、一方においては、自らの思想的立場とは別にフランス経済の伝統と体質に適合した「協調経済」またはコーポラティビズム方式の計画——'corporate planning' への傾斜と、その将来性についても興味深い考察を行っている。

この方式はフランスにおいて決して目新しいものではないが、とくに「指示的計画」の挫折以後、'soft technique' の一つとして計画当局により珍重された。その特徴は、民間企業が一方において国家計画の遂行に参加し責任を負う一員でありつつ、他方において若干制限された意思決定の機能的分権化と、それに対応した個人のインシティブと市場メカニズムの利用を行わせる点にある。

著者でさえ認めるように、この型の経済秩序は混合体制のもとで計画化を志向する幾つかの西側諸国が向いつつある一つの支配的形態になっている。さらに著者によれば、東西両体制の将来における「収斂」の可能性も、西の 'cooperative planning' と東の分権化とにおいて考えられるが、その根柢となる共通分母は、戦術的レベルは中央計画で、戦術的レベルは市場でという意味での意思決定権力の水平的機能分化に求められる。

だが今日の西欧経済は、上述のような意味での 'modern capitalism' への方向か、それとも著者の左袒する 'classical capitalism' かの何れか一方を選択しなければならぬ。その場合の判断基準は、人によ

って異なる諸価値への評価とともに、市場メカニズムの不完全性及びコーポラティビズムの不可避性についての判断にあるのである。

E. J. ミシャン

### 『経済成長の代償』

鈴木 守  
〈明治学院大学〉

E. J. Mishan; The Costs of Economic Growth, Staples Press, 1967, pp. xxi + 190.

イギリスの経済学には、完全競争モデルを駆使した抽象的な経済分析だけにとどまらず、経験的もしくは実践的な伝統がある。例えば、今日の重要な政策課題の一つである外部効果の問題にしても、既に戦前からマーシャルやピグーによって深い関心が寄せられてきたし、戦後においても、J. E. ミード、J. M. ブキャナン、W. C. スタブレン等多くの研究者によってその問題点が解明されてきた。それらの一人に、ここで取り上げる『The Costs of Economic Growth』の著者、E. J. ミシャンがいる。

ミシャンの名は、わが国では、厚生経済学に関する周到な展望論文 'A Survey of Welfare Economics 1935-59' (Economic Journal,

June 1960) の著者として広く知られているが、この論文を境にして、彼の研究の主要な関心は、厚生経済学・ローナーから、外部経済をはじめとするわが国周辺の問題に移ってきているように思われる。そのことは、彼自身、本書の「はじめに」でも触れているところであるが、彼の最近の論文を二瞥することによって窺ふ知るところが、この本である。

- Welfare Criteria for External Effects (American Economic Review, 1961)
- Second Thoughts on Second Best (Oxford Economic Papers, 1962)
- Reflections on Recent Developments in Concept of External Effects (Canadian Journal of Economics and Political Science, 1965)
- Pareto Optimality and the Law (Oxford Economic Papers, 1967)
- The Costs of Economic Growth, 1967
- Welfare Economics: An Assessment, 1969

このような経歴をもつ著者が、その豊かな経済理論を背景に、主として一般読者を対象にして、いわゆる高度成長のむとらすひずみを解き明かしたのが本書である。

\* \* \*

わが国の高度成長がようやく注目され始めた一九六二年、イギリスでも、政府、労使、学識経験者によって国民経済開発審議会 (National Economic Development Council) が設立され、経済成長

が確たる政策目標として大きくクロズアップされるに至った。その結果、人々の間にも、成長さえ遂げれば、久しくイギリスを悩ましてきた国際収支の改善も、教育の拡充も、余暇の活用も、婦人を雑事から解放することも、あるいはその他種々の社会的病弊の掃も十分に期待できる、という信念が急速に拡まっていった。しかるに、本書の第一部は、そのような期待がほとんど実現不可能な神話にすぎないことを明らかにすることに、その主眼が置かれている。

英米をはじめとする先進資本主義諸国が、久しきにわたった経済成長を追い求めた結果は一体何であつたらう。道路は自動車で充滿し、その本来の機能を全く喪失してしまつたばかりか、排気ガスが大気を汚し、下水や排水は河川や海岸を毒し、住宅は田園や自然を侵し、つまるところ、われわれが祖先から受け継いだ貴重な遺産をただ破壊しただけではなかつたか。イギリスのように高度に發展した経済社会では、これ以上の高度成長は不要であり、有害でさえある。むしろわれわれは、生産活動から資源を積極的に解放し、失われた人間と自然を取り戻すための環境整備にこそそれを振り向けなければならぬ(四七ページ)、とミシヤンは主張する。

経済成長による国際収支の改善についても、彼は極めて懐疑的である。イギリスでは、(a)高い雇用水準の維持、(b)物価の安定、(c)国際収支の均衡の三つが普遍的な政策目標と考えられてきた。そして、年に三・六六%ほどの成長が実現されるならば、完全雇用は言うまでもなく、インフレの実害を被ることなしに国際収支の改善も期待できるという信奉が行きわたっているが、これもほとんど神話に近い。何となれば、それらが期待どおりに実現するためには、

国際収支の黒字では容易に設備投資意欲が衰えなかつたところにある。かくして日本では、成長が国際収支を改善し、それが再び成長を促進するという命題は、文字どおり実話として存在したのである。低成長と国際収支の赤字に悩みながら、なおこの命題を神話としか評価できないイギリスを思う時、われわれは、わが国におけるこの設備投資意欲のよって来たるところをもう一度考え直して見る必要がある。

本書の核心は、あくまでもその第二部にある。言うまでもなく、資源の移動性と可分性が認められるならば、価格と限界費用が等しくなつたところでいゆるバレット最適が満たされるわけであるが、著者は、その場合でも市場価格は与えられた所得分配のもとではじめて決まるものであることを指摘した後(四六―七ページ)、もう一つの問題点、すなわち、はじめから限界費用の計算に入つて来ないところの外部効果の検討に移る。そのような場合には、既にビジャーが明らかにしているとおり、社会的限界費用にもとづく価格決定準則に従わなければならないが、残念ながら、社会的限界費用の中に算入しなければならない損害や便益の計算が著しく困難である。

まず第一に、特定の工場の騒音や煤煙であれば、それを除去するための費用をもって社会的費用とみることもできようが、多数の工場、自動車、家庭が生み出す騒音、汚濁、悪臭等による不快や苦痛といった社会的な損害は、具体的原因をつきとめることも、被害を測定することも決して容易ではない(五四―五ページ)。さらに付け加えるならば、損害除去のための費用にせよ、現状回復のため

年とともにますます高い成長率が必要となるからである。そして、経済成長の過程で偶々輸出が増大したとしても、それは経済成長の成果であるよりも、むしろ価格低落と品質改良の結果であり、経済成長そのものは、かえって輸入を増大させる可能性のほうがはるかに強い。さらに、輸出の増大が再び成長を促進するという主張には、彼は一層懐疑的である。何となれば、輸出超過はその分だけ国内の貯蓄を減少させ、むしろ国内投資を削減する虞れがあるからである。総じて、イギリスに関するかぎり、経済成長が輸出を促進したという徴候は見当たらないし、当面、かえって国際収支を悪化させる傾向のほうが強い(以上一八―二〇ページ)、とミシヤンは言う。

確かに、理論的にはそのいづれの可能性も認められる。したがってわれわれは現実の経験の中から答えを見出すほかはない。その意味で、戦後におけるわが国の経験は、この問題を考える上で格好の資料を提供しているように思われる。

すなわち、わが国では、昭和三〇年代の高度成長期を通じて輸出もまた年一五%の増大を続け、一時的には輸入の増大によって国際収支が赤字になるといふ事態も起りしたが、それも引締め後の輸出の増加で相殺され、しかも昭和三九年以後は慢性的に大幅な輸出超過さえ示すに至つた。このような目覚しい輸出増加が再び有効需要の一環を構成し、経済成長に一役買つていたこともまた否めない事実である。その根本の原因は、戦後の高度成長を支えてきたものが世界需要の伸びの著しい重化学工業品に対する設備投資であり、その過程で技術革新を次々に具体化しつつ新製品の開発と価格引下げを実現し、しかも国内における旺盛な需要圧力によって、少々の

の費用にせよ、それは決して損害そのものではないし、社会的費用のすべてでもない。損害にしても利益にしてもそれらは所詮、当事者の主観的な価値評価を抜きにして決められない性質のものなのだ、ということも忘れてはならないであろう。

第二に、発生した損害が当事者間の補償によって処理された場合、その補償額をもって社会的費用とみることに問題は多い。何となれば、補償額は当事者間の力関係、すなわち支払能力や立場によって決定的に左右されるため、損害の評価そのものも恣意的に流れ、かつ公平を欠くおそれが少なくないからである。著者が、金持にとつての最適状態があなたか社会全体にとつての最適状態であるかの如くみられることを憂慮する所以である(六一―三ページ)。なお、外部不経済に伴う補償を当事者の取引に委ねる場合、当事者の支払能力と損害に対する評価の喰い違いによって、しばしば補償額の上限と下限しか決まらないことは、既に、ブキャナン||スタブレビンによつても指摘されている(J. M. Buchanan, W. C. Stubblebine: Externality [Economics, Nov. 1962])。一言付け加えて、ミシヤンの主張を補強しておこう。

第三に、都市の混雑、道路の渋滞等に伴う社会的費用を、人々はほとんど常に過少評価していることも問題である。例えば一時間千台の許容量しかもたない道路にさらに割り込もうとする自動車は、それによる道路の渋滞が自分にとつてどれほどの不経済をもたらすかは計算にいられていたとしても、その同じ損害が既に道路に入っている千台の自動車にも及ぶことはほとんど考慮にいらぬであろう。二万人も三万人も収容できる超高層ビルが既に通勤ラッシュのただ



ならぬ都心に建てられるならば、その何十倍もの人々にも社会的費用の負担を強いることになる(七六ページ)。実際、わが国でも、年に一万五千人の死者と六〇万人にのぼる負傷者を出しながら、一人一人は何らそのような社会的費用を顧慮せずに、相変らず自動車を乗り回している。ここにも損害を正確に評価することのむずかしさがあると言わなくてはならない。

このように、便益や損害の評価に伴ういくつかの問題を指摘した後、ミシガンは二つの注目すべき提案を行っている。その一つは、人々が快適に暮らすことを権利として法律で認め、それが侵された場合には、加害者は適切な補償を行うことを義務づけるべし、という主張である。これまでにも、そのような権利が裁判所で認められた例は少なくないが、所有権ほど十分に保護されていたとは決して言えない。もしそれが環境権(amenity right)として明文化されるならば、被害者の救済がはるかに容易になるのみならず、久しく社会的費用を無視してきた加害者も、損害除去のために格段の努力を強いられることになるであろう(七一―七三ページ)。ただ、何が一体環境権に対する適切な補償なのかについては、所有権の場合のように市場価格が成立しない以上、結局は裁判所で結着をつけてもらうほかはない。

第二は、彼が便益分割法(separate facilities)と呼んでいるところの提案である。世の中には、カーマニアもいれば、エンジンの騒音に極度に神経質な人もいる。このように趣味も性格も著しく異なる人々がしばしば隣り合って生活しているために、お互いに必要以上に不満をかこっている場合が少なくない。そこで彼らを別個のグル

読物、享樂施設さえ経済成長に一役買っており(第一章)、また、技術革新が進めば進むほど、かえって消費者の自主的な選択はむずかしくなり、選択と厚生との間には今や大きな亀裂が生じつつある、と指摘する(第二章)。そして最後に、経済成長のもたらす非可測的な損害の事例として、まだ十分使える廃品の増大、商業主義に毒されたジャーナリズムや芸術、さらにはマスプロ教育等々が次々に槍玉にあげられている(第二章補論)。

要するに、ミシガンの結論は、現代社会では経済成長と社会的厚生との増大とはもはや簡単には一致しない、と言うに尽きる。両者が一致するためには、経済のあらゆる分野が競争的で、外部効果もなければ、経済成長が所得分配を悪化させることもなく、消費者は市場の状況に精通しているといった厳しい条件が必要であるが、それがらごとごとく満たされなくなってしまう今日の豊かな社会では、経済成長のもつ政策目的としての意味をあらためて考え直して見る必要がある、とミシガンは言うのである(一七一―一七三ページ)。

しかし、われわれは、高度成長のひずみと呼ばれるこれらの諸問題が、決して経済成長が目覚ましいとは言えないイギリスにおいてさえこれほど深刻な問題になっている、という事実注目する必要がある。このことは、ミシガンの意図にもかかわらず、たんに高度成長だけがこの種の問題を引き起す原因ではないということ、何よりも端的に示しているように思われる。それは、都市化が進み、技術革新がある限度を超え、いわゆる大衆消費時代に移行した社会が、ほとんど不可避的に遭遇しなければならぬ問題だと言わなければならない。曲りなりにも貧困を解決し、失業を解決した経済学は、みず

ープに分割し、カーマニアはカーマニアどうし、散索愛好家は散索愛好家どうしでそれぞれの好みを満足させるならば、趣味の異なる者の間で損害を補償させるよりもはるかに少ない費用で、社会全体の満足度を高めることができるであろう。列車を喫煙車と禁煙車に分けるのはこの原理を応用した典型的な事例であるが(以上八三―八四ページ)、その他にも、同じ観光地をドライブ・ウェイと遊歩道に区分したり、同じ山でもケーブルカーで行かれるコースと歩かなければ登れないコースに分けたり、あるいは狩猟地区と野鳥観察地区とを区分するなど多くの活用例が考えられる。ただ残念なことに、生活に密着した分野では、工場地区と住宅地区を分けるといった大まかな機能分割を除くと、適用の余地が案外限られているというところもまた指摘しておくなくてはならない。

第三部、第四部を含む残りの諸章で、著者は、経済成長に伴う他のいくつかの弊害を、巧みな筆致で描き出している。すなわち、外部不経済と社会的相剋と題された第九章では、河川の汚濁や空気の汚染をめぐる企業と付近の住民との衝突、高度成長に踊らされている若い世代と保守的な古い世代との対立、自然や史跡を破壊する海外からの旅行者と国民との反目等々が浮彫りにされ、第一章消費者主権の神話では、みずからは王様と信じている消費者の欲求も所詮は企業の提供する財貨・サービスの枠内でしか満たされず、また欲求そのものも、企業の作り出す流行や新競争、さらには広告によって振り回されているのが現実ではないか、とミシガンは言う。そればかりではない。現行の制度のもとでは、武器弾薬、好色

からが生み出したこの難問に直面して、ここに三度、その有効性を問われていると言っても決して過言ではない。その意味で、経済成長が殊のほか早く、その結果極めて短期間のうちに大衆消費社会に突入したために、これらの問題が最も深刻な形で顕在化しているわが国において、ミシガンの本書はとりわけ多くの示唆を与えてくれる。推奨を惜しまない所以である。(一九六九・一〇・一〇)

J. C. ナーヴァー  
『コングロマリットの  
合併と市場競争』

高川清明  
〈明治大学〉

J. C. Narver, Conglomerate Mergers  
and Market Competition, University  
of California Press, 1967. pp. 155.

現在、企業合併の原因やその効果をめぐって、種々様々な角度から論議が展開されていることは、周知の事実である。合併という事態が、単に個別企業の当事者の問題としてではなく、国民経済における一つの傾向ないしは趨勢として現われるところに、論議がなさ

れる理由の一つがあるように思われる。

企業の合併運動をアメリカ経済に焦点をあわせてみるならば、少なくともそこには三つの大きな波がある。第一の波は、一八九五—一九〇四年頃に生じた合併運動であり、それはシャーマン法成立の基盤ともなった。この時期における合併の特徴は、垂直的合併が展開されたことを否定するものではないが、水平的合併がその支配的形態であったということができよう。第二の合併運動は、一九二〇年代後半、特に一九二九年にピークに達したそれである。この場合は、最初のケースに比して、どちらかといえば垂直的合併がその中心であったように思われる。

第三の合併運動は、第二次大戦後、特に一九五〇年代後半にはじまったといえる。この時期における合併の特色は、コングロマリットの合併の優位ということであろう。すなわち、現在のところ論議されている合併は、コングロマリットの合併に他ならないのである。これは、さきに述べた二つの時期の合併とは異なつて、「小魚が鯨をのみ込む」とか「鯨が鯨をのみ込む」とか形容される形態のものである。

国民経済的な観点から企業合併の適否が論じられる場合、まずその市場競争に対する効果の分析がなされるべきであろう。コングロマリットの合併についても同様であろう。しかし、この点の分析はこれまで十分になされているとはいいがたい。この問題に対して本書の著者ナーヴァーは、一つの解答を与えようとしている。

## 第一章 序

この場合、合併する一企業の生産物は、他企業のインプットになる。コングロマリットの合併とは、水平的でもなければ垂直的でもない合併である。したがって、取得する企業が生産物と取得される企業のそれとは競争的でもないし、本質的に関連をもたない。それゆえ、コングロマリット企業は必然的に、多様化 (diversification) するようになる。

コングロマリット企業においては、各企業はこれを構成する諸資源および活動の集合体とみなされよう。いくつかの構成要素の中心になる点を中心点 (node) と呼ぶとすれば、この概念はコングロマリットの合併における取得する企業と取得される企業との間の関係の程度を、分析するのに役立つ。その関係の程度とは、特定の合併に存在する中心点共通性 (node commonality) の程度、すなわち二つの企業の特定の活動の中心点が相互に利用されうる範囲である。

中心点共通度 (degree of node commonality) は、短期的には、二つの分離した実体としてよりも一つの合併した企業として、いっそう効率的に活動を遂行する潜在力の尺度となる。長期的には、それは規模の経済を意味する。コングロマリットの合併に関して「複合度 (degree of conglomerateness)」という言葉が用いられることもあるが、これは中心点共通度の逆数である。したがって、高度に無関係の諸資源や活動を含む企業のコングロマリットの合併は、複合度が高い、あるいは中心点共通度が低いといわれる。

第二章において、著者は数多くの統計資料を用いながら、特に第二次大戦後の合併の傾向を分析している。著者によれば、一九四〇年代から一九五〇年代へと進むにつれて、多産業会社 (multi-indu-

## 第二章 コングロマレーションとコングロマリットの合併運動

### の最近の傾向

#### 第三章 コングロマリットの合併の法制史

#### 第四章 コングロマリットの合併の誘因

#### 第五章 コングロマリットの合併の諸事例

#### 第六章 コングロマリットの市場力の源泉および行使

#### 第七章 コングロマリットの合併の競争に対する効果

#### 付録 改正第七条の現行基準

## 二

第一章において著者は、経済理論は水平的ならびに垂直的合併の競争に対する効果をかなり研究しているが、コングロマリットの合併の分析に対してあまり役立つものを提供していないと述べる。そして本書の目的は、どのような条件のもとでコングロマリットの合併が競争を増大させ、あるいは減少させるかを明らかにすることであり、コングロマリットの諸現象を考察し、競争に対する効果を考えるフレームワークを確立することであると述べている。

著者は分析を進めるに際して、若干の概念規定をしている。合併とは、他企業の資産あるいは株式の一部ないし全部の取得に関することであり、その結果他企業の一部ないし全部を支配することである。水平的合併は、その生産物が買手によって本質的に同じであるとみなされるような企業の合併である。水平的合併においては、生産物を需給の観点からみるならば、高度の代替性が認められる。垂直的合併とは、取得し、取得される企業間の継続的な機能的関係を

stry company) が急速に成長している。一九四六—六一年における合併のほぼ三分の二は、大企業によってなされており、またコングロマリットの要素をもつ合併は、一九五四年に全合併の三〇パーセントに達した。今後、コングロマリットの合併が少なくとも、この比率を維持するであろうと著者は予想している。

第三章においては、一九一四年に制定されたクレイトン法 (Clayton Act) および一九五〇年の同法第七条改正(いわゆるセラー・キーフォーヴァー法 Celler-Kefauver Bill) とコングロマリットの合併との関係を明らかにしている。

一九一四年のクレイトン法においては、合併の方法については必ずしも明確な規定がなされていなかった。すなわち、株式取得による合併のみを違法とするか、資産取得による合併をも認めないかが明らかではなかった。現実には、この法が成立する頃はほとんどの合併が、株式取得によってなされていたのである。一九二六年合衆国最高裁判所で、クレイトン法は株式取得のみに関するものであると裁定された。したがって、資産取得による合併は法的になら規制されないことになった。このことが、アメリカにおける第二の合併運動を生ぜしめる契機にもなった。

このようなクレイトン法の欠陥を補うために、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) などの検討を経て、第七条の改正が一九五〇年に行なわれたのである。これによって、資産取得による合併も大きく制約をうけることになった。そして著者によれば、コングロマリットの合併もこの法の適用をうけることもありうるのである。ただ、この法がコングロマリットの合併に対して有効である

ためにはまずその帰結を十分理解しておく必要があることを、指摘している。

第四章では、コングロマリットの合併がどのような理由でなされるかを解明する。まず著者はつきぎのことを前提にする。(1)企業は長期的目標として利潤極大化を設定する。(2)企業は生産的諸資源のプールであり、その配分に関しては経営者が決定する。(3)企業はオペティマルな水準(最低費用)で活動しようとする。(4)企業には「組織上のゆるみ(organizational slack)」と呼ばれる過剰能力がしばしば生ずる。

企業は利潤を増大しようとするにより、それ自体成長する。だが個々の企業の成長は、おそらく多様化をもたらすであろう。(1)個々の企業の成長は競争の激化を生じ、これが市場の飽和状態をつくり出す。したがって、過剰の経営、生産、金融あるいは市場能力は、新しい市場において吸収されねばならない。(2)反トラスト的制限は、特に大企業にとっては、現在のマーケット・シェアの増大を困難にしている。したがって、新生産物市場や地理的市場への進出を計らねばならない。(3)もし企業がかなり過剰の可処分資金をもつとすれば、危険などを避ける意味で、多様化するであろう。

このような多様化は、企業の現在の活動との関係において、その中心点共通性が高い領域において成長があるとすれば、十分に達成されるであろう。だが、企業内部における多様化よりむしろ合併を通ずるそれは、いっそう経済的な道程であろう。新生産物市場や地理的市場の開発よりも、すでに確立された市場活動を合併によって獲得することのほうが、はるかに危険や参入障壁が少ないからであ

ロマリットの合併に対する反論の一つは、この種の市場拡張的合併に向けられる。

相互利益の理論によれば、コングロマリット企業が潜在的な顧客でもある供給者に行使する説得力は、ある条件のもとではかなり競争を減少させる傾向にある。

第六章では、コングロマリットの合併の競争に対する効果について前章で示された三つの理論が評価され、コングロマリットの市場力について述べられている。三つの理論は、著者によれば、同等の重要性をもつものではなく、構造変化をその中心とする潜在的競争の理論や相互利益の理論は、市場力という見地からは必ずしも適当ではないのである。

それというのも、著者はコングロマリットの市場力を、コングロマリット企業がその裁量において市場力点(marketing emphasis)をその市場のなかで、そして諸資源をその活動の市場のなかでそして諸資源をその活動のなかでシフトする能力と規定するからである。すなわち、このように規定されるコングロマリットの市場力の概念は、富の理論の基本的な部分に他ならないからである。

このようなコングロマリットの市場力の概念は、「競争に影響する潜在的な能力」と呼ばれるものの分析から生ずる。コングロマリットの市場力が大きければ大きいほど、競争に影響する潜在的な能力は大きい。現存の市場力に加えて、諸資源の効率的な使用、すなわち高い中心点共通性を基準として最も合理的なものは、コングロマリットの合併である。そして、それはまた競争に影響を及ぼす潜在的な能力を増大させるような合併でもある。

る。合併は多様化のいっそう多面的な手段であり、内部的な投資とは異なり、完全に無関係な活動への多様化を容易にする。コングロマリットの合併の誘因は、以上のようなものである。

第五章において、コングロマリットの合併の具体的なケースについて述べられているが、それと同時に連邦取引委員会と法務省が合併取扱いの際に基礎とした理論についても、明らかにされている。ここでは、後者についてのみふれておきたい。

著者によれば、連邦取引委員会と法務省はコングロマリットの合併について、その効果に関連して、三つの理論を用いてきた。(1)富(wealth)の理論、(2)潜在的競争(potential competition)の理論、(3)相互利益(reciprocity)の理論の三つである。

富の理論は、企業内部の諸資源の移動、すなわち取得する企業が取得される企業を援助することに関するものである。この諸資源の移動は、中心点共通性を無視して行なわれるが、これはコングロマリットの合併の普通のビヘイヴィア・パターンである。しかし、援助の形態は、中心点共通性に依存する。たとえば、中心点共通性の高い合併においては、共同の販売促進などの形をとるのに対して、その低い合併においては援助は純粋に金融的な移転という形をとる。

潜在的競争の排除ということが、第二の理論の中心である。合併は取得する企業と取得される企業との間の潜在的競争を除去するし、したがって関係の市場においてかなり競争を減ずるであろうといわれる。しかし、新しい生産物市場あるいは地理的市場に關係するような合併となると、潜在的競争は必ずしも排除されえない。コング

第七章では、コングロマリットの合併がどのような条件のもとで、どのような方向で競争に影響するかということが、その中心問題となっている。

一般的にいて企業市場におけるビヘイヴィアは市場構造によって影響される。二つの最も重要な構造変数、すなわち、集中の水準と参入障壁の水準の一つないし双方の変化が、競争に対して影響するのである。したがって、コングロマリットの合併の競争に対する効果を分析する場合、この二つの構造変数について考えねばならない。

結論的にいうならば、コングロマリットの合併が、すでに高い水準にある集中と参入障壁をさらに増大させるとすれば、それは競争を減少させる傾向にある。他方において、コングロマリットの合併がそれらの水準をいっそう低下させるとすれば、その合併は市場における競争を増大させる傾向にある。

富の理論に基づいて市場構造に影響を及ぼしうるものを考えると、それは相対的に大きいコングロマリットの市場力であろう。現代において多くの市場は、コングロマリットの市場力をもつオリゴポリーによって特徴づけられるといつてよい。このような市場において集中と参入障壁の水準がかなり高いときには、市場の組織を変更するためにはかなりの「ショック」が与えられねばならない。さもないければ、コングロマリットの合併は競争制限の効果をもつであろう。しかし、取得される企業の地位がその市場において相対的に低い場合には、競争を増大する傾向をもつであろう。

著者の結論としては、コングロマリットの合併は競争促進的でも

なければ、競争制限的でもないことである。ある条件のもとではコングロマリットの合併は競争促進的であろうし、他の条件のもとでは競争制限的であろう。コングロマリットの合併の競争に対する効果は、その関連する市場の特徴の変化を考察することによってのみ、決定されるのである。

### 三

以上本書の概略を述べてきた。コングロマリット企業およびその合併に関する分析は、現在のところ必ずしも十分に行なわれておらず、とはいえない。その意味で、本書はコングロマリットの合併を競争との関連において分析していることにより、貴重なものと考えることが出来る。

それはそれとして、現代における市場は、著者も指摘しているように、かなり寡占化されているのが実状であろう。コングロマリットの合併は、このような特徴をもつ市場を一つの基盤として発生してきていることを、われわれは見逃すことはできないであろう。

寡占化された市場において、当然のことながら、集中と参入障壁は存在する。そうであるとすれば、企業はコングロマリットの合併を通じて新生産物の市場に参入するよりは、既存の市場において一定のシェアを維持している企業を取得するという形でコングロマリットの合併を選ぶであろう。なぜなら、後者のほうが競争を激化させ自らの地位を不利にすることもないし、危険負担も少ないからである。そのかぎりでは、コングロマリットの合併は競争に対してもつ効果は、中立的であるかもしれない。

G. W. ナッター

H. A. アインホーン

## 『アメリカ合衆国における企業独占 ——1899~1958——』

安喜博彦

〈関西大学〉

G. W. Nutter and H. A. Einhorn ;  
Enterprise Monopoly in the United  
States: 1899-1958, Columbia University  
Press, New York and London 1969, pp.  
xviii + 256.

アメリカ経済における独占的要素は、すでに競争維持政策を無効にしてしまうほど、広汎に行きわたっているのか、否か？ また二〇世紀初頭以後今日まで、独占的要素がヨリ拡大する傾向にあったのか、それとも逆にその減退化の傾向が見出しうるのか？ 本書の筆者たちによれば、この設問に対して実証分析に依拠した一定の解答を引き出すことは、反トラスト政策の有効性を考えるうえで欠かせないものである。本書は、国民経済全体における独占度の測定を行うじて、この課題をなしとげようとしている。

本書は、ナッターとアインホーンが以前に別々に発表した（ナッターは一九五一年、アインホーンは一九六三年）二つの文献を一つ

著者は、コングロマリットの合併が競争に対して及ぼす効果は、その市場条件によるとしてはいる。しかしながら、コングロマリットの合併の発生基盤をみると、市場そのものがかなり競争制限的のものになっている。このように考えてみると、コングロマリットの合併は少なくとも、既存の制限的な競争を維持する効果をもつであろう。また、かりにコングロマリット企業が新規参入者になったとしても、それだけでは有効競争を保証することにならないように思われる。

本書に対してこのような疑問が残るのであるが、従来いわれた合併の三つの形態を確認し、コングロマリットの合併の分析要具として「複合度」の逆数としての「中心点共通性」という概念を導入している点を、評価しなければならぬであろう。何ら関係をもたないと思われる生産物を作り出す企業間の合併の要因を分析する場合、この概念は有効であろう。

コングロマリット企業が今後どのような動向をたどるかとは簡単に論じられないが、コングロマリット企業の成長力が鈍化しているともいわれる現在、この書のもつ意義は大きいのではなからうか。

にまとめたものであるが、それらの文献はその後の産業組織の分析に大きな影響を与えている。本書では、ナッターの先の文献に触発された論争に対しても一定の評価を与えており、そのなかで若干の修正・補充・資料の整理が行われている。したがって本書は、アメリカの産業組織の分析の最新の水準に立つものではなく、むしろ今日の産業組織論的分析の一つの視角を提起し、その礎石を築いた労作として評価されるべきであろう。

さて、本書の構成は次のようになっている。第一章「論点、問題点、定義」、第二章「独占度——一九三七年と一九三九年」、第三章「独占の成長——一九三九年——一九五八年」（以上、ナッター）、第四章「独占の成長——一九三九年——一九五八年」、第五章「製造業における集中——一九三九年——一九五八年」、第六章「独占の成長——一九三九年——一九五八年」（以上、アインホーン）、第七章「総括と留保条件」（ナッターとアインホーン）、付録A「独占度についての基本データ——一九三七年と一九三九年」、付録B「独占の成長についての基本データ——一九三九年——一九五八年」（以上、ナッター）、付録C「独占度についての基本データ——一九五四年——一九五八年」、付録D「統計的方法」（以上、アインホーン）。要するに、本書はナッターの一九三九年——一九三九年の分析とアインホーンの一九三九年——一九五八年の分析からなっており、後者は前者の方法に依拠しつつ、分析対象となる期間の延長をはかっている。かくして、本書での独占度の測定は、半世紀余の長期間にわたるものとなった。以下その内容を粗述し、残された紙数で若干のコメントを付することにした。

第一章では、ナッターは、独占度を測定するに際して生ずる諸問題点を明示し、そのなかで本書の分析方法を前もって提示している。まずナッターによれば、自由企業政策の意味は個人が自分の希望するいかなる事業分野にでも参入しうる自由をもち、かつ国家が自然独占的領域以外のすべての領域で——時には、自然独占的領域でさえ——競争を強制する責務をもつ、という点にあるのだが、この政策の有効性を考えるばあいには二つの見解——独占的企業は進歩のエンジンの一つを包含する、というシュンペーター等の見解、および独占的要素は削減され、抑制されるにはあまりにも根深く、広汎である、との見解——の検討が必要になる。ナッターはシュンペーター等の見解についてはすでに批判を試みており（'Monopoly, Bigness, and Progress' [Journal of Political Economy, December 1956]）本書では、後者の見解の可否を実証分析によって確かめることを課題としている、と考へうる。

しかるにかかる実証分析においては、定義についての論点と測定についての論点を区別してとりかかる必要がある、というのが彼の問題意識である。すなわち、この研究の対象は「市場における独占」であり、かつ「労働独占と対置された企業独占」であるが、このような独占は、概念の問題としてみるならば、個別企業の需要の弾力性が無限大でなく、かつそのような需要条件と一致するビヘイビアがみられる、という場合に限られる。しかしながら、このような場合が現実存在しているか否かを検出することは、全く困難で

ある。かくして、独占は、規定 (identification) もしくは機能上の定義の問題としてみるならば、特定の組み合わせをもつ諸基準によって定義されるのであって、この定義にもとづいて独占の程度とその成長の数量的指標が展開されることになる。そのような基準としてナッターが第一にとりあげているのは構造上の基準（なかならず産出高集中度）であるが、さらにこの基準に、長期の需要の弾力性の状態、あるいはビヘイビア上の特徴、といった基準を加味することによって、独占の規定が与えられる。

このような規定にもとづいて、ナッターは独占度の測定を行うのであるが、その測定の指標としては、国民所得のうち独占的産業において生ずる部分の推定値が用いられる。なお、その際、彼は有効独占的産業のみを独立して分類し、その残余の産業は実効競争的であると考へる。

## 三

さらにナッターは、彼の研究における統計的処理についての批判およびその後の同種の研究を評価し、エドワード、ラベルゴットの彼に対する批判はすでに論駁された、と述べている。また、この研究での独占度測定の指標は便宜的なものであるが、これに十分代りうるような指標は今のところない、と考へている。

産出高・利潤の変動などの多様な基準による）とをよりどころにしている。第二章は、この三人の研究を批判的に検討するなかで独占的産業をさらに具体的に規定し、それにもとづいて一九三七年と一九三九年の独占度の推定値を測定している。それによると、両年における独占的産業のリストは、おもにウィルコックスの基準に依存しているが、そのうち、「純粋」カルテルと輸入産業とが除外され、五〇％以上の集中度をもつセンサス産業と七五％以上の集中度をもつセンサス製品（ミーンズとクラウダーの計測による）が追加されている。

このような方法によって測定された独占度の推定値は、一九三七年と一九三九年の両年において、経済全体に対しては約二一％であり、政府部門を除く（政府統制部門のうち、もし統制がなければ私的独占が支配的であろうような産業は独占的産業に含まれる）私的部門全体に対しては約二六％（実効競争的産業および非営利的産業は、七四％）である。このような調査結果にもとづいて彼は、実効競争的生産が一九三〇年代後半に独占的生産の約二・五ないし三倍をしめていた、という結論を出している。それとともにナッターは、独占度の測定値は独占の重要性の測定値ではない、ということを強調し、後者は独占の価格決定がもしも競争の価格決定にとって代られた場合、実質国民所得に生じるであろう変化の割合である、と指摘していることは注目し値する。

第三章では一八九九年—一九三九年の独占の成長の数量的な推定値が求められる。しかしナッターは、この測定に先立ち、独占の成長に影響を及ぼす諸要因を列挙し、それらの要因がこの期間に独占

の状態を拡大する方向に作用したか否か、について若干の推論を行なっている。それによれば、市場の拡大と革新は独占の成長に反対する方向で、国民所得の構成の変化（独占的経済部門の比率の増大）と法的枠組の変化は独占の成長に有利となる方向で作用した。これに対して不確実性の変化は、それ自身が独占的状态と競争的状态のいずれに有利になるのか、また不確実性がこの間に増大したのか否か、そのどちらの点についても不明である。また、規模の経済の及ぼす影響についてはナッターは、製造業総生産額にしろる最大規模プラントの割合の増大を確認しつつも、これが独占的状态を拡大する方向に作用したかどうかは不明である、という。

一八九九年—一九三九年の独占の成長の推定値は、ナッターによれば、一八九九年と一九三九年の独占度を比較することによって求められる。ところで、この両年を比較する場合には、一八九九年について、独占的産業の規定と国民所得の推定法の二点の問題がでてくる。まず独占的産業の規定については、一八九五年—一九〇四年の最大四企業産出高集中度が五〇％以上の産業（市場の地域的性情も若干は考慮されている）をもって、一八九九年の独占的産業であるとされる。しかるにこの基準は、二つの理由——一九三〇年代には五〇％以下の集中度の産業でも独占的と考へられる場合がある、ということ、および一八九〇年代には、一九三〇年代の同率の集中度よりも、最大企業の需要の弾力性がより低くなると考へられる（一八九〇年代の方が同一ないし異種産業間での製品の代替性がより小さい、と考へられるため）、ということ——から、一九三九年の基準よりもより制約されたものであるようにみえるけれども、ナ

ッターは、このような理由は、一八九〇年代の集中度が一九三〇年代に対して過大評価されている可能性があるということによって相殺される、と考へる。他方、国民所得の推定値についてみると、第二章では（一九三七年と一九三九年）商務省の推定値が用いられているが、一八九九年にはR・マーチンの推定値しか利用しえない。しかるに、マーチンの推定値は一九三七年で切れているため、ナッターは、一九三九年を一九三七年に取りかえ、一八九九年の集中度と一九三七年の集中度をマーチンの国民所得推定値によって測定する。このような基準によってみると、一八九九年から一九三七年までに、国民経済全体での集中度は一七・四％から一九・三％に、非政府部門での集中度は一九％から二五％にいずれも上昇した。ところが、一九三七年の独占的産業を一九九九年に用いられた基準によって規定するとすれば、一九三七年の集中度は、国民経済全体では一一・〇％、非政府部門では一五％といずれも一八九九年に対して減退傾向を示す。かくしてナッターは、集中度の成長についてあまり明確な結論を引き出しえないと考へるのであるが、彼は、このような不明確さそれ自体が意味をもつという。

#### 四

ナッターによる集中度の前述の定量分析は、第四章では、アインホーンによって戦後の一九五八年まで延長される。ところで、一九三九年—一九五八年の集中度を測定する場合の第一の困難は、先に用いられたウィルコックスのものに概当する独占的産業の基準が戦後には見出しえない、ということである。そのため、アインホーンは新

たにそのような基準を設定している。しかるに製造業での分類基準としては、最大四社産出高集中度（産業もしくは製品分野での）、カルテル行為の法的証拠、および地方的市場をもつ産業の全国的動向の三点があげられており、またその他の産業グループでも、産業グループ毎の個別的検討をつうじて独占的産業が抽出されている。

このような独占的産業の規定に依拠して推定された集中度は、国民経済全体に対して、一九三九年が二〇・四三％、一九五四年が一七・九三％、一九五八年が一五・九九％であった。他方、アインホーンは同じ年次について、主要産業グループ毎の集中度をも推定しているが、その結果は五グループでは減退傾向、三グループでは増大傾向を示し、二グループでは増減いずれの傾向をも示さなかった。ところで集中度は独占を規定する場合に重要な基準となるのであるが、第五章はこの集中度をとくに製造業について分析し、第四章を補充している。アインホーンによれば最大四社産出高集中度（絶対的集中度）について産業集中度が五〇％以上、もしくは製品集中度が七五％以上であればその産業は高集中産業と考えられる。製造業全体に対するこの高集中産業の所得の割合は、一九三九年には二七・二％、一九五四年には三一・六％、一九五八年には三〇・六％であり、全体として増大傾向を見出しうる。しかしながらアインホーンのいうところでは、この増大傾向は、その他の構造上いしは行動上の変化が独占の相対的成長を制限したため、集中度の増大に導かなかつた。

他方、アインホーンは、規模の経済性が独占の成長に及ぼす影響を検討するため、ローレンツ分布によって一九三六年—一九五八年

の相対的集中度の変化を考察している。その結果は、製造業全体の相対的集中度についてみても、主要産業グループ毎の相対的集中度についてみても、一九五四年までの増大傾向とそれ以後一九五八年までの緩慢な低下傾向がみられる、ということである。しかしながら、このような相対的集中度の変化は、最小規模事業所の増減（すなわち景気循環的条件）を反映するものと考へられるのであって、規模の経済性が独占の状態に都合のよいものであったとはいえない、とアインホーンはいう。

第六章は、一八九九年—一九五八年について、すなわちナッターとアインホーンの分析対象になった期間全体について、独占の成長を示す推定値を測定している。このような全期間にわたる分析には、一八九九年と一九五八年の集中度を直接に比較する方法と、一八九九年—一九三八年と一九三九年—一九五八年の二つの調査期間を結合する方法とがある。まず前者の方法をとる場合には、先にみたようにに独占の分類基準と国民所得の推定法において難点がある。しかし、これらの難点を捨象して考へると、集中度の推定値は、国民経済全体では一八九九年に一七・四％、一九五八年には一五・九％、非政府部門では一八九九年に一九％、一九五八年に二三％であり、国民経済全体に対しては幾分か減退、競争度に対してはかなりの程度の増大を見出しうる。しかるにクラウダーの分類基準にもとづいて一九五八年の集中度を測定すると、それは国民経済全体では一一・五％、非政府部門では一八％になり、経済全体に対してはかなりの程度減退し、競争度に対してはほぼ同一であった。

他方、一八九九年—一九三七年についてのナッターの調査結果も、

一九三九年—一九五八年についてのアインホーンの調査結果も、集中度が経済全体ないしは競争部門に対して有意な増加を示した、という証拠を何ら提示していない。そのことから、両期間を結合するとしても集中度の有意な増加はあらわれない、とアインホーンはいう。

#### 五

ナッターとアインホーンは、第七章において、以上の論述を要約するなかで、集中度が有意な増加を示したとの証拠は何もない、と結論している。しかし、彼らがこの結論に対していくつかの留保条件を設けていることも看過すべきではない。すなわち以上の推定をなすに当たっての測定上の問題としては、①国民所得の推定法の問題（一九三七年についてマーチン推定と商務省推定のそれぞれを用いた集中度を比較した場合の誤差は決定的なものではない、という）、②独占的産業で生じた所得の推定値が総生産額によって出されている場合がある、という問題（集中度を幾分過大評価する可能性がある）、③独占についてのデータの不足という問題（産業部門、あるいは時期によって利用しうるデータの量が異なる）、④特定年次の集中度はその前後の年次を代表しえない、という問題があげられる。

さらに、独占の規定、もしくは機能上の定義にかんしては、基準になる集中度をどのように選択するか、産業をどのように定義するか、集中度以外の要因をどのような基準にもとづいて導入するか、といった問題が生じる。

また、この研究の性格そのものから設定される留保条件としては、

筆者たちは、企業独占のみを取扱い労働独占は考察されていない、アメリカ国内の企業についてのみ考察している、「純粹」カルテルの役割を検討していない、独占が経済に対して持つ重要性を考察するものでない、といった諸点を指摘している。

しかしながら筆者たちの期待するところは、このような留保条件にもかかわらず、本書が競争維持政策の評価についてのエコノミスト間の見解の不一致を解決するのに役立つであろう、という点にある。なお、本書の末尾には統計データの処理に於いて一四五ページにわたる付録がついている。このうちA、B、Cは本文でその調査結果が示された独占度および独占の成長についての基礎データを提示しており、また付録Dは、二人の研究を一つにまとめるにあたっての諸問題、対数正規分布とローレンツ分布の諸問題を考察している。

ナッターとインホーンは本書において、競争維持政策の有効性を確認すべく、独占的産業の分類基準の決定、あるいはデータの収集と整理などにかんする幾多の困難にもかかわらず、半世紀余にわたる長期間の独占度の定量分析をなした。近時、産業組織論において「独占」分析の理論的精緻化と実証の詳細化がすすめられているが、本書で検討された論点についての一層の実証的論求がこの十数年間になされたとはいえないだろう。その意味でナッターとインホーンの個別的な研究が一冊の書物にまとめられ、統一的・系統的研究として出版された意義は大きい。

最後に二点に限り、本書の問題点を示すことで結びとしたい。第一に、独占的要素がアメリカ経済において競争維持政策を無効に

するほど広汎になっているかどうか、を定量的に検討することが、本書の問題意識であると考えられる。本書における独占度の測定が右の問題解決の一助となりうることはいうまでもないとしても、かかる定量分析（それが独占度のみならず、独占の重要性をも測定したとしても）がそのままこの問題に解答を与えるものではない、ということに注意する必要がある。第二に、本書において指摘されている諸留保条件のうちでは、一八九九年、一九三七年、一九五八年の各年次において独占の規定が異なっていることが、とくに重要である。独占の成長についての推定値が異なった分類基準では反対の傾向を示す場合さえある、ということは本書の研究においても知りうる場所である。本書における諸基準よりもヨリ実態に即した独占の分類基準を設定し、この一定の基準にもとづいて各年次の独占度の推定値を測定する、という課題は依然として残されていると考えてよいだろう。

## R. スキデルスキー

### 『政治家たちと恐慌』

高橋 哲雄

〈甲南大学経済学部〉

Robert Skidelsky; Politicians and the Slump. The Labour Government of 1929-1931. Macmillan, 1967. pp. xiv + 431.

この一見不愛想な、魅力を欠くと言えいってよい題名の書は、一九三一年のイギリス労働党内閣の悲劇——恐慌対応策の失敗とそれにつづく党の分裂・選挙での敗北——とよばれる事件の実態を検討し、三〇年代以来のイギリスの政治・経済史にとってそれが果すことになった真の意味を掘りおこそうとした試みである。それは単なる政治的分析ではない。労働党を主役とする各政党の経済思想Ⅱ政策の形成と対抗を軸として、それを恐慌の展開、関連インテレストの消長、政党政治の動きのなかに組み込み、位置づけながら、イギリス社会主義のありかた、否、より広く成熟段階の資本主義国における社会主義政党のありかたを、大恐慌といういわば限界状況の

なかで問いつめようという野心的な構想に立つ労作である。そのできばえについても、刊行後二年をへずしてすでに経済史の碩学から「われわれが若い学究の処女作に期待する権利をもつところをはるかにこえた、おどろくべき好著」という評価をかちえてくる(Sidney Pollard in *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, No. 16)。

まず、この政治危機そのものと、そこへの道程をなす、主として経済的背景のあらましを、手みじかにみておくことからはじめたい。それはまた、本書の詳細をきわめた叙述的部分の、ごく大づかみな要約をおこなうことでもある。

## 二

一九二九年の総選挙で労働党は保守党をおさえて史上はじめて第一党となり、自由党の協力関係を前提として第二次労働党内閣を形成した。しかし、組閣後まもなく訪れた周知の大恐慌のさなかで、この政府は重大な選択に直面することになった。すなわち、一方では、二〇年代の輸出基幹産業を中心とする産業不況とそこに発生した膨大な慢性的失業者群は恐慌によってその極にまで増幅され、それが税収減、失業手当増をつうじて財政危機を生み出した。他方、中欧に端を發した国際金融恐慌は、ドイツの支払危機を媒介として、長期貸・短期借という特徴的な脆弱な構造をもち、かつ輸出不振になやむイギリスの国際収支に危機をもたらした。金本位制の維持をむずかしくした。このさい、財政危機が、メイ報告の不幸なタイミングの發表によって、ロンドンからの短資流出を招くというかたわで

国際収支の危機を加速したという関連に注意しておきたい。

こうした一連の危機状況に対応して、さまざまの思想遺産を負う政策提案が党を含む——利害を代表し、さまざまの思想遺産を負う政策提案があらわれた。保守党の主張する企業減税と保護関税(それによる産業回復)および社会保障費の大節減(恐慌の賃金の下方硬直性原因説と均衡予算原則)案は労働運動にとって政治的にとうてい受け入れられぬものであり、また逆に独立労働党の主張する富裕税Ⅱ所得再分配による購買力創出と産業・銀行の国家による再編プランに対する支持もほとんどなかったけれども、自由党および労働党内モズリ派らの発案にかかる公債発行による公共投資を根幹とし(独立労働党も公共投資そのものには賛成、それに財政関税(自由党の大部分も最終的には同意)を組み合わせた対応策は、政治的にもっとも実現の容易な路線であったとみられる。

にもかかわらず、労働党首脳部が最終的にとった道はもっとも伝統的な一九世紀型の政策システムであった。すなわち、金本位制と自由貿易の擁護を大前提とし、そのために均衡予算方式を守りぬこうというのである。不況期の増税は至難事であり、かつ関税は採らぬのだから、当然にしわ寄せは歳出面、とくに失業保険への補助金切りつめに向けられることにはなつた。これが労働党にとって政治的に致命的ともいえる重大な選択であることは論をまたぬであらう。しかし、破局的な国際収支状況をまえにし、いうところの国際金融資本の圧力の下に、蔵相スノーデンは失業手当の削減を決定した。

この決定をめぐって労働党は分裂、一九三一年八月、首相、蔵相ら労働党の一部は保守党(および自由党の一部)と合体して連立内閣

を形成し、多数派労働党——労働運動をバックにもつ——は野に下った。ひきつづき総選挙が行われ、労働党多数派は恐慌以来の重要な無策——ことに失業対策面での——の責をかぶせられて惨敗、三〇年代の保守党政治体制がここに確立した。連立内閣形成の最大の目標であった金本位維持がほどなく崩れたのは皮肉な結果であり、一九世紀的経済政策の破産を物語るものではあったけれども、残余の三〇年代は保守党の主導権の下に保護貿易経済のブロック化がおしすすめられることになったのである。

この事件は三重の意味で「悲劇」の名にふさわしい。まず、労働党にとっては、単に爾来十余年政権への道がふさがれただけでなく、労働運動内に長く確執をもちこみ——実にモズリらファシストさえ排出したのである——沈滞の三〇年代を招いた。第二に労働者階級にとってもそれは悲劇であった。政策選択の失敗は実には一九三八年まで一五〇万をこえる失業者を街頭にとどめることになった。第三に——これはスキデルスキの創見であるが——失業との戦いの敗北はファシズムとの戦いで敗北主義の土壌となった。革新勢力の沈滞とこの無力感を生んだという点で、一九三一年は宥和政策Ⅱ——ニヒへの道をととのえるものであったといえる。

### 三

当然ここで予想されるのは、労働党政府はなぜ分裂の危険をおかしてまでもっとも伝統的Ⅱ非革新的な、労働運動に敵対的な経済政策をえらぶことになったのか、という問である。

スキデルスキによると、この事件を含む兩大戦間の政治史は、

主義は過去を説明し、未来を約束する、が現在に提供する何ものをもたぬ」とされる議会政党としての思想的・政策的未成熟——ここにこそ不況対策Ⅱ失業政策さえ、旧派経済学に反映されるシティⅡ大蔵省の支配グループにつけ入れられ、引き回され、「経済的保守派」の立場に追いやられた最大の原因があったとするのである。

### 四

スキデルスキのこのような解釈は、しかし、決して新奇なものではない。たとえば、同時代人であり主要登場人物でもあるケインズその人が早くも一九三二年に労働党批判をくりひろげている(『Dilemma of Modern Socialism,』 in *Political Quarterly*, 1932)が、著者の立場はそれと大きくかけはなれたものではない。また、労働運動の側に自己のあたらしい経済思考の政策論が欠けていたことにその三〇年代の悲運の根因を求めるといふ発想はすでにシュトタルムタールに明確にみられる(A. Stummthal: *The Tragedy of European Labour*, 1951)。否、スキデルスキの立脚点は、ある面では、却ってシュトタルムタールのそれより後退したところにあるともいえるのである。というのは、第一に、シュトタルムタールは労働党の自由放任原則への固執の重要な一因として「保護関税は戦争を促進するであろうという信念、およびすべての貿易上の障害の除去が平和を保障するであろうという信念」を指摘し、それによって同党の国際政治上の平和主義と経済的自由貿易主義の内的関連をあざやかに照らし出し、前者への優先が後者の選択を必然化したという見方への道を開いているのであるが、スキデルスキにはこうした観点がない

資本主義対社会主義、あるいは労働党対他政党の対立という観点からのみみるべきものではない。真の対立はむしろ「経済的革新派」と「経済的保守派」、いかえれば国家介入派(修正資本主義派)と自由放任の旧派の間にあった。そして一九三一年の悲劇性は、まさにかかると「革新派」が政治的に「保守派」に敗れたところにある、というのが彼の基本的発想である。このばあい、労働党首脳部はけつして革新派でなく、反正統派的思考は自由党や労働党の反首脳部諸派の主張に見出すことができる。

ではなぜ「経済的革新派」は敗れたのか。スキデルスキはいくつかの通説的原因論を粗上にのせていく。労働党が過半数をとれなかったから大胆な政策が実施できなかったのだとか、革新的思考への「世論」の支持がこの国では弱かったからだとか、議会制度や行政機構が国家の経済干与に適合した形態をとってはず、そうした伝統も欠けていたからだとか、あるいは政府・与党幹部が無能であった——ひとりのケインズはおろか、カルドア、パローさいえいなど——からだといった諸点を、あるばあいにはその部分的正しさをみとめながらも、それらが決して支配的要因ではなかったことを説得的に論じている。そして結局、彼は労働党政府の誤った選択の基本的原因を党自身の矛盾した性格のなかに見出そうとする。すなわち、労働党は議会民主制の枠から出た行動をとることができないにもかかわらず、ユートピア的な「全体的解決」に理念的に固執して漸進的改革路線に反撥し、そのため社会主義への過渡期の経済政策ヴィジョンを欠き、目標実現のための政治理論をもつことができなかった。そこにイギリス労働党のディレンマがあった。その「社会



く、ためにこの問題の説明原理としては、スノーデンのモノマニックな正統派経済学への信仰を極端に強調する傾向を示している。しかも、これと関連して、スノーデンがなぜ閣内・党内でかくも不動の地位を得ていたかが必ずしも明らかでない。一九三〇年秋には首相は次の選挙での勝利を確実にするため、関税を含む一連の政策を考え、それに反対するスノーデンの更迭を考えた(三二六―三七頁)、が翌年八月には、党の分裂回避の瀬戸際でありながら、関税採用か蔵相更迭かの選択に当って、後の道をとることが首相にはできなかったという(三六六頁)。この二つの時点の間の首相の考えの変化について納得のいく説明は与えられていないが、したがって蔵相の地位そのもの——あるいはそれに反映されている Treasury View と Union View の力関係——についても確たる結論を導き出すことはできないのである。

第二に、より根本的な方法上の発想についてもわかに賛成できない。著者のばあい、経済思想の革新性とは何よりもまず不況失業者への対応手段、より一般的には経済政策理論としての有効性をいみするものようであるが、そうした観点が中心にすえられた結果、政治的(あるいは階級的)諸対抗・諸連繫の差異、ひいては体制的差異が後景に消えるきらいがみられないではない。たとえばモズリ派のイギリス・ファシストでさえ、その正統派経済思想からの距離の遠さ、経済政策の発想の斬新さのゆえに、本書ではきわめて同情的な扱いをうけている。こうした見方をつきつめていくなら、ナチスの計画経済や軍拡でさえその失業政策としての速効性によって容認されることにもなりかねない。少なくとも三〇年代の回復過程の

体制パターンの差はここからは出てきにくいのである。

右のようないくつかの疑問にもかかわらず、本書が依然として一九三一年の史劇のもっとも価値高い文献であり、さらには三〇年代以後のイギリス労働党の性格把握のためのきわめて貴重な学問的貢献であることにはかわりはない。イギリス現代史において労働党内閣の崩壊の果した転機的作用にもかかわらず、その研究は意外に乏しい。モワット、マッケンジーの通史、政治論中で正當な注意を払われてはいるものの、直接の研究書としては、バセットのそれに指を折るにとどまる(R. Basset: *Political Crisis, 1958*, 4th ed. C. L. Mowat: *Britain between the Wars, 1918-1940*, 1955; R. T. McKenzie: *British Political Parties, 1954*)。しかも、バセットの分析は、その副題がいみじくも示すように、あまりにも政治史的な側面にかたよった研究であり、一九三一年事件のもつ真の問題性を大きくひき出したものとはとうていいえない。そのいみで、スキデルスキーの研究は単に従来の諸研究の実証的空白を埋めるにとどまるものではない。それは、一般的には資本主義体制下において、特殊時には国家独占資本主義への推転をもたらした大恐慌下にあったという二重の困難な状況のなかに政権についていた労働運動の運命をみつめ、権力の行使に必要な思想的、政治的、理論的な成熟を欠いたがゆえに労働運動が挫折した過程をいきいきと再現することによって、労働運動のありかたについてあらためて検討をうながすことに成功した。同時に、より特殊的には、こうした限界状況下で断面図をとることによって、イギリス労働党の性格を深いところできらえらるるにも成功し、さらに一九三〇年代の政治・経済史への展望につ

いても、たとえば宥和政策との関連、回復過程の経済政策の型との関連といった面から、いくつかの注目に値する暗示を与えたということができる。

〔補足〕 一昨年、イギリス政府の内閣文書の非公開期間が従来の五〇年から三五年に短縮され、その結果本書の著者が執筆に当たって利用がゆるぎなくなった多くの文書が陽の目を見ることになった。しかし、それによっても本書のすぐれて実証的な推断の多くはくつがえされることはなかったのであるが、あたらしく公表された資料にもとづいての著者の補足的見解を含む要約をみておくことは、やはり有用であらう。Times, *Business Review*, Dec. 2 and 3, 1968 を参照された。

第二十六回大会について

日本経済政策学会第二十六回大会は、六月二十八日(土)・二十九日(日)の両日にわたり小樽商科大学の主催で同市・小樽女子短期大学を会場として開催された。本大会はもと主催校小樽商科大学校舎を会場に予定していたが、大会数日前に主催校の止むをえざる事情により予定会場の使用が不可能になったため、前記小樽女子短期大学に会場を急遽変更した。

大会前日、二十七日(金)午後四時より市内・北海ホテルにて常務理事会が山中篤太郎代表理事を座長として開かれた(二十名出席)。常務理事会では山中座長より前大会後一年間の会務・会計報告がなされ、さらに大会運営、年報編集、入会申込者、次回大会主催校等の議題が審議、それぞれ承認または可決された。常務理事会終了後夕食の席上で、主催校小樽商科大学実方正雄学長より歓迎の挨拶と会場変更のお詫びが述べられた。

大会第一日(出席者約一八〇名)は、会場変更以外はプログラム通りに、午前の部(自由論題・三部会)、午後の部(準共通論題・二部会)にわたって報告と討論が熱心に行なわれた。第二日(出席者約一六〇名)は、共通論題による報告、予定討論、自由討論が午前・午後にわたり活潑に行なわれ、多大の成果をあげた。

第一日 午前の部(自由論題)

第一部会

- 1 進学率上昇の経済的評価 座長 福岡大学 梅田政勝 愛知教育大学 渡辺行郎
- 2 経済政策と人口政策 駒沢大学 南 亮三郎

第二部会

- 1 関税政策の諸類型 座長 東京大学 武田隆夫 名古屋市立大学 柴田 裕
- 2 商業の本質 神奈川大学 大泉行雄

第三部会

- 1 ソ連と日本の生活水準の比較 座長 慶応大学 気賀健三

関西学院大学 丹羽春喜  
経済成長と積極的労働力政策  
名古屋大学 稲毛満春

午後の部(準共通論題『寡占と経済政策』)

第一部会

- 1 企業の分散と資本の集中——山形県機械工業の組織化を中心に—— 座長 慶応大学 伊東岱吉 明治大学 松尾 弘
- 2 過当競争について 盛岡短期大学 浦野晴夫 南山大学 中村 精
- 3 大規模行動社会の経済政策 名古屋大学 藤井 隆

第二部会

- 1 混合経済下における有効競争 座長 立教大学 加藤誠一 早稲田大学 小松雅雄
- 2 米国大企業の成長と収益性分析 東北学院大学 赤沢昭三 京都大学 瀬尾美巳子
- 3 寡占と産業組織政策 慶応大学 佐藤芳雄

第二日 共通論題『寡占と経済政策』

午前の部

1 新産業体制と産業政策

- 座長 神戸大学 北野熊喜男
- 報告者 法政大学 前田靖幸 大学青山学院 原 豊

常務理事、理事、幹事会

2 戦後日本の寡占(寡占)と反寡占政策

- 座長 南山大学 酒井正三郎
- 報告者 東洋大学 御園生 等 学習院大学 宇野博二

昭和四十四年六月二十七日 北海ホテルに於て常務理事会が開催された。協議事項は左の通りである。

3 寡占と経済政策

- 座長 神戸大学 藤井 茂
- 報告者 通産省 天谷直弘 国民経済研究協会 竹中一雄

1 共通論題討論

- 座長 関西大学 越後和典
- 一橋大学 坂本二郎

2 自由討論

第一日報告・討論終了後午後四時半より会員総会が開かれた。総会は主催校側挨拶(大会準備委員代表麻田四郎)の後、大泉行雄教授を議長に選出、ついで山中篤太郎代表理事より会務・会計関係の報告・審議のほか、部

会報告(関東部会、御園生等氏、中部部会滝沢菊太郎氏、関西部会・新野幸次郎氏、西日本部会・松浦茂治氏)、新入会員(加藤寛氏)年報編集報告(五井一雄氏)、次回大会主催校(甲南大学)等の議題がそれぞれ承認または可決された。

昭和三十九年六月十二日 七月十日 昭和四十五年四月十一日 年報編集及び大会についての打合せが行なわれた。今年度関東部会幹事校は早稲田大学に委任された。

## 関東部会について

本年度の関東部会研究会は、部会当番校早稲田大学の大学紛争により、その開催がのびのびになっていたが、ようやくつぎのようになされた。

日時 昭和四十五年四月十一日(土)

午後二時より四時三十分まで

会場 早稲田大学十九号館会議室

報告

一、新経済社会発展計画の課題

企画庁 高橋毅夫氏

二、新経済社会発展計画をめぐる諸問題

東洋大 御園生等氏

当番校の小松雅雄常務理事の開会の辞に基づいて、山中篤太郎代表理事より第二十七回大会の準備状況について報告がなされた。ついで松尾弘常務理事を座長として報告会にうつった。高橋氏は、新経済社会発展計画の作成者の立場から、新計画の作成経過、その特質および課題について、既存の批判にも言及しながら報告をおこなった。この報告について遠藤氏(日大)、石原氏(国立国会図書館)、小林氏(山梨大)、諏訪氏(早大)からの質問があった。

御園生氏は、新計画に含まれる政策上の種々な問題を摘出し、批判的な論評をおこなった。この報告について、五井氏(中央大)、野田氏(明大)、山中氏(明大)から質問があった。

出席会員は二十名で、有意義な研究会を開くことができたことは、当番校にとっても幸であった。(柏崎利之輔記)

## 関西部会について

(1)昭和四五年年度の大会当番校が甲南大学となつたため、昭和四四年十一月一日(土)午後一時より甲南大学において関西部会幹事会を開き、全国大会開催に関する諸般の打合せをおこなった。共通論題については各部会に問いあわせることになった。

(2)昭和四五年四月四日(土)午後一時より、同じく甲南大学において関西部会幹事会を開き、各部会より寄せられた意見を参考にしながら、昭和四五年年度全国大会の共通論題を決定し、大会開催までの手続きについて協議した。

なお、昭和四四年度はついにも部会

報告会を開くことができなかった。(野尻武敏記)

## 中部部会について

昭和四四年は、関東や関西と同じように、中部地区でも大学紛争が続発し、学会活動がやりにくかった。このため、毎年秋に行なっていた工場見学は中止し、地方大会だけを行なうことになった。

## 第五回中部地方大会

日時 昭和四四年

場所 愛知学院大学商学部(名古屋市千種区楠元町一〇〇)

出席者 三五名

開会挨拶 愛知学院大学商学部長 成実清松

研究発表

1 関税政策と資本蓄積

名古屋市立大学 柴田 裕

予定討論者 愛知教育 渡辺行郎

2 台湾の経済発展と高雄輸出加工区

予定討論者 愛知学院大学 石橋 隆

予定討論者 名古屋大学 松永嘉夫

3 農民層分解について

愛知学院大学 森 博勇  
予定討論者 名古屋 真継 隆

4 戦後の我国における所得分配率の動態

名古屋学院大学 横井弘美

予定討論者 名古屋 稲毛満春

5 東海三県における金融機関の発達(明治、大正期について)

愛知学院大学 佐野勝次

予定討論者 愛知県立 江崎洋吾

部会総会

1 昭和四四年度部会主要行事報告

2 部会会計報告

3 来年度地方大会開催校の検討

懇親会

午後六時より城山会館にて中部地方大会準備委員会主催による懇親会が行なわれた。

(滝沢菊太郎記)

西日本部会について

西日本支部では、本年度に入つて左記のよう

に、第九回および第一〇回の二回、研究報告会を兼ねて理事会を開催した。また年報の

書評執筆・部会報告については、梅田常務理事・伊東理事を中心に、支部会運営に当たってきた。また研究報告会のおとで、部会準備委員会主催で懇親会を行なつた。

第九回研究報告会 四四年五月三十一日(土)

午後一時三〇分より(於福岡大学本館第一会議室)

1 過剰資本の諸形態と中小資本

長崎大 有田辰男

2 所得再分配効果とB・C分析

福岡大 水谷守男

3 松尾造船・川南工業・三菱造船—香焼

鳥における造船業の変遷—

長崎大 前川忠良

第一〇回研究報告会 四五年一月二四日(土)

午後一時三〇分より(於福岡大学新館第一会議室)

(1)長崎市における物資流通

長崎大 有田辰男

(2)水産経済の見方について

九州産大 新川伝助

理事幹事会 研究報告会の開催場所・見学会

等について協議したが、本年度は会員の多くが、大学問題等で多忙であり、会場も二回と

も福岡大学の好意にあまえて同大学の御世話になり、研究報告会を行った。今後も積極的な支部会員の御意見を伺つて、支部会運営に万全を期していくことにした。(松浦茂治記)

昭和44年度大会承認新入会員名簿

氏名 所属機関

土井 紀夫 鹿児島経済大学

江副 那英 大東文化大学

福田 亘 神戸大学

福岡 武二 北星学園大学

古田 巖 南日本短期大学

橋口 幸夫 鹿児島短期大学

原田 万幸 下関市立大学

林 基 福岡大学

日隈 健一 福岡大学

弘田 嘉男 国学院大学

伊木 誠 国学院大学

今川 健 東海大学

稲垣 慶一 南日本短期大学

加藤 孝 中小企業振興事業団

木村 秀昭 駒沢大学

草原 光明 日本大学

望月 嘉市 小樽商科大学

百瀬 恵夫 東海大学  
 森 博男 愛知学院大学  
 永田 智則 駒沢大学  
 中川 清一 鹿児島経済大学  
 中本 博皓 上武大学  
 尾埜 祐久 芦屋大学  
 斉藤 重雄 日本大学  
 斉藤 優 中央大学  
 柳 喜三郎 福岡大学  
 清水 哲之 明治大学  
 新川 伝助 九州産業大学  
 副島 保 福岡大学  
 外間 安益 鹿児島経済大学  
 杉野 元亮 福岡大学  
 杉嶋 岑 日本経済研究センター  
 鈴木 守 城西大学  
 津田 直則 大分大学  
 山中 豊国 福岡大学  
 横尾 邦夫 国学院大学

東北開発研究 東北開発センター  
 東京銀行月報 東京銀行  
 The Annals of the School of Business Administration, Kobe University 神戸大学経営学部

Asiatic Research Bulletin Korea University  
 朝鮮学術通報 在日朝鮮人科学者協会  
 電研報 電力中央研究所  
 電力需要指標 電力中央研究所  
 同志社商学 同志社大学商学会  
 同志社商学川合安雄 同志社大学川合安雄教授古稀祝賀記念号  
 同志社商学黒川芳蔵教授追悼記念号  
 同志社商学部創立20周年記念論文集  
 Economic Indicators U. S. Government  
 Printing Office  
 福岡大学経済論叢 福岡大学研究所  
 研究概要 松永記念科学振興財団  
 研究報告 電力中央研究所  
 関西大学経済論集 関西大学経済学会  
 工業立地 日本工業立地センター  
 国際科学情報 外務省国際連合局科学課  
 国際開発ジャーナル 国際日本協会  
 国際問題 日本国際問題研究所  
 国際商科大学論叢 国際商科大学  
 神戸大学研究年報 神戸大学経営学部

広域港湾の開発と発展 神戸市企画局  
 共石時報 共同石油株式会社  
 日米フォーラム 米国大使館  
 日医ニュース 日本医師会  
 日韓経済 日韓経済開発公社  
 新潟大学経済論集 新潟大学人文学部  
 農村研究 東京農業大学農業経済学会  
 竜谷大学経済学論集 竜谷大学経済学会  
 流通経済論集 流通経済大学学術研究会  
 産業貿易研究所報 桃山学院大学  
 産業経済研究 久留米大学産業経済研究会  
 証券投資信託月報 証券投資信託協会  
 証券投資信託年報  
 商工金融 商工組合中央金庫  
 商工金融総索引  
 社会主義革命と反帝反米闘争に関する金日成首相の偉大な戦略戦術について 金炳植  
 Socialist Thought and Practice Punisa PEROVIC in Yugoslavia

年報編集後記

昨年六月の第二十六回大会(小樽商大)で承認された年報編集方針改善案に基づき本年度から編集事務に関する編集委員会制度が発足した。その結果私のほかに編集委員は丸尾直美(中央大)、佐藤芳雄(慶応大)、両氏、編集協力者としては石畑良太郎(関東部会)、越後和典(関西部会)、藤井隆(中京部会)、松浦茂治(西日本部会)の四氏が本部幹事会で選出され、編集事務機構が拡充強化されることになった。

同時に本年度から年報の編集方針は以下のように変わった。(1)共通論題、準共通論題の報告原稿にスペースを重点的に提供すること。(2)学界展望論文テーマは共通論題に合わせ、共通論題報告と同等のスペースを提供すること。(3)自由論題報告原稿にたいしては、その年報収録の意義・重要性を損わない程度にスペースを減らすこと、等。以上の新しい編集方針に基づき編集委員会は作業を開始したが、その手はじめとして学界展望論文の執筆を小西唯雄会員(関西学院大)に依頼することにした。小西氏の論文が年報のイメージ・チェーンにいささかなりとも貢献できたこと

れば、幸いである。

今回の年報編集にさいし編集委員会が苦心したことは、(1)自由論題報告原稿が規定枚数を大幅に越えることがしばしばあり、その都度執筆者に原稿枚数の削減を依頼せざるを得なかったこと、(2)最終期限になっても収録予定原稿の一部が提出されずに終わったこと、等である。(1)の点については、われわれの努力にもかかわらず自由論題報告原稿枚数に多少のアンバランスが生じてしまった。それにしても執筆者には随分迷惑なことであったろうと推察する。この点執筆者に御苦慮うとにも会員諸氏の深い御理解と御協力とを今後ともお願いしたい。(2)については、今後は特別の事情で執筆できないと判断された場合には、その旨編集委員に申しでもらいたいものである。そうでないと年報編集作業が遅滞するばかりでなく、催促のための時間と費用が無駄に嵩むからである。

さいごに激務のなか執筆して下さいました会員諸氏に厚く御礼申し上げます。年報編集事務に蔭から協力して下さいました勤草書房の大野本英樹氏にたいしても編集委員会を代表し謝意を表明したい。(五井一雄)

---

寡 占 と 経 済 政 策

---

1970年11月14日 第1刷発行

¥ 960.

編 者 日本経済政策学会  
(代表者 山中篤太郎)

発 行 者 井 村 寿 二  
東京都千代田区神田駿河台2

印 刷 者 田 中 忠  
長 野 市 中 御 所 2 - 30

---

発 行 所 東京都千代田区 勁 草 書 房  
神田駿河台2

落丁本・乱丁本はおとりかえます

大日本法令印刷・谷島製本

3333-931803-1836

## REPORTS

- An Economic Evaluation of University Enrollment Ratio ... *Yukio Watanabe*  
Economic Policy and Population Policy ..... *Ryozaburo Minami*  
Types of Tariff Policy ..... *Hiroshi Shibata*  
On the Substance of commerce..... *Yukio Oizumi*  
A Comparison of Levels of Real Consumptions between  
USSR and Japan ..... *Haruyoshi Niwa*  
Economic Growth and Active Manpower Policy..... *Mitsuharu Inage*

## SURVEY OF CONTEMPORARY ECONOMIC POLICY

- The Controversy of Policy toward Oligopoly in  
recent Japan.....*Tadao Konishi*

## BOOK REVIEW

- G. C. Allen : Japan as a Market and Source of Supply, 1967... *Toyosaku Aihara*  
A. Etzioni : The Active Society, 1968..... *Shoji Matsuyama*  
G. Fromm ; P. Jaubman : Policy Simulation with an  
Econometric Model, 1968..... *Toru Yobiko*  
P. Herzog : Prévission Economiques et Comptabilité  
Nationale, 1968..... *Sadao Suwa*  
V. Lutz : Central Planning for the Market Economy, 1969..... *Toshitake Noma*  
E. J. Mishan : The Costs of Economic Growth, 1967..... *Mamoru Suzuki*  
J. C. Narver : Conglomerate Mergers and Market  
Competition, 1967 ..... *Kiyooki Takagawa*  
G. W. Nutter ; H. A. Einhorn : Enterprise Monopoly in the  
United States : 1899—1958, 1969..... *Hirohiko Yasuki*  
R. Skidelsky : Politicians and the Slump, 1967..... *Tetsuo Takahashi*

THE ANNUAL  
OF  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

---

1 9 7 0

No. 18

---

CONTENTS

Introduction ..... *The Program Committee*

ARTICLES

“New Industrial System” and Industrial Policy ..... *Yasuyuki Maeda*  
Workability of Anti-trust Policy ..... *Hitoshi Misono*  
A few comments points at issue with regard to  
M.I.T.L.’s policy ..... *Naohiro Amaya*  
Summery Record of the Discussions ..... *Kazunori Echigo*

Decentralization of Enterprise and Centralization of Capital.....*Haruo Urano*  
Excessive Competition ..... *Tsutomu Nakamura*  
A Study on New Concept of Economic Policy in a  
Economy of Large Scale Activities ..... *Takashi Fujii*  
On a policy of workable competition in mixed economy ..... *Shozo Akazawa*  
The Growth and Profitability of the U.S. Large Companies.....*Fumiko Seo*  
Oligopoly and the Public Policies for Industrial Organization ..... *Yoshio Sato*

---

EDITED BY  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)  
Published by  
The Keiso Shobo Publishing Co.

---